

No.	規程の新しい出し					類型・PHASE		見直しの方針等の検討									
	自治体名	所管種	規制区分	再編種別	条例等名 / 様式名	条項 / 掲載場所	条項 / 改正内容	権限法令等名 / 通知・連絡等名 / 条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在 PHASE	見直し PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定	備考
1	熊本県市議会	総務課	審議区分	再編種別	条例等名 / 様式名	第2条	(条例の公布)	地方自治法	第16条第4項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型2	1①	3	>1.要見直し(条文の改正が必要)	ホームページ掲載を規定する。	令和8年6月	令和8年第2回定例会へ上程予定
2	熊本県市議会	総務課	定期検査・点検	条例	宇土市政治倫理条例	第6条	(関係企業等報告書の提出)	政治倫理の確立のための〇〇(知事)(員)の負等の公報に関する条例(業)	第4条	(c)国の法令等を参照しつつ、自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1①	>1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	報告方法については、書面に限定していない。			
3	熊本県市議会	総務課	定期検査・点検	条例	政治倫理の確立のための宇土市長の資産等の公開に関する条例	第2条	(関係企業等報告書の作成)	政治倫理の確立のための〇〇(知事)(員)の負等の公報に関する条例(業)	第3条	(c)国の法令等を参照しつつ、自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1①	<-1.見直し(アナログ的な手段に限定することが適当)			アナログ規制に該当しない	
4	熊本県市議会	総務課	定期検査・点検	条例	政治倫理の確立のための宇土市長の資産等の公開に関する条例	第3条	(関係企業等報告書の作成)	政治倫理の確立のための〇〇(知事)(員)の負等の公報に関する条例(業)	第3条	(c)国の法令等を参照しつつ、自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1①	<-1.見直し(アナログ的な手段に限定することが適当)			アナログ規制に該当しない(政治倫理の観点から関係の基準を参考に年1回公開は継続して実施する。ただし、公開の方法についてはオンラインでの公開を検討する。)	
5	熊本県市議会	総務課	往訪閲覧・閲覧	条例	政治倫理の確立のための宇土市長の資産等の公開に関する条例	第4条	(関係企業等報告書の作成)	政治倫理の確立のための〇〇(知事)(員)の負等の公報に関する条例(業)	第5条	(c)国の法令等を参照しつつ、自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1②	>=3.要見直し(今後運用の変更のみを行う)	運用により見直しを行う。	資産等報告書等をホームページで公開する。	令和8年6月	
6	熊本県市議会	総務課	往訪閲覧・閲覧	規則	宇土市長の資産等の公開に関する規則	第9条	(報告書の提出)	政治倫理の確立のための〇〇(知事)(員)の負等の公報に関する条例(業)	第5条	(c)国の法令等を参照しつつ、自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1①	>=3.要見直し(今後運用の変更のみを行う)	運用(第9条第6項)により、閲覧方法の見直しを行う。資産等報告書等をホームページで公開する。		令和8年6月	
7	熊本県市議会	総務課	往訪閲覧・閲覧	訓令	宇土市長の資産等報告書閲覧規程	第2条	(報告書の提出)	政治倫理の確立のための〇〇(知事)(員)の負等の公報に関する条例(業)	第5条	(c)国の法令等を参照しつつ、自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1①	<-1.見直し(アナログ的な手段に限定することが適当)	ホームページでの閲覧の申請、申し込みの必要はない。ただし、ホームページが閲覧できない場合は閲覧の申請を行う。			
8	熊本県市議会	総務課	往訪閲覧・閲覧	訓令	宇土市長の資産等報告書閲覧規程	第3条	(報告書の提出)	政治倫理の確立のための〇〇(知事)(員)の負等の公報に関する条例(業)	第5条	(c)国の法令等を参照しつつ、自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1①	<-1.見直し(アナログ的な手段に限定することが適当)	ホームページが閲覧できない場合は、閲覧場所は発行の通り。			
9	熊本県市議会	議会事務局	対面議決	条例	宇土市議会基本条例	第16条	(議員の職務)				類型1	1②	>1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))			アナログ規制に該当しない	
10	熊本県市議会	議会事務局	対面議決	条例	宇土市議会基本条例	第19条	(議員の職務)			(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1②	>1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	研修方法に縛りを設けておらず見直しは行わない。			
11	熊本県市議会	議会事務局	目視	議会規則	宇土市議会会議規則	第31条	(開会及び投票の効力)			(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①	<-1.見直し(アナログ的な手段に限定することが適当)	本会議中に行うため見直しは行わない。			
12	熊本県市議会	議会事務局	往訪閲覧・閲覧	議会規則	宇土市議会会議規則	第6条	(開会及び投票の効力)			(c)国の法令等を参照しつつ、自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	2	>1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	交付の方法に縛りを設けておらず見直しは行わない。			
13	熊本県市議会	議会事務局	往訪閲覧・閲覧	条例	宇土市議会の個人情報の保護に関する条例	第26条	(開示の義務)	個人情報保護に関する法律	第7条	(c)国の法令等を参照しつつ、自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	2	>1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	交付は、対面閲覧、写しを手渡し、写しを郵送(電子データ含む)のいずれかで行う。			
14	熊本県市議会	議会事務局	定期検査・点検	条例	宇土市議会の個人情報の保護に関する条例	第51条	(開示の義務)			(c)国の法令等を参照しつつ、自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	2	>1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))			アナログ規制に該当しない(検査等を行うのではなく、年に1度公表するための規定)	
15	熊本県市議会	議会事務局	往訪閲覧・閲覧	議会規則	宇土市議会の個人情報の保護に関する条例	第8条	(開示の義務)	個人情報保護に関する法律	第21条	(c)国の法令等を参照しつつ、自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	2	>1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	第5条において、個人情報ファイル簿を作成したときは、事務所の他の情報連携の技術を利用する方法により公表することとしているため、見直しは行わない。			

No.	規程の刊行						類型・PHASE		見直しの方針等の検討						
	自治体名	所管種	規制区分	再編種別	条項名 / 式名	条項 / 掲載場所	審議法等 / 通知 / 連絡等 / 条項名	当該条項等	規制根拠	類型	現在 PHASE	見直し PHASE	見直しの方針等の詳細	見直しの方針等の詳細	見直し予定 / (継続検討の場合) 再検討時期
16	群馬県	議会事務局	住訪開陳・視察	議会規程	電子署名の個人情報の取扱いに関する条項施行規程	第16条	当該規程	—	(b)自国の条例等に基づいて定めている規程	類型3	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用で変更済み))	再生による複製のほか、電子データの交付についても規定しており、アナログ的な手段に限定して再行は行わない。	
17	群馬県	議会事務局	FD等の記録媒体	議会規程	電子署名の個人情報の取扱いに関する条項施行規程	第16条	当該規程	—	(b)自国の条例等に基づいて定めている規程	類型3	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用で変更済み))	再生による複製のほか、電子データの交付についても規定しており、アナログ的な手段に限定して再行は行わない。	記録媒体を規定しているのではなく、その他規程を設けている。
18	群馬県	議会事務局	賞状・表彰	条例	電子署名の個人情報の取扱いに関する条項施行規程	第16条	当該規程	—	(b)自国の条例等に基づいて定めている規程	類型3	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用で変更済み))	再生による複製のほか、電子データの交付についても規定しており、アナログ的な手段に限定して再行は行わない。	アナログ規制に該当しない
19	群馬県	議会事務局	定期検査・点検	条例	電子署名の個人情報の取扱いに関する条項施行規程	第16条	当該規程	—	(b)自国の条例等に基づいて定めている規程	類型3	1①	2	a-3.見直し(今後運用の変更のみを予定)	現状では、収支報告書及び収支報告書等は紙での提出により運用している。今後、デジタル的手段による提出ができるように条例施行規程等の見直しを行う。	条例の見直しは不要だが、条例施行規程において、収支報告書等ととも提出したくじ帳簿等については基本提案として見直しが必要。また、デジタル手段等との見直しが必要
20	群馬県	議会事務局	住訪開陳・視察	条例	電子署名の個人情報の取扱いに関する条項施行規程	第16条	当該規程	—	(b)自国の条例等に基づいて定めている規程	類型3	1②	3	a-3.見直し(今後運用の変更のみを予定)	令和8年度以降、収支報告書をホームページ上で公開する。	令和8年6月
21	群馬県	議会事務局	定期検査・点検	規則	電子署名の個人情報の取扱いに関する条項施行規程	第3条	当該規則	—	(b)自国の条例等に基づいて定めている規程	類型3	1②	3	a-3.見直し(今後運用の変更のみを予定)	令和8年度以降、収支報告書をホームページ上で公開する。	アナログ規制に該当しない
22	群馬県	議会事務局	定期検査・点検	条例	電子署名の個人情報の取扱いに関する条項施行規程	第2条	地方自治法の一部を改正する法律の公布及び施行について(令和4年12月16日施行第351号)	第一-第4条	(c)国の法令等に基づいて定めている規程	類型3	1①	1①	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用で変更済み))	総務大臣通知により各会計年度の報告が滞りなく行われている。見直しは行わない。	
23	群馬県	議会事務局	住訪開陳・視察	条例	電子署名の個人情報の取扱いに関する条項施行規程	第4条	地方自治法の一部を改正する法律の公布及び施行について(令和4年12月16日施行第351号)	第一-第4条	(c)国の法令等に基づいて定めている規程	類型4	1②	1②	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用で変更済み))	紙質の信頼性のほか、ホームページ上で公開しており、見直しは行わない。	
24	群馬県	議会事務局	住訪開陳・視察	議会規程	電子署名の個人情報の取扱いに関する条項施行規程	第4条	地方自治法の一部を改正する法律の公布及び施行について(令和4年12月16日施行第351号)	第一-第4条	(c)国の法令等に基づいて定めている規程	類型4	1①	1①	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用で変更済み))	紙質の信頼性のほか、ホームページ上で公開しており、見直しは行わない。	
25	群馬県	議会事務局	住訪開陳・視察	議会規程	電子署名の個人情報の取扱いに関する条項施行規程	第6条	地方自治法の一部を改正する法律の公布及び施行について(令和4年12月16日施行第351号)	第一-第4条	(c)国の法令等に基づいて定めている規程	類型3	1②	1②	c-1.見直し(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用で変更済み))	現時点では規則目的を達成可能な水準の代替手段が存在しないが、技術的な進歩を注視しつつ、可能な場合には見直しを行う。	アナログ規制に該当しない
26	群馬県	選挙管理委員会	選挙管理委員会告示	選挙管理委員会告示	電子署名の個人情報の取扱いに関する条項施行規程	第6条	地方自治法の一部を改正する法律の公布及び施行について(令和4年12月16日施行第351号)	第一-第4条	(c)国の法令等に基づいて定めている規程	類型2	1②	1②	c-2.見直し(活用可能な技術等が現時点で存在)	現時点では規則目的を達成可能な水準の代替手段が存在しないが、技術的な進歩を注視しつつ、可能な場合には見直しを行う。	
27	群馬県	選挙管理委員会	住訪開陳・視察	選挙管理委員会告示	電子署名の個人情報の取扱いに関する条項施行規程	第27条	公職選挙法	第192条第4項	(a)国の法令等に基づいて定めている規程	類型3	1②	1②	c-1.見直し(アナログ的な手段に限定することが適当)	信頼性の高い電子署名の活用が、選挙事務において執行時期中に必要とされている。	
28	群馬県	選挙管理委員会	選挙管理委員会告示	選挙管理委員会告示	電子署名の個人情報の取扱いに関する条項施行規程	第1条	公職選挙法	第172条第1項	(a)国の法令等に基づいて定めている規程	類型1	1①	1①	c-1.見直し(アナログ的な手段に限定することが適当)	現時点では、公平かつ透明性を確保するため、物理的な方法(封筒、書留等)を用いた手続きが望ましいと考えられているため、見直しは不要。	アナログ規制に該当しない
29	群馬県	選挙管理委員会	選挙管理委員会告示	選挙管理委員会告示	電子署名の個人情報の取扱いに関する条項施行規程	第3条	公職選挙法	第172条第1項	(a)国の法令等に基づいて定めている規程	類型1	1①	1①	c-1.見直し(アナログ的な手段に限定することが適当)	現時点では、公平かつ透明性を確保するため、物理的な方法(封筒、書留等)を用いた手続きが望ましいと考えられているため、見直しは不要。	アナログ規制に該当しない
30	群馬県	選挙管理委員会	目視	条例	電子署名の個人情報の取扱いに関する条項施行規程	第5条	公職選挙法	第172条第1項	(a)国の法令等に基づいて定めている規程	類型1	1①	1①	c-1.見直し(アナログ的な手段に限定することが適当)	委員会議決時に付するため、持ち寄り場合は会場にも持ち寄りが必要である。	
31	群馬県	監査委員会事務局	目視	公平委員会規則	監査委員会規則	第4条	監査委員会規則	—	(b)自国の条例等に基づいて定めている規程	類型1	1①	1①	c-1.見直し(アナログ的な手段に限定することが適当)	現時点では、公平かつ透明性を確保するため、物理的な方法(封筒、書留等)を用いた手続きが望ましいと考えられているため、見直しは不要。	
32	群馬県	監査委員会事務局	定期検査・点検	公平委員会規則	監査委員会規則	第6条	監査委員会規則	—	(b)自国の条例等に基づいて定めている規程	類型1	1①	1①	c-1.見直し(アナログ的な手段に限定することが適当)	改めて報告の機会を設けることはなく、定例会を利用し報告を実施しており、現時点では報告は必要とされていない。	

規程の洗い出し										類型・PHASE		見直しの方性等の検討						
No.	自治体名	所管課	規制区分	再編等種別	条項等名 / 様式名	条項/ 掲載場所	条令/ 届出内容	権限法令等/ 通知・通知等名/ 条項等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し PHASE	見直しの方性等	見直しの方性等の詳細	見直し予定 / (「継続検討」 の場合) 再 検討時期	備考	
33	熊本県下市	総務課	定期検査・点検	条例	宇土市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	第2条	(条例の期間) 第2条 任命書等は、毎年6月末までに、市長に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。										アナログ規制に該当しない	
34	熊本県下市	監査委員会事務局	定期検査・点検	条例	宇土市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	第4条	(公平委員会の設置) 第4条 公平委員会は、毎年6月末までに、市長に対し、前年度における業務の状況を報告しなければならない。	地方公務員法及び地方公共団体の一部の職員の任期付職員の使用に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い改正又は新たに制定する条項等について(平成16年8月1日施行令第5号)	(c)間の法令等を参照しつつ、自治体の条項等に基いて定めている規制	類型1	1 ①	1 ①	<-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	市長への報告が必要であり、改めて報告する機会がないため				
35	熊本県下市	総務課	定期検査・点検	条例	宇土市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	第6条	(公表の期間) 第6条 市長は、第2条及び第4条の規定による報告を受けたときは、毎年10月末までに、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び第4条の規定による報告を公表しなければならない。										アナログ規制に該当しない(規制区分の規制に該当しない)	
36	熊本県下市	総務課	適宜表示	条例	宇土市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	第7条	(公表の方法) 第7条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法で行う。 (1) 宇土市公式条例(平成12年条例第40号)に規定する掲示に掲示する方法 (2) 市広報に掲載する方法 (3) インターネットを利用して閲覧に供する方法	地方公務員法及び地方公共団体の一部の職員の任期付職員の使用に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い改正又は新たに制定する条項等について(平成16年8月1日施行令第5号)	(c)間の法令等を参照しつつ、自治体の条項等に基いて定めている規制	類型2	2	2	a-1.要見直し(本文の改正が必要)	第7条第1項第1号の規定に基づき、情報公開コーナーに設置し、閲覧できるようにしているが、インターネットが普及する中、その必要性が薄れてきているため。 ※現状、市広報紙及び市ホームページ、情報公開コーナーでの閲覧という方法で公表している。	令和8年6月			
37	熊本県下市	総務課	注記閲覧・閲覧	条例	宇土市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	第7条	(公表の方法) 第7条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法で行う。 (1) 宇土市公式条例(平成12年条例第40号)に規定する掲示に掲示する方法 (2) 市広報に掲載する方法 (3) インターネットを利用して閲覧に供する方法	地方公務員法及び地方公共団体の一部の職員の任期付職員の使用に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い改正又は新たに制定する条項等について(平成16年8月1日施行令第5号)	(c)間の法令等を参照しつつ、自治体の条項等に基いて定めている規制	類型3	2	2	a-1.要見直し(本文の改正が必要)	第7条第1項第1号の規定に基づき、情報公開コーナーに設置し、閲覧できるようにしているが、インターネットが普及する中、その必要性が薄れてきているため。 ※現状、市広報紙及び市ホームページ、情報公開コーナーでの閲覧という方法で公表している。	令和8年6月			
38	熊本県下市	総務課	注記閲覧・閲覧	規程	宇土市認定消費者評議員委員会規程	第8条	(資料及び記録の保存及び期限) 第8条 委員会は、法第433条第3項の規定により提出させた資料及び審査の議事及び決定に関する記録を5年間保存し、関係者の閲覧に供するものとする。	地方税法	第433条第10項	(a)間の法令等に基いて定めている規制	類型3	1 ①	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に適用まで変更済み))	訪問による閲覧に限定していない。			
39	熊本県下市	農業委員会	適宜表示	規程	宇土市農業委員会委員の候補者の推薦、選挙、評議員等に関する規程	第5条	(推薦及び選挙の通知等) 第5条 農業委員の候補者の推薦及び選挙に関する期間は、29日とし、次に掲げる方法等により、周知に努めるものとする。 (1) 市広報紙への掲載 (2) 宇土市公式条例(平成12年条例第40号)第2条第2項に定める掲示等への掲示 (3) 市のホームページへの掲載 (4) 前3号に掲げるもののほか、農業委員会が必要と認める方法	当該規程	—	(b)自治体の条項等に基いて定めている規制	類型4	2	3	a-1.要見直し(本文の改正が必要)	5条(2)を削除する。広報紙への掲載は広く周知するために必要のため残す。	令和8年6月		
40	熊本県下市	農業委員会	適宜表示	規程	宇土市農業委員会委員の候補者の推薦、選挙、選挙等に関する規程	第6条	(推薦及び選挙の通知等) 第6条 農業委員の候補者の推薦及び選挙に関する期間は、29日とし、次に掲げる方法等により、周知に努めるものとする。 (1) 市広報紙への掲載 (2) 宇土市公式条例(平成12年条例第40号)第2条第2項に定める掲示等への掲示 (3) 市のホームページへの掲載 (4) 前3号に掲げるもののほか、農業委員会が必要と認める方法	当該規程	—	(b)自治体の条項等に基いて定めている規制	類型4	2	3	a-1.要見直し(本文の改正が必要)	6条(2)を削除する。広報紙への掲載は広く周知するために必要のため残す。	令和8年6月		
41	熊本県下市	農業委員会	適宜表示	規程	宇土市農業委員会会議規程	第3条	(議会の開会及び分科) 第3条 会費は、総会の日付、場所、議案その他必要な事項を定め、これをすべて委員の事務所へ通知するとともに、宇土市役所本庁前の掲示板及び委員の事務所へ公示しなければならない。 2 前項に規定する通知及び公示は、筆跡やむを得ない場合を除き、総会の日前3日までにこれをしなければならない。	当該規程	—	(b)自治体の条項等に基いて定めている規制	類型4	1 ①	2	a-1.要見直し(本文の改正が必要)	ホームページへの掲載を規定する。	令和8年6月		
42	熊本県下市	農業委員会	注記閲覧・閲覧	規程	宇土市農業委員会会議規程	第15条	(議事) 第15条 会費は、議事録を作成しなければならない。 2 議事録には、議決及び附会において定められた2人以上の出席委員が署名しなければならない。 3 議事録は、委員の事務所へ納入付け、一般の閲覧に供しなければならない。	当該規程	—	(b)自治体の条項等に基いて定めている規制	類型4	1 ①	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に適用まで変更済み))				
43	熊本県下市	監査委員事務局	実地監査	条例	宇土市監査委員条例	第2条	(定期監査) 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号、以下「法」という。)第199条第4項の規定による監査は、毎年1回行うものとする。 2 監査委員は、前項の監査を行うときは、監査日前10日までに、その期日を市長その他関係者に通知しなければならない。										アナログ規制に該当しない(地方自治法で定められており、実施する必要があるため)	
44	熊本県下市	監査委員事務局	定期検査・点検	条例	宇土市監査委員条例	第2条	(定期監査) 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号、以下「法」という。)第199条第4項の規定による監査は、毎年1回行うものとする。 2 監査委員は、前項の監査を行うときは、監査日前10日までに、その期日を市長その他関係者に通知しなければならない。	地方自治法	第199条第4項	(a)間の法令等に基いて定めている規制	類型1	1 ①	1 ①	<-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	地方自治法で定められており、年1回定期的に実施しているため。			
45	熊本県下市	監査委員事務局	定期検査・点検	条例	宇土市監査委員条例	第3条	(臨時監査等) 第3条 監査委員は、法第199条第5項及び第7項の規定により、監査を行うときは、あらかじめその期日を市長又は当該関係者の代表者に通知しなければならない。ただし、緊急に監査を行う必要があるときは、この限りでない。	地方自治法	第199条第5項及び第7項	(a)間の法令等に基いて定めている規制	類型1	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に適用まで変更済み))			アナログ規制に該当しない(臨時会で、電子データにて対応しているため、見直し不要)	
46	熊本県下市	監査委員事務局	実地監査	条例	宇土市監査委員条例	第4条	(請求又は要求による監査) 第4条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項若しくは第94条第1項の規定による監査の請求又は法第98条第4項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受けた日から7日以内に監査に着手しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。										アナログ規制に該当しない	
47	熊本県下市	監査委員事務局	定期検査・点検	条例	宇土市監査委員条例	第5条	(出納検査) 第5条 法第235条の2第1項の規定による月例の出納検査は、毎月15日より25日までの間に行うものとする。											アナログ規制に該当しない

規程の新しい出し						類型・PHASE		見直しの方針等の検討								
No.	自治体名	所管種	規制区分	再編等種別	条例等名 / 様式名	条項/ 掲載場所	権限法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定 / (継続執 行の場合) 再 検討時期	備考
													見直しの方向性 ① 事業計画(事業計画等)の策定 ② 事業計画(事業計画等)の策定 ③ 事業計画(事業計画等)の策定 ④ 事業計画(事業計画等)の策定 ⑤ 事業計画(事業計画等)の策定 ⑥ 事業計画(事業計画等)の策定 ⑦ 事業計画(事業計画等)の策定 ⑧ 事業計画(事業計画等)の策定 ⑨ 事業計画(事業計画等)の策定 ⑩ 事業計画(事業計画等)の策定	見直しの方向性の詳細 見直し不要の具体的な理由/見直し後の具体的な理由/見直し後の具体的な理由 検討の具体的な理由等		
48	熊本県下市	監査委員事務局	実地監査	条例	宇土市監査委員条例	第9条										アウトログ規制に該当しない
49	熊本県下市	監査委員事務局	実地監査	監査委員規程	宇土市監査規程	第2条										アウトログ規制に該当しない
50	熊本県下市	監査委員事務局	実地監査	監査委員規程	宇土市監査規程	第3条										アウトログ規制に該当しない
51	熊本県下市	監査委員事務局	実地監査	監査委員規程	宇土市監査規程	第5条										アウトログ規制に該当しない
52	熊本県下市	監査委員事務局	目視	監査委員規程	宇土市監査規程	第6条										アウトログ規制に該当しない
53	熊本県下市	監査委員事務局	実地監査	監査委員規程	宇土市監査規程	第6条										アウトログ規制に該当しない
54	熊本県下市	監査委員事務局	実地監査	監査委員告示	宇土市監査基準	第2条										アウトログ規制に該当しない
55	熊本県下市	監査委員事務局	定期検査・点検	監査委員告示	宇土市監査基準	第2条										アウトログ規制に該当しない
56	熊本県下市	監査委員事務局	実地監査	監査委員告示	宇土市監査基準	第8条										アウトログ規制に該当しない
57	熊本県下市	監査委員事務局	実地監査	監査委員告示	宇土市監査基準	第9条										アウトログ規制に該当しない
58	熊本県下市	監査委員事務局	実地監査	監査委員告示	宇土市監査基準	第10条										アウトログ規制に該当しない
59	熊本県下市	監査委員事務局	実地監査	監査委員告示	宇土市監査基準	第12条										アウトログ規制に該当しない
60	熊本県下市	監査委員事務局	実地監査	監査委員要領	宇土市監査要領	第10条										アウトログ規制に該当しない

No.	自治体名	所管種	規制区分	再編種別	条例等名 / 様式名	条項/ 掲載場所	条例/ 様式内容	権限法令等/ 通知・通告等/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型・PHASE		見直しの方針等の検討							
											類型	現在 PHASE	見直し PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定 / (継続時 の場合) 再 検討時期	備考			
61	熊本県上 市	監査委員 事務局	定期検査・ 点検	監査委員費 額	宇土市監査委員 額	第10条	(監査事項) 第10条 規程第4条第1号に掲げる監査は、市の財務に關する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうか及び市の経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかどうかを主として、概ね次に掲げる事項について行うものとする。 (1) 事業又は事業の状況 ア 事業又は事業の概要及び当否の重要課題 イ 事業又は事業の計画及びその執行状況 ウ 編費の配当、事務分担及び執行の状況 エ 法令等の遵守状況 オ 帳簿等の整備及び文書の管理状況 (2) 経理の執行状況 (3) 経理の執行状況 (4) 経理の執行状況											アナログ規制に該当しない		
62	熊本県上 市	監査委員 事務局	定期検査・ 点検	監査委員費 額	宇土市監査委員 額	第16条	第16条 規程第4条第11号に掲げる開月出納検査は、会計管理業務及び企業管理者が行う理念の出納業務が適正に行われているかどうかを主として行うものとする。 2 開月出納検査の検査日は、次のとおりとし、これらの日が市の休日当たるときはその前日とする。ただし、監査委員が特別の事情があるときは、これを変更することができる。 (1) 一般会計、特別会計、基金及び繰入繰出外理金 毎月25日 (2) 公営企業会計 毎月25日												アナログ規制に該当しない	
63	熊本県上 市	監査委員 事務局	実地監査	監査委員費 額	宇土市監査委員 額	第22条	(監査事項) 第22条 規程第4条第14号に掲げる財政健全化審査及び同条第15号に掲げる経営健全化審査は、健全化判断比率又は健全化比率の計数の正確性を検証するとともに、その算定の基礎となる事項を把握し、実態が適正に作成されているかどうかについて行うものとする。												アナログ規制に該当しない	
64	熊本県上 市	監査委員 事務局	実地監査	監査委員費 額	宇土市監査委員 額	第25条	第25条 前4条に規定する監査等以外の監査等については、関係法令の定めるところにない、その目的、対象等を明示し、監査等に必要資料等の提出及び説明を求め、又は実質を行うなど、効率的かつ効果的に行うものとする。なお、規程第4条第6号から第10号に掲げる監査の請求又は要求があったときは、受理した日から7日以内に関係を申し、また、同条第10号に掲げる職員の職務責任に関する監査は、要求のあった日から20日以内に決定するものとする。												アナログ規制に該当しない	
65	熊本県上 市	監査委員 事務局	実地監査	監査委員規 程	宇土市監査委員規 程	第10条	(監査の実施) 第10条 監査は、監査の対象となる機関又は職員からの申請聴取、関係書類の確認、閲覧及び照会等の方法により行うものとする。 2 監査委員は、法第199条第8号の規定により、監査のために必要であると認めるときは、関係人調査又は学識経験者等からの意見聴取を行うことができる。	当該規程	—	(b)自治体の条例等に基づいて定められている規制	類型3	1	②	d.継続検討	今後、電子決算（財務会計含む）の導入後に監査方法について見直しを行う。	令和12年10月	令和10～令和11年度に財務会計システムの見直しが予定されているため。			
66	熊本県上 市	監査委員 事務局	社務監査 規程	監査委員規 程	宇土市社務監査規 程	第10条	(監査の実施) 第10条 監査は、監査の対象となる機関又は職員からの申請聴取、関係書類の確認、閲覧及び照会等の方法により行うものとする。 2 監査委員は、法第199条第8号の規定により、監査のために必要であると認めるときは、関係人調査又は学識経験者等からの意見聴取を行うことができる。	当該規程	—	(b)自治体の条例等に基づいて定められている規制	類型2	1	①	b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既用済み変更済み））	今後、電子決算（財務会計含む）の導入後に監査方法について見直しを行う。	令和12年10月	令和10～令和11年度に財務会計システムの見直しが予定されているため。			
67	熊本県上 市	総務課	定期検査・ 点検	条例	宇土市男女共同参 画推進条例	第14条	(年次報告) 第14条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする年次報告、年次報告、報告書を作成し、これを公表するものとする。	当該規程	—	(b)自治体の条例等に基づいて定められている規制	類型2	1	①	b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既用済み変更済み））				アナログ規制に該当しない（フォームページにおいて報告している。）		
68	熊本県上 市	企業課	定期検査・ 点検	条例	宇土市公共事業の再 評価に関する条例	第3条	(実施時期) 第3条 再評価の実施時期は、次に掲げるとおりとする。ただし、重要度の異なる事業について、関心において当該事業を所管する実行から別に再評価の実施時期を示された場合は、当該時期に再評価を実施するものとする。 (1) 前条第1号に該当する事業 事業採択後5年目の年度内 (2) 前条第2号に該当する事業 事業採択後10年目の年度内 (3) 前条第3号に該当する事業 採択後5年目から5年目の年度内 (4) 再評価を実施した事業に係る再評価 再評価実施後5年目の年度内 2 社会経済情勢等の急激な変化により、再評価を実施する必要があると市長が判断した場合は、経過期間にかかわらず再評価を実施するものとする。	当該規程	—	(b)自治体の条例等に基づいて定められている規制	類型1	1	②	c-1.見直し（アナログ的な手段に限定することが適当）					アナログ規制に該当しない	
69	熊本県上 市	福祉課	実地監査	告示	宇土市熊本地域災害 対策推進委員会委員 会設置要綱	第5条	(委員) 第5条 委員会に委員2人選出。宇土市監査委員をもって構成する。 2 監事は、調査等に関する会計を監査する。												要綱修正済み	
70	熊本県上 市	財政課	委託・専任	訓令	宇土市庁舎管理に關 する業務規程	第2条	(管理の日及び時間) 第2条 管理を必要とする日及び時間は、次に掲げるとおりとする。 (1) 日中 宇土市の休日を定める条例(平成25年条例第25号)第1条第1項各号に掲げる日の午前8時30分から午後5時まで (2) 夜間 毎日午後5時から翌日午前3時30分まで	当該規程	—	(b)自治体の条例等に基づいて定められている規制	類型1	1	②	c-1.見直し（アナログ的な手段に限定することが適当）						アナログ規制に該当しない
71	熊本県上 市	財政課	目視	訓令	宇土市庁舎管理に關 する業務規程	第3条	(管理人の業務) 第3条 管理人は、企業財政部財政課(以下「財政課」といふ。)の指揮監督を受け、次に掲げる業務に従事する。 (1) 次の時間の庁舎内及び構内(会議室、別館、福祉センター、児童センター及び駐車場を含む。)のP用印、火災等点検の定期巡回 ア 日中 第1回午前8時30分 第2回午前11時 第3回午後1時 第4回午後3時 イ 夜間 第1回午後7時 第2回午後9時30分 第3回午後12時 第4回午前6時 (2) 電報及び郵便物の收受、保管及び送達 (3) 行旅納入及び死亡七人の受付及び連絡 (4) 焼却場、葬儀場、出生届、死亡届、死産届その他届出書の受理	当該規程	—	(b)自治体の条例等に基づいて定められている規制	類型1	1	②	c-1.見直し（アナログ的な手段に限定することが適当）	人による確認で確認が不明な部分で見直しが必要があるため。					
72	熊本県上 市	財政課	定期検査・ 点検	訓令	宇土市庁舎管理に關 する業務規程	第3条	(管理人の業務) 第3条 管理人は、企業財政部財政課(以下「財政課」といふ。)の指揮監督を受け、次に掲げる業務に従事する。 (1) 次の時間の庁舎内及び構内(会議室、別館、福祉センター、児童センター及び駐車場を含む。)のP用印、火災等点検の定期巡回 ア 日中 第1回午前8時30分 第2回午前11時 第3回午後1時 第4回午後4時 イ 夜間 第1回午後7時 第2回午後9時30分 第3回午後12時 第4回午前6時 (2) 電報及び郵便物の收受、保管及び送達 (3) 行旅納入及び死亡七人の受付及び連絡 (4) 焼却場、葬儀場、出生届、死亡届、死産届その他届出書の受理	当該規程	—	(b)自治体の条例等に基づいて定められている規制	類型2	1	①	c-1.見直し（アナログ的な手段に限定することが適当）	庁舎内の状況は随時と変化しており、定期的な点検により異変・異常等の有無について逐一確認し、有事に備える必要があるため。					
73	熊本県上 市	財政課	対面講習	規程	宇土市消防火災管理 規程	第3条	(防火管理者の業務) 第3条 防火管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。 (1) 消防計画の作成 (2) 消防計画に基づく火災、通報及び避難の訓練の実施 (3) 消防計画に供する設備、消防用又は防火活動上の要請設備の点検及び整備 (4) 火災の使用又は取扱いに関する監督 (5) 建築又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 (6) 収容人員の管理その他防火管理上必要な業務	当該規程	—	(b)自治体の条例等に基づいて定められている規制	類型1	1	②	c-1.見直し（アナログ的な手段に限定することが適当）	庁舎からの避難訓練はデジタル化不可であるため。					
74	熊本県上 市	財政課	対面講習	規程	宇土市消防火災管理 規程	第5条	(火災訓練責任) 第5条 防火管理者の下で防火管理を徹底するため、各層、各室等の管理する組織に火災訓練責任者を置く。 2 火災訓練責任者は、各層、各室において常時勤務する上、訓練を定めて実施するものとする。 3 火災訓練責任者は、各層、各室における火災使用について指導を行うとともに、所属する職員に火災使用に必要な教育と訓練を行うものとする。 4 火災訓練責任者は、所属する職員に火災取扱いについて全ての責任を負うものとする。	消防法・消防施設 行規	消防法	(a)国の法令等に基づいて定められている規制	類型1	1	②	c-1.見直し（アナログ的な手段に限定することが適当）	消防法令等により実施が義務付けられているため。					
75	熊本県上 市	財政課	直前表示	規程	宇土市消防火災管理 規程	第6条	(火災訓練責任者の報告) 第6条 火災訓練責任者は、各層、各室の火災取扱いにその氏名を所定様式により報告しなければならない。 2 火災訓練責任者が異動をした場合は、速やかに防火管理規程に届けるとともに、これを報告しなければならない。	当該規程	—	(b)自治体の条例等に基づいて定められている規制	類型4	1	③	c-1.見直し（アナログ的な手段に限定することが適当）	火災に異変が生じた際、早急に火災訓練責任者に報告し、その他の手段を講じる必要性があるが、報告しなかった場合は、訓練責任者の特定が難しく、火災に発展する可能性があるため。					
76	熊本県上 市	まちづくり 推進課	告示	告示	宇土市地域こしほ ろ力増進・事業補助 支援補助金交付要綱	第8条	(補助金の交付決定) 第8条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容が適格であり、かつ、補助金の交付は交付決定により、補助金の交付は交付決定により、宇土市地域こしほろ力増進・事業補助支援補助金交付(交付)決定通知(様式第4号)により申請者に通知するものとする。	当該規程	—	(b)自治体の条例等に基づいて定められている規制	類型1	1	②	b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既用済み変更済み））	現地調査等と規定しており、アナログ的な手段に規定した内容ではないため、見直しは不要				電話・オンラインで現況を確認。	

No.	規程の新しい出し					類型・PHASE		見直しの方針等の検討									
	自治体名	所管種別	規則区分	再規程種別	条項名 / 様式名	条項 / 掲載場所	条項 / 趣旨内容	権限法令等 / 通知・通告等 / 条例等名	当該条項等	規制趣旨の分類	類型	現在 PHASE	見直し PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定 / (継続検討) の場合 / 再検討時期	備考
77	群馬県宇都宮市	まちづくり推進課	目標	告示	宇土市地域おこし協力隊助成金交付要綱	第11条	【補助金の額及び交付】 第11条 市議は、前条に規定する審査書の提出があったときは、その内容の審査及び必要に応じて 増補協議 等を行い、適合すると認めるときは、交付すべき補助金を決定し、宇土市地域おこし協力隊募集、事業継続支援補助金決定通知(様式第9号)により、補助事業者に通知するものとする。 補助事業者は、前条の規定による補助金の決定後、宇土市地域おこし協力隊募集、事業継続支援補助金交付請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。 市議は、前条に規定する請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。	当該規程	-	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	現地調査等と規定しており、アナログ的な手段に限定した内容ではないため、見直しは不要		等、電話・オンラインで現況を確認。
78	群馬県宇都宮市	まちづくり推進課	定期検査・点検	告示	宇土市地域おこし協力隊助成金交付要綱	第15条	【事業の状況報告】 第15条 市議は、事業が完了した年度の翌年度から3年間、補助事業の進捗を毎年6月31日までに、宇土市地域おこし協力隊募集、事業継続支援補助金 状況報告書 (様式第16号)により市長に提出しなければならない。	当該規程	-	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	デジタル(オンライン)による報告を認めているため見直し不要		
79	群馬県宇都宮市	まちづくり推進課	目標	告示	宇土市地域おこし協力隊助成金交付要綱	第9条	【報告及び収入調書】 第9条 群馬県及び宇土市は、群馬県地方職労学生支援事業が開始した時点で、当該事業の進捗状況を、必要があるとき、市議に提出し、群馬県地方職労学生支援事業に関する報告及び 収入調書 を求めることができる。	当該規程	-	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1	2	a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う)	可能な場合はオンライン会議システム等を利用して確認を実施する。	令和8年6月	
80	群馬県宇都宮市	まちづくり推進課	目標	告示	宇土市空き家バンク登録物件補助金交付要綱	第8条	【報告及び収入調書】 第8条 市議は、事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、交付決定書に対し、事業に関する報告及び 収入調書 を求めることができる。	当該規程	-	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1	1	c-2.見直し否(活用可能な技術等が現時点で不存在)	現況においては、デジタル環境を整備することの困難なため。		
81	群馬県宇都宮市	まちづくり推進課	目標	告示	宇土市移住支援金交付要綱	第10条	【報告及び収入調書】 第10条 市議は、移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、交付決定書に対し、移住支援事業に関する報告及び 収入調書 を求めることができる。	当該規程	-	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1	2	a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う)	可能な場合はオンライン会議システム等を利用して確認を実施する。	令和8年6月	
82	群馬県宇都宮市	まちづくり推進課	目標	告示	宇土市定住移住促進補助金交付要綱	第10条	【報告及び収入調書】 第10条 市議は、事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、交付決定書に対し、事業に関する報告及び 収入調書 を求めることができる。	当該規程	-	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1	2	a-1.要見直し(実効の改正が必要)	オンライン会議等で確認を可とする規定に改正する。	令和8年6月	
83	群馬県宇都宮市	市民保護課	定期検査・点検	条例	住民基本台帳法施行規則	第4条	【報告及び収入調書】 第4条 本市の人口の状況を明らかにするため住民基本台帳に必要事項は、毎月5日までに前月の取組事項について作成し、提出しなければならない。 2 市議は、住民基本台帳の取組状況を前条の規定により住民基本台帳整備のために必要に応じて 実地調査 を行わなければならない。	住民基本台帳法 第三十七条	第一及び第二	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型3	1	1	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	住民基本台帳法は提供を求めることができるが、実地調査は報告が行われていないため、運用の変更は行われていないため。		
84	群馬県宇都宮市	市民保護課	FD等の記録簿	条例	宇土市印鑑条例	第5条	【登録印鑑の規制】 第5条 市議は、登録申請された印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録申請を受理してはならない。 (1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏名、旧姓(住民基本台帳法施行令(昭和42年法令第29号。以下「令」といふ。))第30条の3に規定する旧氏名(以下「旧氏」といふ。))又は氏名、旧姓若しくは旧姓の一部を併記したもので表していないもの (2) 職名、資格その他の氏名、旧氏又は通称以外の事項を表しているもの (3) コピーその他の印鑑で表しているもの (4) 印鑑の大きさが印の長さ(ミリメートル)と印の正方形に収まる大きさ(ミリメートル)の範囲を超えているもの	住民基本台帳法 第6条第3項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	-	-	-	-	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	住民基本台帳法にて定められているため。		
85	群馬県宇都宮市	市民保護課	目標	規則	宇土市印鑑条例施行規則	第5条	【確認の方法】 第5条 条例第4条第2項ただし書に定める 確認 の方法は、次の各号のいずれかにあるものとする。 (1) 官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書であって本人の 写真 を貼付されたものを提示すること。 (2) 本人が提出した印鑑の登録申請書に貼付している登録された印鑑を提示し、又は印鑑登録証明書を提示し、登録申請書が本人であることを保証した書面を提示すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める方法	当該規程	-	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1	2	d.継続検討	マイナンバーカード電子証明書での確認システムを導入することで、身分証明書の原本以外での確認も可能となる。 電子署名システムの仕様に合わせて確認システムを導入するため、現行システム使用中は継続検討とする。	未定	
86	群馬県宇都宮市	市民保護課	FD等の記録簿	規則	宇土市印鑑条例施行規則	第7条	【印鑑登録簿】 第7条 条例第6条に定める印鑑登録簿には、印影のほか次に掲げる事項を登録するものとする。 (1) 登録番号 (2) 登録年月日 (3) 氏名(氏名変更があった場合に係る住民基本台帳の記載(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第6条第3項の規定により「旧氏名(以下「旧氏」といふ。))に定める方法により一定の事項を記載し記録しておくことができるものを除く。))をもつて調整する住民基本台帳にあっては、記録。以下同じ。))がされている場合にあっては氏名及び当該氏名、外国人住民に係る住民基本台帳の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称) (4) 出生の年月日 (5) 舊姓の別名	住民基本台帳法 第6条第3項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	-	-	-	-	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	住民基本台帳法にて定められているため。		
87	群馬県宇都宮市	市民保護課	対面講習	申請書に基づく申請等に係る本人確認事務取扱要綱	第2条	【本人確認の方法】 第2条 市民保護課長、副課長及び関係支所長(以下「管理官」といふ。))は、事務に従事する職員(以下「従事職員」といふ。))に対し、定期講習に必要となる 研修 を実施しなければならない。 2 研修は、新たに従事職員になった者に対し、速やかにこの要綱に関する 研修 を実施しなければならない。	当該規程	-	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	2	2	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	対面での研修に制限していない			
88	群馬県宇都宮市	市民保護課	目標	告示	印鑑条例に基づく申請等に係る本人確認事務取扱要綱	第5条	【本人確認の方法】 第5条 本人 確認 は、次の各号のいずれかに該当する本人を 確認 できるもの(有効期間の定めがあるものは、有効期間内のものに限る。以下「身分証明書」といふ。))の提示を求め行うものとする。 (1) 行政事務における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第17条第1項に規定する個人番号カード (2) 行政事務における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年法律第28号)第19条の規定による改正前の住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の4第1項に規定する住民基本台帳カード(複製等)の提示(以下「 複製等 」) (3) 国、地方公共団体の職員が保有する第10条第2項第1号に規定する	当該規程	-	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1	2	d.継続検討	現状、認証システムを用いる場合は原本の提示が必要。しかし、今後待機可能な認証システム(本人写真等)を導入するものなどの開発・導入が見込めるため、継続検討とする。	未定	
89	群馬県宇都宮市	税務課	定期検査・点検	規則	宇土市地籍調査課長三角点等基準的の管理関係に関する規則	第3条	【管理関係】 第3条 法律第31条の規定により、個人を標識、標識その他の方法により、基準的の管理を受けてはならない。 2 市議は、 定期 に基準的を点検し、管理しなければならない。	当該規程	-	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1	2	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	ドローンでの確認方法が挙げられますが、精度及び実効がないため、直ちに運用の変更が困難となっています。		
90	群馬県宇都宮市	デジタル推進室	目標	告示	宇土市テレビジョン監視地域解消事業費補助金交付要綱	第10条	【補助金の額の確定】 第10条 市議は、前条に規定する実績報告を受けた場合は、関係書類を審査し、及び必要に応じて 増補協議 等を行い、事業の成果が補助金交付決定の内訳及びこれに付した条件に適合する部分と認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、テレビジョン監視地域解消事業費補助金決定通知(様式第9号)により、組合の長に通知するものとする。	当該規程	-	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))		令和7年度済み要綱のため、見直し対象外。	
91	群馬県宇都宮市	デジタル推進室	目標	告示	宇土市テレビジョン監視地域解消事業費補助金交付要綱	第13条	【収入調書】 第13条 市議は、必要があると認めるときは、組合の長に対して報告を求め、又は関係職員をして、補助事業の実施状況、構想、進捗その他の要件を 調査 させ、若しくは関係者に質問させることができる。	当該規程	-	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))		令和7年度済み要綱のため、見直し対象外。	
92	群馬県宇都宮市	デジタル推進室	目標	告示	宇土市地上デジタル放送監視地域解消事業費補助金交付要綱	第10条	【補助金の額の確定】 第10条 市議は、前条に規定する実績報告を受けた場合は、関係書類を審査し、及び必要に応じて 増補協議 等を行い、事業の成果が補助金交付決定の内訳及びこれに付した条件に適合する部分と認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、地上デジタル放送監視地域解消事業費補助金決定通知(様式第9号)により、組合の長に通知するものとする。	当該規程	-	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))		令和7年度済み要綱のため、見直し対象外。	
93	群馬県宇都宮市	デジタル推進室	目標	告示	宇土市地上デジタル放送監視地域解消事業費補助金交付要綱	第13条	【収入調書】 第13条 市議は、必要があると認めるときは、組合の長に対して報告を求め、又は関係職員をして、補助事業の実施状況、構想、進捗その他の要件を 調査 させ、若しくは関係者に質問させることができる。	当該規程	-	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))		令和7年度済み要綱のため、見直し対象外。	
94	群馬県宇都宮市	総務課	住訪関係・経費	条例	宇土市文書管理規則	第7条	【ファイル基準表】 第7条 ファイル基準表は、毎年作成しなければならない。 2 ファイル基準表は、必要事項を記して一部の 職員 に 作成 する。ただし、ファイル基準表の記載事項に宇土市情報公開条例(平成11年条例第1号)第7条に規定する非開示情報又は関係第9条に規定する情報に該当する部分があるときは、当該部分は 削除 の対象とはしない。	当該規程	-	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	電子データでの交付に対応している。		

規程の洗い出し										類型・PHASE		見直しの方角性等の検討					
No.	自治体名	所管課	規程区分	再編等種別	条項番号 / 様式名	条項/ 掲載場所	条令/ 規定内容	権限法令等/ 通知・通達等/ 条項番号	当該条項等	規制規格 の分類	類型	現在 PHASE	見直し PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定 / (継続検討 の場合) 再 検討時期	備考
95	熊本県	総務課	定期検査・点検	規則	宇土市文書管理規則 第22条	第22条	(文書の廃棄等) 第22条 廃棄物は、各1年以上、保存期間が満了した文書を 見直し し、当該文書所管の主管課と協議の上廃棄するものとする。 2 主管課のファイル責任者は、保存期間の満了した文書であ っても、廃棄前が必要に応じ応じる文書については、総務 課に対して保存期間を延長するものとする。 3 前項の規定により有期限を延長した文書は、毎年保存 期間を再通知するものとする。 4 第1項の規定にかかわらず、次の条件のいずれかに該当する 文書については、無期限延長することができる。 (1) 容積に再取得できる文書その他特に保存の必要がないと認 められるとき。 (2) 企画・業務上の重要な資料又は資料に相当するもの が公文書(保存方法) 第13条 公文書の提示は、文章、図画又は写真については複製 又は写しの交付により、フィルムについては複製又は写しの交 付(マイクロフィルムに限る。)により、電磁的記録については 複製、 複製 、写しの交付等その他の複製の進捗状況 等を察して規程その他の規程で定める方法により行う。 2 前項の複製又は 複製 の方法による提示にあっては、実施機 関は、当該公文書の保存に支障を発生させないものとする ときその適合性の判断が必要となる場合は、当該文書の写しによ りこれを行うことができる。	当該規程	—	(b)自治体の条 等に基づいて定 めている規制	類型2	1①	2	b-1.見直し不要 (現状でアナログ的な手段に限定されていない (既に適用まで変更済み))	調査の方法は、電子データで運用中		
96	熊本県	総務課	住訪閲覧・複製	条例	宇土市情報公開条例 第13条	第13条	(公文書の提示方法) 第13条 公文書の提示は、文章、図画又は写真については複製 又は写しの交付により、フィルムについては複製又は写しの交 付(マイクロフィルムに限る。)により、電磁的記録については 複製、 複製 、写しの交付等その他の複製の進捗状況 等を察して規程その他の規程で定める方法により行う。 2 前項の複製又は 複製 の方法による提示にあっては、実施機 関は、当該公文書の保存に支障を発生させないものとする ときその適合性の判断が必要となる場合は、当該文書の写しによ りこれを行うことができる。	当該規程	—	(b)自治体の条 等に基づいて定 めている規制	類型3	1②	2	b-1.見直し不要 (現状でアナログ的な手段に限定されていない (既に適用まで変更済み))	電子データでの交付に対応している。		
97	熊本県	総務課	FD等の記録媒体	条例	宇土市情報公開条例 第13条	第13条	(公文書の提示方法) 第13条 公文書の提示は、文章、図画又は写真については複製 又は写しの交付により、フィルムについては複製又は写しの交 付(マイクロフィルムに限る。)により、電磁的記録については 複製、 複製 、写しの交付等その他の複製の進捗状況 等を察して規程その他の規程で定める方法により行う。 2 前項の複製又は 複製 の方法による提示にあっては、実施機 関は、当該公文書の保存に支障を発生させないものとする ときその適合性の判断が必要となる場合は、当該文書の写しによ りこれを行うことができる。	当該規程	—	(b)自治体の条 等に基づいて定 めている規制	—	—	—	a-1.要見直し (本文の改正が必要)	マイクロフィルムの規定を削除する。	令和8年6月	令和8年第2回定例会へ上程 予定
98	熊本県	総務課	住訪閲覧・複製	規則	宇土市情報公開条例 施行規則 第7条	第7条	(電磁的記録の提示方法) 第7条 条例第13条第1項の規定による電磁的記録の提示の方法 は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法とする。 (1) 録音テープ及びビデオテープ 再生装置により再生したも の複製又は録音テープ若しくはビデオテープに書き写したも のの複製 (2) フィルム(マイクロフィルムを除く。) 複製等により再 生したものの複製 (3) 複製に用いるもの以外のもの 当該電磁的記録を印刷物 として出力したものの複製若しくは交付、ディスプレイ装置に 出力したものの複製又は 複製ディスク 若しくは 光ディスク 等(実 施機関が対応できるものに限る。)に書き写したものの交付	当該規程	—	(b)自治体の条 等に基づいて定 めている規制	類型3	1②	2	b-1.見直し不要 (現状でアナログ的な手段に限定されていない (既に適用まで変更済み))	電子データでの交付に対応している。		
99	熊本県	総務課	FD等の記録媒体	規則	宇土市情報公開条例 施行規則 第7条	第7条	(電磁的記録の提示方法) 第7条 条例第13条第1項の規定による電磁的記録の提示の方法 は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法とする。 (1) 録音テープ及びビデオテープ 再生装置により再生したも の複製又は録音テープ若しくはビデオテープに書き写したも のの複製 (2) フィルム(マイクロフィルムを除く。) 複製等により再 生したものの複製 (3) 複製に用いるもの以外のもの 当該電磁的記録を印刷物 として出力したものの複製若しくは交付、ディスプレイ装置に 出力したものの複製又は 複製ディスク 若しくは 光ディスク 等(実 施機関が対応できるものに限る。)に書き写したものの交付	当該規程	—	(b)自治体の条 等に基づいて定 めている規制	—	—	—	a-1.要見直し (本文の改正が必要)	テープ、マイクロフィルムの規定を削除す る。	令和8年6月	
100	熊本県	総務課	FD等の記録媒体	規則	宇土市情報公開条例 施行規則 別表	別表	光ディスク への書き	当該規程	—	(b)自治体の条 等に基づいて定 めている規制	—	—	—	a-1.要見直し (本文の改正が必要)	光ディスクを電磁的記録媒体へ改める。	令和8年6月	オンラインでの提供については、今後市 の動向を注視し、検討していく。
101	熊本県	総務課	FD等の記録媒体	規則	宇土市情報公開条例 施行規則 別表	別表	フレキシブルディスク カートリッジへの書き	当該規程	—	(b)自治体の条 等に基づいて定 めている規制	—	—	—	a-1.要見直し (本文の改正が必要)	FDの規定を削除する。	令和8年6月	
102	熊本県	総務課	FD等の記録媒体	規則	宇土市情報公開条例 施行規則 別表	別表	マイクロフィルム	当該規程	—	(b)自治体の条 等に基づいて定 めている規制	—	—	—	a-1.要見直し (本文の改正が必要)	マイクロフィルムの規定を削除する。	令和8年6月	
103	熊本県	総務課	FD等の記録媒体	規則	宇土市情報公開条例 施行規則 別表	別表	ビデオテープ への書き	当該規程	—	(b)自治体の条 等に基づいて定 めている規制	—	—	—	a-1.要見直し (本文の改正が必要)	ビデオテープの規定を削除する。	令和8年6月	
104	熊本県	総務課	FD等の記録媒体	規則	宇土市情報公開条例 施行規則 別表	別表	録音テープへの書き ビデオテープ への書き	当該規程	—	(b)自治体の条 等に基づいて定 めている規制	—	—	—	a-1.要見直し (本文の改正が必要)	テープの規定を削除する。	令和8年6月	
105	熊本県	総務課	FD等の記録媒体	規則	宇土市情報公開条例 施行規則 別表	別表	フレキシブルディスク カートリッジへの書き 光ディスク への書き	当該規程	—	(b)自治体の条 等に基づいて定 めている規制	—	—	—	a-1.要見直し (本文の改正が必要)		令和8年6月	アナログ規格に該当しない (NO.275、NO.276と重複し ているため、対象外)
106	熊本県	総務課	FD等の記録媒体	規則	宇土市情報公開条例 施行規則 様式第1号	様式第1号	(単色・多色・fd)	当該規程	—	(b)自治体の条 等に基づいて定 めている規制	—	—	—	a-1.要見直し (本文の改正が必要)	様式中のFDを削除する。	令和8年6月	
107	熊本県	総務課	FD等の記録媒体	規則	宇土市情報公開条例 施行規則 様式第2号	様式第2号	(単色・多色・fd)	当該規程	—	(b)自治体の条 等に基づいて定 めている規制	—	—	—	a-1.要見直し (本文の改正が必要)	様式中のFDを削除する。	令和8年6月	
108	熊本県	総務課	FD等の記録媒体	規則	宇土市情報公開条例 施行規則 様式第3号	様式第3号	1 開巻 2 表紙 3 写しの交付(単色・多色・fd)	当該規程	—	(b)自治体の条 等に基づいて定 めている規制	—	—	—	a-1.要見直し (本文の改正が必要)	様式中のFDを削除する。	令和8年6月	
109	熊本県	財政課	住訪閲覧・複製	条例	宇土市財政状況の公表 に関する条例 第4条	第4条	(公表の方法) 第4条 財政状況の公表の方法は、宇土市公告式条例(平成12年条 例第40号)の規定を準用する。 2 前項の財政状況は、その公表の日から1月間、市庁が指定し た場所において 複製 に供する。	当該規程	—	(b)自治体の条 等に基づいて定 めている規制	類型4	1②	2	b-1.見直し不要 (現状でアナログ的な手段に限定されていない (既に適用まで変更済み))	既にインターネット等で公開しているため		
110	熊本県	総務課	FD等の記録媒体	規則	宇土市個人情報保護 法施行規則 別表	別表	光ディスク その他の電磁的記録媒体への書き	当該規程	—	(b)自治体の条 等に基づいて定 めている規制	—	—	—	a-1.要見直し (本文の改正が必要)	「光ディスクその他」を削除する。	令和8年6月	
111	熊本県	総務課	FD等の記録媒体	規則	宇土市個人情報保護 法施行規則 別表	別表	マイクロフィルム	当該規程	—	(b)自治体の条 等に基づいて定 めている規制	—	—	—	a-1.要見直し (本文の改正が必要)	マイクロフィルムの規定を削除する。	令和8年6月	
112	熊本県	総務課	対面講習	訓令	宇土市個人情報保護 法施行規則 第10条	第10条	(教育研修) 第10条 最高総括保護管理責任者は、保有個人情報取扱に 従事する職員に対し、保有個人情報の取扱いについて理解を深め、 個人情報保護に関する意識の醸成を図るための研修その他の 必要な教育研修を行う。 2 最高総括保護管理責任者は、保有個人情報を取り扱う情報シ ステムの管理に関する事項に従事する職員に対し、保有個人情報 の適切な管理のために、情報システム上の管理、運用及びセキュ リティ対策に関する必要な教育研修を行う。 3 最高総括保護管理責任者は、保護管理責任者に対し、課等における 保有個人情報の適切な管理のために必要な教育研修を行う。 4 保護管理責任者は、当該課等の職員に対し、保有個人情報の適 切な管理のために、最高総括保護管理責任者から受ける教育研修へ の参加の機会を付与する等の必要に応じて措置を講ずる。	行政手続における第29条の2	(a)国の法令等に 基づいて定めて いる規制	類型1	1②	1②	b-1.見直し不要 (現状でアナログ的な手段に限定されていない (既に適用まで変更済み))	対面の研修に限定していない。			
113	熊本県	総務課	デジタル推進室 定期検査・点検	訓令	宇土市個人情報の適 切な管理のための措置 に関する要綱 第23条	第23条	(アクセス制御) 第23条 情報システム担当部長は、保有個人情報(情報システ ムで取り扱うものに限る。以下この条から第36条(第28条を除 く。)までにおいて同じ。)の秘密性等その内容に応じて、ハ ードウェア(ハードウェア)、パスワード、生体情報等をいう。以下同 じ。)を使用し、アクセス制御等を行うこととする。この場合、以 下を規定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずる。 2 情報システム担当部長は、前項の措置を講ずる場合には、 ハードウェアの管理に関する要綱(その最高又は最長の 見 直し を含む。)パスワード等の定期的な見直し等を行うために必要な 措置を講ずる。	—	(b)自治体の条 等に基づいて定 めている規制	類型3	1②	2	b-1.見直し不要 (現状でアナログ的な手段に限定されていない (既に適用まで変更済み))			アナログ規格に該当しない	
114	熊本県	総務課	デジタル推進室 目視	訓令	宇土市個人情報の適 切な管理のための措置 に関する要綱 第25条	第25条	(アクセス制御) 第25条 情報システム担当部長は、定期的に、及び必要に応じ 関係に口否等の分析を行い、不正アクセス等の検知のために必要な 措置を講ずる。	当該規程	—	(b)自治体の条 等に基づいて定 めている規制	類型3	1②	2	b-1.見直し不要 (現状でアナログ的な手段に限定されていない (既に適用まで変更済み))	アクセス制御の監視について、目視のみに 限定した方法ではない。見直し不要と する。 しかし、ログの監視を自動化できない今		

No.	規程のし出し					類型・PHASE		見直しの方針等の検討							
	自治体名	所管課	規則区分	再編種別	条項名 / 様式名	条項 / 様式内容	権限法令等 / 通知・連絡等 / 条項等名	当該条項等	規制規格の分類	類型	現在 PHASE	見直し PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定 / (継続検討の場合) 再検討時期
115	熊本県庁	デジタル推進室	目視	訓令	第37条	個人情報保護法第37条 情報システム担当部長は、保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ(等の機器を設置する室その他の区域(以下「情報システム室等」という。))に立ち入る権限を有する者であることを、用件の確認、入退の記録、部外者についての監視化、部外者等立ち入る場合の職員の見守り又は監視機能による監視、外部委託記録媒体等の持ち出し、利用及び持ち出しの制限又は記録等の措置を講ずる。また、保有個人情報記録する媒体を保管するための施設を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講ずる。							見直し不要 (現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))		アナログ規制に該当しない
116	熊本県庁	デジタル推進室	点検	訓令	第37条	個人情報保護法第37条 情報システム担当部長は、保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ(等の機器を設置する室その他の区域(以下「情報システム室等」という。))に立ち入る権限を有する者であることを、用件の確認、入退の記録、部外者についての監視化、部外者等立ち入る場合の職員の見守り又は監視機能による監視、外部委託記録媒体等の持ち出し、利用及び持ち出しの制限又は記録等の措置を講ずる。また、保有個人情報記録する媒体を保管するための施設を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講ずる。							見直し不要 (現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))		アナログ規制に該当しない
117	熊本県庁	デジタル推進室	点検	訓令	第39条	個人情報保護法第39条 情報システム担当部長は、不正アクセス、ウイルス感染、標榜型攻撃等の被害を受けた場合の対応について、関係者において定期的に確認又は記録等を実施する。		(b)自治体の条項等に基づいて定められている規制	類型2	1	2	2	b-1.見直し不要 (現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))		現状、定期的な確認をアナログ的な手段に限定していないため。
118	熊本県庁	デジタル推進室	対面講習	訓令	第39条	個人情報保護法第39条 情報システム担当部長は、不正アクセス、ウイルス感染、標榜型攻撃等の被害を受けた場合の対応について、関係者において定期的に確認又は記録等を実施する。							見直し不要 (現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))		アナログ規制に該当しない
119	熊本県庁	総務課	目視	訓令	第40条	個人情報保護法第40条 保護管理者は、法第69条第2項(四項第1号を除く。)の規定により、保有個人情報を提供する場合には、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の概要法令、利用する記録媒体及び記録項目、利用形態等について書面を取り交わす。		(b)自治体の条項等に基づいて定められている規制	類型1	1	1	1	b-1.見直し不要 (現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))		現地の確認、書面の確認に限定していない。
120	熊本県庁	総務課	点検	訓令	第40条	個人情報保護法第40条 保護管理者は、法第69条第2項(四項第1号を除く。)の規定により、保有個人情報を提供する場合には、安全確保の措置を講ずるとともに、必要があると認めるときは、提供先又は提供先に実地の調査等を行う調査状況を確認し、その結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずる。							見直し不要 (現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))		アナログ規制に該当しない
121	熊本県庁	総務課	実地監査	訓令	第43条	個人情報保護法第43条 監査責任者は、保有個人情報の管理の状況について、定期的に、及び必要に応じて(情報に事故又は漏えい(外部監査を含む。))を行い、その結果を最終記録保護管理者に報告する。		(b)自治体の条項等に基づいて定められている規制	類型1	1	1	2	b-1.見直し不要 (現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))		現地の確認、書面の確認に限定していない。
122	熊本県庁	総務課	点検	訓令	第43条	個人情報保護法第43条 監査責任者は、保有個人情報の管理の状況について、定期的に、及び必要に応じて(情報に事故又は漏えい(外部監査を含む。))を行い、その結果を最終記録保護管理者に報告する。	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)2]第26条12月18日(令和6年5月一部改訂)	(c)関係法令等を参照しつつ、自治体の条項等に基いて定められている規制	類型2	1	2	a-3.要見直し (今後運用の変更のみを行う)		現状は、国のガイドラインに合った記載とされている。報告方法は、今後システムを活用予定。	令和8年4月
123	熊本県庁	総務課	点検	訓令	第44条	個人情報保護法第44条 保護管理者は、自己管理責任を有する保有個人情報の記録媒体、記録装置、記録媒体の保管場所、記録媒体の搬入搬出の取扱い、及び必要に応じて、最高記録保護管理者に報告する。	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)2]第26条12月18日(令和6年5月一部改訂)	(c)関係法令等を参照しつつ、自治体の条項等に基いて定められている規制	類型2	1	1	2	b-1.見直し不要 (現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))		アナログ規制に該当しない(現状はガイドラインに合った記載とされている。報告については、データでの報告を実施している。)
124	熊本県庁	総務課	注釈閲覧	条例	第11条	前条 前条は、第9条第3項若しくは第4項又は前条第1項の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の採否(採否の理由)及び採否の決定の理由の決定の理由等について説明することができる方式で採否の記録を、電子計算機による情報処理の用に供されるものである。以下この項及び項において同じ。にあっては、当該情報処理の記録に記録された事項を記載した書面(当該意見書又は資料を提出した署名者以外の関係者(個人)に提供することとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあることと認めるとき、その正当な理由があるときは、この限りでない。)	行政不服審査法第38条第1項	(a)関係法令等に基いて定められている規制	類型3	2	2	2	b-1.見直し不要 (現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))		電子データでの対応に対応している。
125	熊本県庁	デジタル推進室	目視	告示	本則	第12条 前条は、第9条第3項若しくは第4項又は前条第1項の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の採否(採否の理由)及び採否の決定の理由の決定の理由等について説明することができる方式で採否の記録を、電子計算機による情報処理の用に供されるものである。以下この項及び項において同じ。にあっては、当該情報処理の記録に記録された事項を記載した書面(当該意見書又は資料を提出した署名者以外の関係者(個人)に提供することとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあることと認めるとき、その正当な理由があるときは、この限りでない。)	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)2]第26条12月18日(令和6年5月一部改訂)	(b)自治体の条項等に基づいて定められている規制	類型3	1	1	2	b-1.見直し不要 (現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))		「不正通報の監視」をアナログ規制として抽出。
126	熊本県庁	デジタル推進室	目視	告示	本則	第12条 前条は、第9条第3項若しくは第4項又は前条第1項の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の採否(採否の理由)及び採否の決定の理由の決定の理由等について説明することができる方式で採否の記録を、電子計算機による情報処理の用に供されるものである。以下この項及び項において同じ。にあっては、当該情報処理の記録に記録された事項を記載した書面(当該意見書又は資料を提出した署名者以外の関係者(個人)に提供することとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあることと認めるとき、その正当な理由があるときは、この限りでない。)	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)2]第26条12月18日(令和6年5月一部改訂)	(b)自治体の条項等に基づいて定められている規制	類型3	1	2	2	b-1.見直し不要 (現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))		不正通報の監視は、委託業者のアナリストによる遠隔での監視監視を行っている。
127	熊本県庁	デジタル推進室	実地監査	告示	本則	第12条 前条は、第9条第3項若しくは第4項又は前条第1項の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の採否(採否の理由)及び採否の決定の理由の決定の理由等について説明することができる方式で採否の記録を、電子計算機による情報処理の用に供されるものである。以下この項及び項において同じ。にあっては、当該情報処理の記録に記録された事項を記載した書面(当該意見書又は資料を提出した署名者以外の関係者(個人)に提供することとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあることと認めるとき、その正当な理由があるときは、この限りでない。)	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)2]第26条12月18日(令和6年5月一部改訂)	(b)自治体の条項等に基づいて定められている規制	類型3	1	2	2	b-1.見直し不要 (現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))		「定期的」、「情報セキュリティ監査」をアナログ規制として抽出。
128	熊本県庁	デジタル推進室	実地監査	告示	本則	第12条 前条は、第9条第3項若しくは第4項又は前条第1項の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の採否(採否の理由)及び採否の決定の理由の決定の理由等について説明することができる方式で採否の記録を、電子計算機による情報処理の用に供されるものである。以下この項及び項において同じ。にあっては、当該情報処理の記録に記録された事項を記載した書面(当該意見書又は資料を提出した署名者以外の関係者(個人)に提供することとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあることと認めるとき、その正当な理由があるときは、この限りでない。)	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)2]第26条12月18日(令和6年5月一部改訂)	(b)自治体の条項等に基づいて定められている規制	類型3	1	2	2	b-1.見直し不要 (現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))		現状が必要に応じて、デジタル推進室でログ等の監視監視を行っているが、今後同様の監視監視の予定。
129	熊本県庁	デジタル推進室	点検	告示	本則	第12条 前条は、第9条第3項若しくは第4項又は前条第1項の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の採否(採否の理由)及び採否の決定の理由の決定の理由等について説明することができる方式で採否の記録を、電子計算機による情報処理の用に供されるものである。以下この項及び項において同じ。にあっては、当該情報処理の記録に記録された事項を記載した書面(当該意見書又は資料を提出した署名者以外の関係者(個人)に提供することとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあることと認めるとき、その正当な理由があるときは、この限りでない。)	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)2]第26条12月18日(令和6年5月一部改訂)	(b)自治体の条項等に基づいて定められている規制	類型1	1	2	2	b-1.見直し不要 (現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))		「定期的」、「情報セキュリティ監査及び自己点検」をアナログ規制として抽出。
130	熊本県庁	デジタル推進室	点検	告示	本則	第12条 前条は、第9条第3項若しくは第4項又は前条第1項の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の採否(採否の理由)及び採否の決定の理由の決定の理由等について説明することができる方式で採否の記録を、電子計算機による情報処理の用に供されるものである。以下この項及び項において同じ。にあっては、当該情報処理の記録に記録された事項を記載した書面(当該意見書又は資料を提出した署名者以外の関係者(個人)に提供することとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあることと認めるとき、その正当な理由があるときは、この限りでない。)	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)2]第26条12月18日(令和6年5月一部改訂)	(b)自治体の条項等に基づいて定められている規制	類型1	1	2	2	b-1.見直し不要 (現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))		「定期的」、「情報セキュリティ監査及び自己点検」をアナログ規制として抽出。
131	熊本県庁	市民生活課	FD等の記録媒体	訓令	第27条	本人確認情報の取扱い方法 第27条 本人確認情報等を扱うことができる職員(以下「取扱職員」という。)は、本人確認情報等の取扱いに関し、次に掲げる事項に留意しなければならない。 1) 取扱職員の職務権限に関すること。 2) ディスプレイの画面を第三者に見られることがないよう設置すること。 3) ディスプレイに、誤き見防止措置を講ずること。 4) タッチパネルを利用した入力に関しては、タッチパネルの画面を利用者以外の第三者から確認できないよう配慮を講ずること。 5) スクリーンセーバーを利用し、画面を長時間表示させないようにすること。 6) 本人確認情報の入力、照像及び写真(以下「写真」とい	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)2]第26条12月18日(令和6年5月一部改訂)	(b)自治体の条項等に基づいて定められている規制	類型1	1	1	1	c-1.見直し不要 (アナログ的な手段に限定することが適当)		全国の住居情報管理するネットワークに接続する機器のため、セキュリティの観点から当該記録媒体は制限する必要がある。

No.	自治体名	所管課	規制区分	再編等種別	条例等名 / 様式	条項 / 掲載場所	条例 / 制定内容	権限法令等名 / 通知・連絡等名 / 条例等名	当該条項等	規制趣旨	類型・PHASE		見直し方向性		見直し方向性等の検討		見直し予定 / (継続検討の場合) 再検討時期	備考	
											類型	現在 PHASE	見直し PHASE	見直し方向性	見直し方向性の詳細				
132	熊本県宇土市	市民保健課	定期検査・点検	調査	宇土市住民基本台帳ネットワークシステム及び戸籍管理連携システムセキュリティポリシー規程	第30条	(実施状況の把握) 第20条 本条例(情報管理責任者は、次に掲げる事項について)に1回以上その実施状況等を検証し、その結果を記録するものとする。 (1) 第27条各号に定める補正事項が実施の業務の中で遵守されていること。 (2) 厳格に必要な条件が確保されていること。 (3) 取捨に必要なリスク及び流出が行われていないことについて、取捨管理に第28条第2項に定める必要事項が記録されていること。 (4) 情報管理に第28条第2項に定める必要事項が記録されていること。 (5) 情報管理と現状が一致し、紛失等がないこと。 (6) 出力装置が、実行者等に出された結果を見られないよう管理されていること。	当該条項	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1	0	0	<-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	情報量が膨大なため月1回以上の検証が必要であり、記録の検証は困難。ただし、記録や検証についてはアナログ的な手段に限定していない。			
133	熊本県宇土市	市民保健課	定期検査・点検	規則	宇土市戸籍事務処理する電子情報処理システムの運用管理規程	第5条	(個人情報の管理) 第5条 保護管理は、戸籍データの適正な保護及び保護を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 戸籍データの取扱い及びこれに関する機器等の状態を把握し、その管理の適正を図ること。 (2) 戸籍データの複製の有無について、定期的又は随時点検を行うこと。 (3) 戸籍データの複製及び提供が漏れ防止措置を講じていないこと。 (4) 保護管理は、戸籍システムプログラムの更新の有無について、定期的又は随時点検を行い、必要に応じて適切な措置を講じなければならない。	当該条項	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1	0	1	0	>-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(適宜には運用の変更は困難))	証明書発行等、常に正常なシステムで継続的でないデータを取り扱う必要があるため、プログラム更新等、関係体への影響がある異常を早期発見するため。		
134	熊本県宇土市	市民保健課	対面講習	規則	宇土市戸籍事務処理する電子情報処理システムの運用管理規程	第12条	(情報の開示) 第12条 保護管理は、戸籍担当職員に対し、戸籍データの重要性及びその取扱いに関する事項の周知並びに戸籍システム運用管理の重要性を説明し、必要に応じて、適正な戸籍システムの利用について、必要な指導を実施するものとする。	当該条項	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	2	2	2	>-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	対象での研修に制限していない			
135	熊本県宇土市	総務課	書面表示	条例	宇土市行政手続条例	第15条	(情報の開示の方式) 第15条 行政は、情報を行うに当たっては、情報を行うべき期日までに相当な期間を置いて、不利益区分の個人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1) 予定される不利益区分の内容及び開示となる条項等の条項 (2) 不利益区分の理由となる事項 (3) 情報の開示及び開示の拒否の請求の方法 (4) 開示に関する事項を所管する機関の名称及び所在地 2 前項の通知においては、次に掲げる事項を明示しなければならない。 (1) 情報の開示に際して意見を述べ、及び記録簿又は証拠(以下「記録簿等」という。)を作成し、又は情報の開示の拒否に係る請求書及び記録簿等提出用紙を交付することであること。 (2) 記録簿等の開示が当該不利益区分された場合に自己の利益を害されることとなる参加人(以下この条及び第24条第3項において「当事者等」という。)は、情報の開示があった時から開示が終了する時まで、当該行政に対し、当該開示についてした開示の拒否に係る請求書の提出及び開示の拒否の請求を要する旨の資料の提出を要することができる。この場合において、行政は、第25条第1項の規定に基づき、必要な正当な理由があるとき及び、その開示を拒むことができる。 2 記録簿等の開示は、当事者等が記録簿の開示の拒否の請求に必要となつた資料の提出を要することを妨げない。 3 行政は、第25条第1項の規定に基づき、記録簿の開示を拒否すること。	当該条項	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1	0	2	>-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	電子データでの交付に対応している。		アナログ規制に該当しない	
136	熊本県宇土市	総務課	注訪問議・検証	条例	宇土市行政手続条例	第18条	(文書等の開示) 第18条 当事者等が、法第18条第1項の規定により開示を求めるときは、その各名及び住所、情報の内容及び開示をよとする資料の項目を記載した文書(以下「請求書(書式第27号)を市長に提出しなければならない。ただし、情報の開示は、情報の開示の拒否に必要となつた場合を除く。この場合において、開示を求めた当事者等が、請求書の提出を求めたとき、その開示を拒むべき旨を通知し、かつ、開示を拒むべき旨を通知した当事者等に通知しなければならない。この場合において、市長は、記録簿の開示における当事者等の請求書の提出を拒むことがないよう配慮するものとする。 3 市長は、記録簿の開示における情報の開示に必要となつた資料の提出を要するものとする。	当該条項	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1	0	2	>-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	電子データでの交付に対応している。		アナログ規制に該当しない	
137	熊本県宇土市	総務課	定期検査・点検	条例	宇土市行政手続条例	第24条	(情報の開示及び報告書) 第24条 主要者は、記録簿の開示を記載した調査を作成し、当該調査において、不利益区分の理由となる事項に対する当事者及び参加人の陳述の要旨を明らかにしておくなければならない。 2 前項の調査は、記録簿の開示が行われた場合には各日ごととし、当該開示が行われなかった場合には記録簿の最終更新日に行われなければならない。 3 主要者は、記録簿の最終更新日、不利益区分の理由となる事項に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第1項の調査とともに行政に提出しなければならない。 4 当事者又は参加人は、第1項の調査及び前項の報告書の提出を求めなければならない。	当該条項	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1	0	2	>-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	電子データでの交付に対応している。		アナログ規制に該当しない	
138	熊本県宇土市	総務課	注訪問議・検証	条例	宇土市行政手続条例	第24条	(情報の開示及び報告書) 第24条 主要者は、記録簿の開示を記載した調査を作成し、当該調査において、不利益区分の理由となる事項に対する当事者及び参加人の陳述の要旨を明らかにしておくなければならない。 2 前項の調査は、記録簿の開示が行われた場合には各日ごととし、当該開示が行われなかった場合には記録簿の最終更新日に行われなければならない。 3 主要者は、記録簿の最終更新日、不利益区分の理由となる事項に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第1項の調査とともに行政に提出しなければならない。 4 当事者又は参加人は、第1項の調査及び前項の報告書の提出を求めなければならない。	当該条項	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1	0	2	>-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	電子データでの交付に対応している。		アナログ規制に該当しない	
139	熊本県宇土市	総務課	注訪問議・検証	規則	宇土市開示及び開示の拒否の拒否に関する規則	第7条	(文書等の開示の手続) 第7条 当事者等が、法第18条第1項の規定により開示を求めるときは、その各名及び住所、情報の内容及び開示をよとする資料の項目を記載した文書(以下「請求書(書式第27号)を市長に提出しなければならない。ただし、情報の開示は、情報の開示の拒否に必要となつた場合を除く。この場合において、開示を求めた当事者等が、請求書の提出を求めたとき、その開示を拒むべき旨を通知し、かつ、開示を拒むべき旨を通知した当事者等に通知しなければならない。この場合において、市長は、記録簿の開示における当事者等の請求書の提出を拒むことがないよう配慮するものとする。 3 市長は、記録簿の開示における情報の開示に必要となつた資料の提出を要するものとする。	当該条項	別紙二	(c)国の法令等に基づいて定めている規制	類型3	1	0	2	>-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	電子データでの交付に対応している。		アナログ規制に該当しない	
140	熊本県宇土市	総務課	書面表示	規則	宇土市開示及び開示の拒否の拒否に関する規則	第11条	(情報の開示) 第11条 市長は、法第20条第6項の規定により記録簿の開示における情報の開示を拒むときは、記録簿の開示及び場所を公示するものとする。この場合において、付随して、当事者及び参加人に当該開示の拒否に係る請求書の提出を要する旨の通知を要する。この場合において、市長は、記録簿の開示における情報の開示に必要となつた資料の提出を要するものとする。 2 前項の規定による公示は、宇土市役所前の掲示板に掲示し、行うものとする。	当該条項	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1	0	3	>-1.見直し不要(本文の改正が必要)	ホームページによる掲示を可能とする運用とする。	令和8年5月		
141	熊本県宇土市	デジタル推進室	FD等の記録媒体	規則	宇土市情報連携技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則	第13条	(電子的記録による作成) 第13条 市の機関等は、情報連携技術活用条例第11条の規定により記録簿の作成を行うときは、当該記録簿に係る事項を市の機関等の保有する電子記録に備えられたファイルに記録する方法又は「複写・コピー」に準ずる方法により一定の事項を複製して記録し、かつ、複製した記録を、もつて複製する方法により作成するものとする。	当該条項	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	—	—	—	—	>-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	「複写・コピー」をアナログ記録として扱っている。			
142	熊本県宇土市	総務課	対面講習	訓令	宇土市特定個人情報等の安全管理に関する研修計画	本則	1 宇土市に特定個人情報等の安全管理に関する研修の3名程度を確保し、必要に応じて、研修を行うものとする。 2 前項に規定する研修は、おおむね年に1回以上、研修期間に1日2名とする。	当該条項	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1	0	2	>-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	研修方法は対面に限定していない。			
143	熊本県宇土市	総務課	対面講習	訓令	宇土市特定個人情報等の安全管理に関する研修計画	本則	2 前項に規定する研修は、おおむね年に1回以上、研修期間に1日2名とする。	当該条項	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1	0	2	>-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	研修方法は対面に限定していない。			
144	熊本県宇土市	総務課	対面講習	訓令	宇土市特定個人情報等の安全管理に関する研修計画	本則	3 前項に規定する研修のほかに、情報セキュリティに関する研修の3名程度を確保し、必要に応じて、研修を行うものとする。	当該条項	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1	0	2	>-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	研修方法は対面に限定していない。			
145	熊本県宇土市	総務課	対面講習	訓令	宇土市特定個人情報等の安全管理に関する研修計画	本則	4 前項に規定する研修のほかに、情報セキュリティに関する研修の3名程度を確保し、必要に応じて、研修を行うものとする。	当該条項	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1	0	2	>-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	研修方法は対面に限定していない。			
146	熊本県宇土市	総務課	定期検査・点検	規則	宇土市職員等の定年に関する規則	第8条	(報告) 第8条 市長は、定年に入った職員に係る勤務延長の状況に関し、任命権者から定期的に報告を求め、その内容を把握するものとする。	当該条項	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	—	—	—	—	>-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	アナログ規制に該当しない(規則区分の規制に該当しない)			
147	熊本県宇土市	総務課	定期検査・点検	規則	宇土市管理監督職務上級職に関する規則	第9条	(報告) 第9条 市長は、条例第9条各号の規定により異動期間が延長された管理監督職務上級職に係る異動期間の延長の状況に関し、任命権者から定期的に報告を求め、その内容を把握するものとする。	当該条項	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	—	—	—	—	>-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	アナログ規制に該当しない(規則区分の規制に該当しない)			

規程の洗い出し				類型・PHASE		見直しの方角性の検討									
No.	自治体名	所管課	規程区分 再編種別	条項番号 / 様式名	条項/ 掲載場所	委任等命令等/ 通知・通告等/ 条例等	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し PHASE	見直しの方角性 の検討	見直しの方角性の検討	見直し予定 / (「継続検討」 の場合) 再 検討時期	備考
												見直しの方角性の検討	見直しの方角性の検討		
165	熊本県宇土市	総務課	保健・衛生	請合	宇土市職員安全衛生管理規程 第7条	(産業衛生) 第7条 市長は、法第13条の規定により、医師の中から産業衛生管理責任者を委任する。 2 産業衛生管理責任者は、労働安全衛生法(昭和47年政令第31号)第35条に規定する作業員について、法令が定める1年以上にわたる期間にわたり、当該作業員に必要となる教育を行う。									アナログ規制に該当しない(規制区分の規制に該当しない)
166	熊本県宇土市	総務課	保健・衛生	請合	宇土市職員安全衛生管理規程 第8条	(作業主任者) 第8条 任命権者は、法第14条の規定により、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第31号)第36条に規定する作業員について、法令が定める1年以上にわたる期間にわたり、当該作業員に必要となる教育を行う。任命権者は、当該作業員に必要となる教育の指導その他の厚生労働省令で定める業務を行う。									アナログ規制に該当しない(規制区分の規制に該当しない)
167	熊本県宇土市	総務課	保健・衛生	請合	宇土市職員安全衛生管理規程 第9条	(安全衛生担当官) 第9条 市長は、安全衛生担当官を委任する。 2 安全衛生担当官は、職務の安全及び健康を確保し、快適な職場環境の形成のために必要な業務を行う。									アナログ規制に該当しない(規制区分の規制に該当しない)
168	熊本県宇土市	総務課	対面課	請合	宇土市職員安全衛生管理規程 第17条	(安全教育) 第17条 任命権者は、職員を教育したときは、当該職員に対して、法令第35条第1項で定める事項についてその従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。2 前項の規定は、職員の作業内容を変更したときについて準用する。 3 任命権者は、危険又は有害な業務で、法令第36条に定めるものに職員を就かせるときは、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。									アナログ規制に該当しない
169	熊本県宇土市	総務課	定期検査・点検	請合	宇土市職員安全衛生管理規程 第26条	(健康等状況把握) 第26条 市長は、復職した者又は出勤を承認された者で、一定の期間観察を要すると任命権者が認めるときは、復職等状況把握(様式第2号)を、任命権者が指定する期間ごとに任命権者に提出しなければならない。									アナログ規制に該当しない
170	熊本県宇土市	総務課	定期検査・点検	請合	宇土市職員安全衛生管理規程 別表	検査項目 検査回数 2 自覚症状及び健康状態の有無の検査 3 身長、体重、視力及び聴力の検査 4 胸部エックス線検査 5 血圧の測定並びに尿中の糖及び蛋白の有無の検査 6 その他の法定検査 定期健康診断 2 自覚症状及び健康状態の有無の検査 3 身長、体重、視力及び聴力の検査 4 胸部エックス線検査及びたんぱく検査 5 血圧の測定並びに尿中の糖及び蛋白の有無の検査 6 その他の法定検査 定期健康診断									アナログ規制に該当しない(規制区分の規制に該当しない)
171	熊本県宇土市	総務課	定期検査・点検	請合	宇土市職員安全衛生管理規程 別表	1 既往歴及び病歴の調査 定期健康診断 1 既往歴及び病歴の調査 定期健康診断 定期健康診断の検査項目と重複する検査項目については、結果健康診断の1区分を省略することができる。									アナログ規制に該当しない(規制区分の規制に該当しない)
172	熊本県宇土市	総務課	定期検査・点検	請合	宇土市職員安全衛生管理規程 別表	5 血圧の測定並びに尿中の糖及び蛋白の有無の検査 定期健康診断 5 血圧の測定並びに尿中の糖及び蛋白の有無の検査 定期健康診断 定期健康診断の検査項目と重複する検査項目については、結果健康診断の1区分を省略することができる。									アナログ規制に該当しない(規制区分の規制に該当しない)
173	熊本県宇土市	総務課	罰則	規程	宇土市一般職の職員の給与に関する条例施行規則 第13条の4	第13条の4 任命権者は、一時停止処分を行った場合には、当該一時停止処分を受けた者に文書交付しなければならない。2 前項の文書の交付は、一時停止処分を受けた者の住所を届出ることができない場合においては、当該文書を宇土市公告(条例(平成12年条例第40号)第2条第2項)に規定する掲示所に掲示することをもってこれに代えることができるものとし、当該掲示物の交付を認許した日に文書の交付があったものとみなす。	当該規程	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1 0	3	a-3.要見直し(今後運用の変更を要する)	公告文書の改正に合わせて、オンラインで(市ホームページでの掲載)を予定。	令和8年6月
174	熊本県宇土市	総務課	日視	規程	宇土市職員の通勤手当に関する規程 第5条	(通勤及び交通) 第5条 任命権者は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を適時運用定期報告(これに準ずるものを含む。以下「定期報告」という。)の提示を求め、又は「定期報告」を調査する方法により確認し、その届出が通勤手当支給額を超過するものであるときは、その届出に基づき通勤手当の額を決定し、又は決定しなければならない。2 任命権者は、前項の規定により通勤手当の額を決定し、又は決定したときは、その決定又は決定に係る事実を通勤手当定期報告(様式第2号)に記載するものとする。	当該規程	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1 0	1 0	a-1.要見直し(条文の改正が必要)	国の規則において、当該規定の見直しが行われていることから、本市も見直しを行う。 ※「条例の提出を求める等」という表現に改め、「実地確認記録」の表現を削除する。	令和8年4月
175	熊本県宇土市	総務課	日視	規程	宇土市職員の通勤手当に関する規程 第21条	(事務の補助) 第21条 任命権者は、現通勤手当の支給を受けている職員について、その届出が通勤手当支給額を超過する要件を具備する及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期報告等の提示を求め、又は通勤の実情を「定期報告」する方法により、確認するものとする。									アナログ規制に該当しない(既に規則改正を実施しており、当該規定は削除している。)
176	熊本県宇土市	総務課	定期検査・点検	規程	宇土市職員の通勤手当に関する規程 第21条	(事務の補助) 第21条 任命権者は、現通勤手当の支給を受けている職員について、その届出が通勤手当支給額を超過する要件を具備する及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に「定期報告」等の提示を求め、又は通勤の実情を「定期報告」する方法により、確認するものとする。									アナログ規制に該当しない(既に規則改正を実施しており、当該規定は削除している。)
177	熊本県宇土市	総務課	定期検査・点検	規程	宇土市職員の給与に関する規程 第10条	(事務の補助) 第10条 任命権者は、現に任用状の支給を受けている職員が給与条例第10条の第1項又は第3項の規定する要件を具備しているかどうか及び身元保証手当の月額が適正であるかどうかを「定期報告」するものとする。 2 任命権者は、前項の規定に基づいて、必要と認めるときは、職員に対し居住の実情等を把握するに當る書類の提出を求めることができる。	当該規程	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	2	2	a-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	紙媒体だけの提出、確認を求めているのではなく、オンラインでの提出等も可能であるため。	
178	熊本県宇土市	総務課	定期検査・点検	規程	宇土市職員の身元保証手当に関する規程 第10条	(事務の補助) 第10条 任命権者は、現に身元保証手当の支給を受けている職員が給与条例第11条の第1項又は第3項の規定する要件を具備しているかどうか及び身元保証手当の月額が適正であるかどうかを「定期報告」するものとする。 2 任命権者は、前項の規定に基づいて、必要と認めるときは、職員に対し居住の実情等を把握するに當る書類の提出を求めることができる。	当該規程	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	2	2	a-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	紙媒体だけの提出、確認を求めているのではなく、オンラインでの提出等も可能であるため。	
179	熊本県宇土市	総務課	定期検査・点検	規程	議会の議員その他の常任委員の公費等に関する条例施行規則 第15条	(定期報告) 第15条 年金たる報酬を受け取る者は、毎年12月1日から同月末日までの間に、様式第15号から様式第16号までにより、その報酬の内容及び当該報酬年度の支給額の算定に必要となる書類の提出に関する「報告書」を提出しなければならない。ただし、当該報告書の提出が認められない場合は、この限りでない。	当該規程	—	(c)国の法令等を参照しつつ、自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1 0	1 0	a-1.見直し不要(アナログ的な手段に限定することが適当)	公費の削減が行われている等について原本を提出する必要があるため。	
180	熊本県宇土市	財政課	定期検査・点検	規程	宇土市予算事務規程 第4条	(予算の編成方針) 第4条 企業財政課長は、市長の命を受けて、会計年度ごとに予算の編成方針を定め、部長及び課長等に通知しなければならない。ただし、当初となる予算(以下「当初予算」という。)を除くほか、編成方針を定めないことができない。									アナログ規制に該当しない
181	熊本県宇土市	財政課	定期検査・点検	規程	宇土市予算事務規程 第26条	(執行状況の報告) 第26条 部長及び課長等は、その所管する事務事業の進捗状況(予算額)を毎月報告する。毎年12月31日現在において輸入税出予算執行状況(様式第15号及び様式第16号)を調査し、翌年1月20日までに財政課長に報告しなければならない。									アナログ規制に該当しない

No.	規程の洗い出し					類型・PHASE		見直しの方針等の検討								
	自治体名	所管種	規制区分	再編等種別	条例等名 / 様式名	条項/ 掲載箇所	条例等 制定法令等/ 通知・通達等/ 条例等名/ 条例等	当該条項等	規制趣旨 の分類	類型	現在 PHASE	見直し PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し完了時期 / (継続検討 の場合) 再 検討時期	備考
182	熊本県下市	会計課	定期検査・点検	規則	宇土市会計事務規則 第7条	第7条	第7条	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規則	類型2	1	0	継続検討	財務会計システムの電子決裁導入とその仕様による	令和10～11年度に財務会計システム見直し	令和12年10月新財務会計システム開始	
183	熊本県下市	会計課	目視	規則	宇土市会計事務規則 第8条	第8条	第8条	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規則	類型1	1	0	継続検討	財務会計システムの電子決裁導入とその仕様による	令和10～11年度に財務会計システム見直し	令和12年10月新財務会計システム開始	
184	熊本県下市	会計課	書類提示	規則	宇土市会計事務規則 第16条	第16条	第16条	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規則	類型1	1	0	継続検討				アナログ規制に該当しない
185	熊本県下市	会計課	定期検査・点検	規則	宇土市会計事務規則 第58条	第58条	第58条	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規則	類型1	1	0	継続検討	財務会計システムの電子決裁導入とその仕様による	令和10～11年度に財務会計システム見直し	令和12年10月新財務会計システム開始	
186	熊本県下市	会計課	定期検査・点検	規則	宇土市会計事務規則 第68条	第68条	第68条	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規則	類型1	1	0	1	<-1.見直し済(アナログ的な手段に限定することが適当)	通知、未払戻金等は発生しませんが、市の手をばらばらにする以上、万が一に備えて備忘録をいたしておく必要があるため、「報告」として取り扱っています。		
187	熊本県下市	会計課	定期検査・点検	規則	宇土市会計事務規則 第70条	第70条	第70条	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規則	類型1	1	0	1	<-1.見直し済(アナログ的な手段に限定することが適当)	また、小切手は現在も使用しているため、未払戻金等は発生するに備えては毎日の収支の合計を把握を行うための備忘録を付けている。しかし、この備忘録は財務会計システムから出力されるものであるため、実際には指定金融機関が報告書の確認作業を行い、報告するよう出力になって指定金融機関の印帳等に出力履歴(「各会計収入支出計算書」)を作成し、これを毎日の収支の合わせに使用している。メールによる提出も可能と思われるが、提出日には電子機器はなく、支店から送付されるこ		
188	熊本県下市	会計課	定期検査・点検	規則	宇土市会計事務規則 第71条	第71条	第71条	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規則	類型1	1	0	1	<-1.見直し済(アナログ的な手段に限定することが適当)			
189	熊本県下市	会計課	目視	規則	宇土市会計事務規則 第79条	第79条	第79条	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規則	類型1	1	0	1	<-1.見直し済(アナログ的な手段に限定することが適当)			アナログ規制に該当しない 引継ぎ文は、R7-4.1付付規則改正で廃止済み
190	熊本県下市	会計課	定期検査・点検	規則	宇土市会計事務規則 第83条	第83条	第83条	(a)国の法令等に基づいて定めている規則	類型1	1	0	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に適用まで変更済み))	検査方法及実施頻度又は事務検査(データ)により行う前、R7-4.1に規則改正済み		
191	熊本県下市	会計課	定期検査・点検	規則	宇土市会計事務規則 第90条	第90条	第90条	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規則	類型1	1	0	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に適用まで変更済み))	財務会計システムから「(1) 借入歳出計算書(収支報告書)」、「(2) 借入歳出外債金支払(借入外債金管理簿)」は出力され、PDFによる提出が可能		
192	熊本県下市	会計課	定期検査・点検	規則	宇土市会計事務規則 第94条	第94条	第94条	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規則	類型1	1	0	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に適用まで変更済み))	財務会計システムに、毎月の「資金予定」を各担当の人員が入力することができたため、見直し不要		
193	熊本県下市	企画課	定期検査・点検	条例	宇土市公の職員の給与等に関する条例 第28条	第28条	第28条	(a)国の法令等に基づいて定めている規則	類型2	1	0	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に適用まで変更済み))	現状でアナログ的な手段に限定されておらず、デジタル技術の活用も検討されていることより、見直し不要		
194	熊本県下市	財政課	目視	規則	宇土市公有財産規則 第3条	第3条	第3条	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規則	類型2	1	0	1	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に適用の変更は困難))	アナログ的な手段に限定されていないため		
195	熊本県下市	財政課	目視	規則	宇土市公有財産規則 第14条	第14条	第14条	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規則	類型2	1	0	1	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に適用の変更は困難))	アナログ的な手段に限定されていないため		
196	熊本県下市	財政課	定期検査・点検	規則	宇土市公有財産規則 第39条	第39条	第39条	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規則	類型2	1	0	2	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に適用の変更は困難))	アナログ的な手段に限定されていないため		
197	熊本県下市	財政課	往訪閲覧・複製	規則	宇土市契約事務規則 第18条	第18条	第18条	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規則	類型4	1	0	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に適用まで変更済み))	既にインターネット等で公開しているため		

規程の取扱い出し										類型・PHASE		見直しの方針等の検討							
No.	自治体名	所管種	規制区分	再規制種別	条約等名 / 型式名	条約 / 掲載場所	備考等 規定内容	建築法令等名 / 通知・通達等名 / 条約等名	当該条約等	規制規格の分類	類型	現在 PHASE	見直し PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定 / (継続検討の場合) 再検討時期	備考		
													見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定				
													見直し方向性	見直し方向性の詳細	見直し予定				
													見直し方向性	見直し方向性の詳細	見直し予定				
198	熊本県	財政課	定期検査・点検	規則	宇土市契約事務規則	第36条	1. 検査員(検査員)の職務は、あらかじめ工事、製造その他の請負又は物件の検査等の実施、従業者の検査その他の検査の監視及び監理の状況を明らかにした指名競争入札参加資格審査申請書を市長に提出しなければならない。 2. 市長は、前項の申請書により、その者の審査を行い、指名競争登録名簿を作成するものとする。 3. 市長は、第1項の申請に関する事項について公告するものとする。 4. 市長は、必要があると認めるとき又は申請書に特別の事情があるときは、第1項の手続きに準じて審査の審査員を選任し、指名競争登録名簿の追加を行うことができる。 5. 指名競争登録名簿は、3会計年度有効とする。											アナログ規制に該当しない	
199	熊本県	財政課	目視	規則	宇土市契約事務規則	第58条	1. 監督員は、必要があるときは、請負契約の履行について、必要に応じて、現場において工事等に関する事項の記録又は検査等の方法により監督をし、契約に必要な指示をしなければならない。 2. 監督員は、監督の実施に当たっては、契約書の趣旨を不当に妨げるものがないよう努めるとともに、監督において特に知らなければならない事項は、これを先般報告しなければならない。 3. 監督員は、監督の実施に当たっては、契約書の趣旨を不当に妨げるものがないよう努めるとともに、監督において特に知らなければならない事項は、これを先般報告しなければならない。	当該条約	(b)自治体の条約等に基づいて定められている規制	類型1	1.0	1.0	<1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	成果物について現物による目視検査が望ましいため					
200	熊本県	財政課	定期検査・点検	規則	宇土市契約事務規則	第59条	1. 監督員は、必要があるときは、事業主監督員と緊密に連絡するとともに、随時又は設計者の必要と認めるときは、監督の実施状況について報告をしなければならない。										アナログ規制に該当しない		
201	熊本県	財政課	目視	規則	宇土市契約事務規則	第61条	1. 検査員は、契約についての給付の完了の届出(第55条の規定に基づく部分及び第56条の規定に基づく供材)に對する支払に先立って監督員又は監督部の検査員(以下、本条約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて検査員)を行わなければならない。 2. 市長は、検査員に事故があるときは、又は条件を限り特別に検査員を必要とするときは、検査員以外の職員に臨時に検査員を命ずることができる。 3. 検査員(前項の規定に基づき、検査員を命ぜられた職員を含む。以下同じ。)は、請負契約について必要があるときは、当該契約に係る監督員の立会いを求め、当該契約の内容について検査を行わなければならない。 4. 検査員は、前項以外の契約について当該契約の内容が履行中のときは、当該契約の履行に当たっては、契約書及び第74条に規定する立会員の立会いを求め、検査を行わなければならない。この場合において、契約書が立会員がないときは、欠席のまま検査をすることができる。	地方自治法施行令 第167条の15第1項	(a)国の法令等に基づいて定められている規制	類型1	1.0	1.0	<1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	成果物について現物による目視検査が望ましいため					
202	熊本県	財政課	目視	規則	宇土市契約事務規則	第67条	1. 検査員は、必要があるときは、当該契約の履行に当たっては、契約書及び第74条に規定する立会員の立会いを求め、検査を行わなければならない。この場合において、契約書が立会員がないときは、欠席のまま検査をすることができる。	当該条約	(b)自治体の条約等に基づいて定められている規制	類型1	1.0	1.0	<1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	成果物について現物による目視検査が望ましいため					
203	熊本県	財政課	目視	規則	宇土市契約事務規則	第69条	1. 検査員は、理化学試験を必要とする場合は、関係者立会いの上、別に定める試験実施方法によって(供材)を採取し、之を自ら又は監督員又は監督部の検査員(以下、本条約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて検査員)を行わなければならない。	当該条約	(b)自治体の条約等に基づいて定められている規制	類型1	1.0	1.0	<1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	成果物について現物による目視検査が望ましいため					
204	熊本県	財政課	委託・専任	規則	宇土市契約事務規則	第70条	1. 検査員は、同一契約について監督員の職務を行ってはならない。										アナログ規制に該当しない		
205	熊本県	財政課	目視	規則	宇土市契約事務規則	第74条	1. 検査員は、必要があるときは、当該契約の履行に当たっては、契約書及び第74条に規定する立会員の立会いを求め、検査を行わなければならない。この場合において、契約書が立会員がないときは、欠席のまま検査をすることができる。	当該条約	(b)自治体の条約等に基づいて定められている規制	類型1	1.0	1.0	<1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	公正性確保のための第三者の視点が必要となるため					
206	熊本県	財政課	定期検査・点検	訓令	宇土市工事検査規程	第5条	1. 検査員は、必要があるときは、当該契約の履行に当たっては、契約書及び第74条に規定する立会員の立会いを求め、検査を行わなければならない。この場合において、契約書が立会員がないときは、欠席のまま検査をすることができる。	地方自治法施行令 第167条の15	第2項	(a)国の法令等に基づいて定められている規制	類型1	1.0	1.0	<1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	工事途中で代金を支払ふ必要がある場合のみ実施、中継検査により状況等を確認する必要があるため。				
207	熊本県	財政課	目視	訓令	宇土市工事検査規程	第8条	1. 検査員は、必要があるときは、当該契約の履行に当たっては、契約書及び第74条に規定する立会員の立会いを求め、検査を行わなければならない。この場合において、契約書が立会員がないときは、欠席のまま検査をすることができる。	地方自治法施行令 第167条の15	第3項	(a)国の法令等に基づいて定められている規制	類型1	1.0	1.0	<1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	写真では見えない詳細な箇所や動作の確認等を行うとともに、立会いが困難なことで、検査員への信頼性向上や紛争予防の観点からも重要と考える。				
208	熊本県	財政課	目視	訓令	宇土市工事検査規程	第9条	1. 検査員は、必要があるときは、当該契約の履行に当たっては、契約書及び第74条に規定する立会員の立会いを求め、検査を行わなければならない。この場合において、契約書が立会員がないときは、欠席のまま検査をすることができる。	地方自治法施行令 第167条の15	第1項、第2項	(a)国の法令等に基づいて定められている規制	類型1	1.0	1.0	<1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	写真では見えない詳細な箇所や動作の確認等をする必要があるため。				
209	熊本県	財政課	委託・専任	告示	宇土市公共工事請負契約約款	第9条	1. 検査員は、必要があるときは、当該契約の履行に当たっては、契約書及び第74条に規定する立会員の立会いを求め、検査を行わなければならない。この場合において、契約書が立会員がないときは、欠席のまま検査をすることができる。										アナログ規制に該当しない		
210	熊本県	財政課	委託・専任	告示	宇土市公共工事請負契約約款	第10条	1. 検査員は、必要があるときは、当該契約の履行に当たっては、契約書及び第74条に規定する立会員の立会いを求め、検査を行わなければならない。この場合において、契約書が立会員がないときは、欠席のまま検査をすることができる。	建設法 第26条第1項	(a)国の法令等に基づいて定められている規制	類型1	1	1	>2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちに適用の変更は困難))						
211	熊本県	財政課	目視	告示	宇土市公共工事請負契約約款	第14条	1. 検査員は、必要があるときは、当該契約の履行に当たっては、契約書及び第74条に規定する立会員の立会いを求め、検査を行わなければならない。この場合において、契約書が立会員がないときは、欠席のまま検査をすることができる。	地方自治法施行令 第167条の15第1項	(a)国の法令等に基づいて定められている規制	類型1	1.0	1.0	<1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	現物による目視検査が望ましいため					
212	熊本県	財政課	目視	告示	宇土市公共工事請負契約約款	第15条	1. 検査員は、必要があるときは、当該契約の履行に当たっては、契約書及び第74条に規定する立会員の立会いを求め、検査を行わなければならない。この場合において、契約書が立会員がないときは、欠席のまま検査をすることができる。	当該条約	(b)自治体の条約等に基づいて定められている規制	類型1	1.0	1.0	<1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	現物による目視検査が望ましいため					

No.	規程のい出し						類型・PHASE		見直しの方角性等の検討								
	自治体名	所管種	規制区分	再編等種別	条約等名 / 様式名	条項/ 掲載場所	権限法令等/ 通知・通告等名/ 条約等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し PHASE	見直しの方角性 の検討	見直しの方角性の詳細	見直しの方角性の詳細	見直し高了期間 / (継続検 討の場合) 再 検討時期	備考
213	熊本県宇土市	財政課	目視	告示	宇土市公共工事請負 契約約款	第17条	当該規程	-	(b)自治体の条約 等に基づいて定 めている規制	類型1	1.0	1.0	<-1.見直し済 (アナログ的な手段に限定することが適当)	現物による目視検査が望ましいため			
214	熊本県宇土市	財政課	目視	告示	宇土市公共工事請負 契約約款	第18条	当該規程	-	(b)自治体の条約 等に基づいて定 めている規制	類型1	1.0	1.0	<-1.見直し済 (アナログ的な手段に限定することが適当)	現物による目視検査が望ましいため			アナログ規制に該当しない
215	熊本県宇土市	財政課	目視	告示	宇土市公共工事請負 契約約款	第31条	当該規程	-	(b)自治体の条約 等に基づいて定 めている規制	類型1	1.0	1.0	<-1.見直し済 (アナログ的な手段に限定することが適当)	成果物について現物による目視検査が望ましいため			
216	熊本県宇土市	財政課	目視	告示	宇土市公共工事請負 契約約款	第37条	当該規程	-	(b)自治体の条約 等に基づいて定 めている規制	類型1	1.0	1.0	<-1.見直し済 (アナログ的な手段に限定することが適当)	成果物について現物による目視検査が望ましいため			
217	熊本県宇土市	財政課	実地・専任	告示	宇土市公共建築設計 業務委託契約約款	第15条	当該規程	-	(b)自治体の条約 等に基づいて定 めている規制	類型1	1.0	1.0	<-1.見直し済 (アナログ的な手段に限定することが適当)	成果物について現物による目視検査が望ましいため			
218	熊本県宇土市	財政課	目視	告示	宇土市公共建築設計 業務委託契約約款	第21条	当該規程	-	(b)自治体の条約 等に基づいて定 めている規制	類型1	1.0	1.0	<-1.見直し済 (アナログ的な手段に限定することが適当)	成果物について現物による目視検査が望ましいため			
219	熊本県宇土市	財政課	目視	告示	宇土市公共建築設計 業務委託契約約款	第33条	当該規程	-	(b)自治体の条約 等に基づいて定 めている規制	類型1	1.0	1.0	<-1.見直し済 (アナログ的な手段に限定することが適当)	成果物について現物による目視検査が望ましいため			
220	熊本県宇土市	財政課	実地・専任	告示	宇土市公共工事関係 業務委託契約約款	第9条	当該規程	-	(b)自治体の条約 等に基づいて定 めている規制	類型1	1.0	1.0	<-1.見直し済 (アナログ的な手段に限定することが適当)	成果物について現物による目視検査が望ましいため			
221	熊本県宇土市	財政課	目視	告示	宇土市公共工事関係 業務委託契約約款	第19条	当該規程	-	(b)自治体の条約 等に基づいて定 めている規制	類型1	1.0	1.0	<-1.見直し済 (アナログ的な手段に限定することが適当)	成果物について現物による目視検査が望ましいため			
222	熊本県宇土市	財政課	目視	告示	宇土市公共工事関係 業務委託契約約款	第33条	当該規程	-	(b)自治体の条約 等に基づいて定 めている規制	類型1	1.0	1.0	<-2.見直し不要 (現状でアナログ的な手段に限定されていない (直ちには適用の変更は困難))	動的動作を見ながら、変更を要していない			
223	熊本県宇土市	財政課	実地・専任	告示	宇土市公共建築設計 業務委託契約約款	第8条	当該規程	-	(b)自治体の条約 等に基づいて定 めている規制	類型1	1.0	1.0	<-1.見直し済 (アナログ的な手段に限定することが適当)	成果物について現物による目視検査が望ましいため			

No.	規程の新しい出し					類型・PHASE		見直しの方針等の検討								
	自治体名	所管種	規制区分	再編等種別	条項等名 / 様式名	条項/ 掲載場所	権限法令等名/ 通知・通告等名/ 条項等名	当該条項等	規制規格 の分類	類型	現在 PHASE	見直し PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定 / (継続検討 の場合) 再 検討時期	備考
224	熊本県宇土市	財政課	目視	告示	宇土市公共建築工事 監理業務委託契約約 款	第14条									アナログ規制に該当しない	
225	熊本県宇土市	財政課	目視	告示	宇土市公共建築工事 監理業務委託契約約 款	第26条			(b)自治体の条項 等に基づいて定 めている規制	類型1	1:0	1:0	b-2.見直し不要 (現状でアナログ的な手段に限定されていない (既に適用の変更は困難))	成果品については電子納品システムを導入 しているが、実地検査等については特設の 手段を講じていない。オンライン会議やリ モート検査等の可能性について検討してい く。		
226	熊本県宇土市	財政課	目視	告示	宇土市公共建築工事 監理業務委託契約約 款	第28条			(b)自治体の条項 等に基づいて定 めている規制	類型1	1:0	2	b-2.見直し不要 (現状でアナログ的な手段に限定されていない (既に適用の変更は困難))	成果品については電子納品システムを導入 しているが、実地検査等については特設の 手段を講じていない。オンライン会議やリ モート検査等の可能性について検討してい く。		
227	熊本県宇土市	財政課	書類表示	告示	宇土市条件付一般競 争入札事務手続処理 要領	第4条			(b)自治体の条項 等に基づいて定 めている規制	類型4	2	2	b-1.見直し不要 (現状でアナログ的な手段に限定されていない (既に適用まで変更済み))	電子入札システムを用いて公告を行って いるほか、公告が発表されたことを市内各 所に対して、LINEで周知を行っている。		
228	熊本県宇土市	財政課	往訪閲覧・ 閲覧	告示	宇土市条件付一般競 争入札事務手続処理 要領	第7条			(b)自治体の条項 等に基づいて定 めている規制	類型4	2	2	b-1.見直し不要 (現状でアナログ的な手段に限定されていない (既に適用まで変更済み))	すでにシステム上で運用している。		
229	熊本県宇土市	財政課	往訪閲覧・ 閲覧	告示	宇土市条件付一般競 争入札事務手続処理 要領	第12条			(b)自治体の条項 等に基づいて定 めている規制	類型4	2	2	b-1.見直し不要 (現状でアナログ的な手段に限定されていない (既に適用まで変更済み))	すでにシステム上で運用している。		
230	熊本県宇土市	財政課	目視	告示	宇土市条件付一般競 争入札事務手続処理 要領	第14条			(b)自治体の条項 等に基づいて定 めている規制						アナログ規制に該当しない	
231	熊本県宇土市	財政課	目視	告示	宇土市郵便入札要領	第7条			(b)自治体の条項 等に基づいて定 めている規制	類型1	1:0	2	b-1.見直し不要 (現状でアナログ的な手段に限定されていない (既に適用まで変更済み))	すでにシステム上で運用している。		
232	熊本県宇土市	財政課	宛転・専任	告示	宇土市郵便入札要領	第8条									アナログ規制に該当しない	
233	熊本県宇土市	財政課	往訪閲覧・ 閲覧	告示	宇土市公共工事等の 情報の公表に関する 要領	第5条			(b)自治体の条項 等に基づいて定 めている規制	類型4	1:0	2	b-1.見直し不要 (現状でアナログ的な手段に限定されていない (既に適用まで変更済み))	すでにシステム上で運用している。		
234	熊本県宇土市	財政課	目視	告示	地域建設経費強化 競争制度に係る競争 調達要領	第12条			(b)自治体の条項 等に基づいて定 めている規制	類型1	1:0	2	b-2.見直し不要 (現状でアナログ的な手段に限定されていない (既に適用の変更は困難))	リモートによる出来発確認等の可能性を考 察する。		
235	熊本県宇土市	税務課	書類表示	条例	宇土市税条例	第18条			(a)国の法令等に 基づいて定めて いる規制	類型4	1:0	2	a-1.要見直し (条文の改正が必要)	書類表示に加え、インターネットによる期 示を規定 (令和7年7月改正済。令和8年5 月施行予定。)	令和8年5月21 日施行	
236	熊本県宇土市	市民保健課	書類表示	訓令	宇土市民保健課保健 税滞納対策事業実施 要領	第11条			(a)国の法令等に 基づいて定めて いる規制	類型2	1:0	2	a-1.要見直し (条文の改正が必要)	デジタル技術の活用が期待されている規 定ぶりであることから、条文の改正が必 要。	令和8年5月	

No.	規程の目出し					規程の名称等/ 通知・連絡等/ 関係等	当該規程等	規程の 分類	類型・PHASE		見直しの方針等の検討						
	自治体名	所管種	規程区分	再編種別	条項名/ 式名				条項/ 掲載場所	現在 PHASE	見直し PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定 （「継続検討」 の場合）再 検討時期	備考		
251	東京都 市	子育て支 援課	対面講習	条例	子育て特定教育・保 育施設及び特定地域 型保育事業の運営に 関する基準を定める 条例	第3条	特定教育・保育施設等	第3条第3項	(c)間の法令等を 参照しつつ、自 団体の実情等に 基づいて定める 規程	類型1	1	0	2	b-1.見直し不要（現状でアナログ的手段に限定されていない 既に適用まで変更済み）	本文ではアナログ的手段に限定されてい ないため改正は行いません。保育所等 では、すでにオンラインでの研修を導入さ れているため見直し予定していません。		
252	東京都 市	子育て支 援課	定期検査・ 点検	条例	子育て特定教育・保 育施設及び特定地域 型保育事業の運営に 関する基準を定める 条例	第16条	特定教育・保育施設等	第16条	(c)間の法令等を 参照しつつ、自 団体の実情等に 基づいて定める 規程	類型1	1	0	1	0	b-2.見直し不要（現状でアナログ的手段に限定されていない （中には適用の変更は段階）	国の基準で年1回、県と一緒に指導監督を 実施しています。書類の審査等はオンライ ンでも可能ではありますが、施設に危険 箇所がないか確認する必要がありますので、 今後検討が必要になります。	
253	東京都 市	子育て支 援課	対面講習	条例	子育て特定教育・保 育施設及び特定地域 型保育事業の運営に 関する基準を定める 条例	第21条	特定教育・保育施設等	第21条第3項	(c)間の法令等を 参照しつつ、自 団体の実情等に 基づいて定める 規程	類型1	1	0	2	b-1.見直し不要（現状でアナログ的手段に限定されていない 既に適用まで変更済み）	本文ではアナログ的手段に限定されてい ないため改正は行いません。保育所等 では、すでにオンラインでの研修を導入さ れているため見直し予定していません。		
254	東京都 市	子育て支 援課	動画提示	条例	子育て特定教育・保 育施設及び特定地域 型保育事業の運営に 関する基準を定める 条例	第23条	特定教育・保育施設等	第23条	(c)間の法令等を 参照しつつ、自 団体の実情等に 基づいて定める 規程	類型4	2	2	2	b-1.見直し不要（現状でアナログ的手段に限定されていない 既に適用まで変更済み）	インターネットへの提示も規定されている。		
255	東京都 市	子育て支 援課	注説明・ 図説	条例	子育て特定教育・保 育施設及び特定地域 型保育事業の運営に 関する基準を定める 条例	第23条	特定教育・保育施設等	第23条	(c)間の法令等を 参照しつつ、自 団体の実情等に 基づいて定める 規程	類型4	2	2	2	b-1.見直し不要（現状でアナログ的手段に限定されていない 既に適用まで変更済み）	インターネットによる閲覧も規定している。		
256	東京都 市	子育て支 援課	対面講習	条例	子育て特定教育・保 育施設及び特定地域 型保育事業の運営に 関する基準を定める 条例	第32条	特定教育・保育施設等	第32条第1項	(a)間の法令等に 基づいて定める 規程	類型1	1	0	2	b-1.見直し不要（現状でアナログ的手段に限定されていない 既に適用まで変更済み）	研修等は対面講習に限定してあらず、す でにオンラインでも実施されている保育所も ある。本文ではアナログ的手段に限定さ れていないため改正は行いません。保育所 等では、すでにオンラインでの研修を導入 されているため見直し予定していません。		
257	東京都 市	子育て支 援課	定期検査・ 点検	条例	子育て特定教育・保 育施設及び特定地域 型保育事業の運営に 関する基準を定める 条例	第45条	特定教育・保育施設等	第45条第2項	(c)間の法令等を 参照しつつ、自 団体の実情等に 基づいて定める 規程	類型1	1	0	1	0	c-1.見直し否（アナログ的手段に限定することが適当）	国の基準で年1回、県と一緒に指導監督を 実施しています。書類の審査等はオンライ ンでも可能ではありますが、施設に危険 箇所がないか確認する必要があります。	
258	東京都 市	子育て支 援課	対面講習	条例	子育て特定教育・保 育施設及び特定地域 型保育事業の運営に 関する基準を定める 条例	第47条	特定教育・保育施設等	第47条第3項	(c)間の法令等を 参照しつつ、自 団体の実情等に 基づいて定める 規程	類型1	1	0	2	b-1.見直し不要（現状でアナログ的手段に限定されていない 既に適用まで変更済み）	各県で職員の高齢化への対策を実施さ れており、オンライン実施されている 保育所もある。本文ではアナログの手段 に限定されていないため改正は行いません。 保育所等では、すでにオンラインでの 研修を導入されているため見直し予定して いません。		
259	東京都 市	子育て支 援課	注説明・ 図説	条例	子育て特定教育・保 育施設及び特定地域 型保育事業の運営に 関する基準を定める 条例	第53条										アナログ規制に該当しない	
260	東京都 市	子育て支 援課	定期検査・ 点検	条例	子育て特定教育・保 育施設及び特定地域 型保育事業の運営に 関する基準を定める 条例	第55条	家庭的保育事業等	第55条第4項	(c)間の法令等を 参照しつつ、自 団体の実情等に 基づいて定める 規程	類型1	1	0	1	0	c-1.見直し否（アナログ的手段に限定することが適当）	国の基準で年1回、県と一緒に指導監督を 実施しています。書類の審査等はオンライ ンでも可能ではありますが、施設に危険 箇所がないか確認する必要があります。	
261	東京都 市	子育て支 援課	対面講習	条例	子育て特定教育・保 育施設及び特定地域 型保育事業の運営に 関する基準を定める 条例	第7条	家庭的保育事業等	第7条	(c)間の法令等を 参照しつつ、自 団体の実情等に 基づいて定める 規程	類型1	1	0	1	0	c-1.見直し否（アナログ的手段に限定することが適当）	貸火用具の設置場所や避難経路等の取 組等は、実際に行動に移し獲得する必要 があるため	
262	東京都 市	子育て支 援課	定期検査・ 点検	条例	子育て特定教育・保 育施設及び特定地域 型保育事業の運営に 関する基準を定める 条例	第7条の2	家庭的保育事業等	第7条の2									アナログ規制に該当しない

No.	自治体名	所管種	規制区分	再編等種別	条件等名 / 型式名	条項/ 掲載場所	権限法令等名/ 通知・通知等名/ 条件等名	当該条項等	規制規格 の分類	類型・PHASE		見直しの方針等の検討			
										類型	PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定 / (継続検討 / (継続検討 時の場合) 再 検討時期
263	熊本県宇土市	子育て支援課	対面講習	条例	宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	第7条の2	家庭的保育事業等の 第7条の2第1項	(a)国の法令等に準拠して定めている規制	類型1	1	1	2	b-1.見直し不要(現状でアナログの手段に限定されていない(既に適用まで変更済み))	本文ではアナログの手段に限定されていないため改訂は行いません。保育所等では、すでにオンラインでの研修を導入されているため見直しも予定していません。	
264	熊本県宇土市	子育て支援課	対面講習	条例	宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	第9条	家庭的保育事業等の 第9条第2項	(c)国の法令等に準拠しつつ、自治体の条例等に準拠して定めている規制	類型1	1	1	2	b-1.見直し不要(現状でアナログの手段に限定されていない(既に適用まで変更済み))	オンラインによる研修も可能ではありますが、保育所の研修を深めるため、グループワーク等で気軽に情報交換し、保育士同士の高め合いを図ることが重要と見ます。今後研修のテーマに応じてオンライン研修が対面講習が検討していきたいと考えています。	
265	熊本県宇土市	子育て支援課	対面講習	条例	宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	第14条	家庭的保育事業等の 第14条第2項	(c)国の法令等に準拠しつつ、自治体の条例等に準拠して定めている規制	類型1	1	1	2	b-1.見直し不要(現状でアナログの手段に限定されていない(既に適用まで変更済み))	本文ではアナログの手段に限定されていないため改訂は行いません。保育所等では、すでにオンラインでの研修を導入されているため見直しも予定していません。	
266	熊本県宇土市	子育て支援課	実践・専任	条例	宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	第23条	家庭的保育事業等の 第23条第1項	(a)国の法令等に準拠して定めている規制	類型2	1	1	1	c-1.見直し否(アナログの手段に限定することが適当)	国の基準に基づいて定めているため	
267	熊本県宇土市	子育て支援課	実践・専任	条例	宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	第29条	家庭的保育事業等の 第29条第1項	(a)国の法令等に準拠して定めている規制	類型2	1	1	1	c-1.見直し否(アナログの手段に限定することが適当)	国の基準に基づいて定めているため	
268	熊本県宇土市	子育て支援課	実践・専任	条例	宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	第31条	家庭的保育事業等の 第31条第1項	(a)国の法令等に準拠して定めている規制	類型2	1	1	1	c-1.見直し否(アナログの手段に限定することが適当)	国の基準に基づいて定めているため	
269	熊本県宇土市	子育て支援課	実践・専任	条例	宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	第34条	家庭的保育事業等の 第34条第1項	(a)国の法令等に準拠して定めている規制	類型2	1	1	1	c-1.見直し否(アナログの手段に限定することが適当)	国の基準に基づいて定めているため	
270	熊本県宇土市	子育て支援課	実践・専任	条例	宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	第44条	家庭的保育事業等の 第44条第1項	(a)国の法令等に準拠して定めている規制	類型2	1	1	1	c-1.見直し否(アナログの手段に限定することが適当)	国の基準に基づいて定めているため	
271	熊本県宇土市	子育て支援課	実践・専任	条例	宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	第47条	家庭的保育事業等の 第47条第1項	(a)国の法令等に準拠して定めている規制	類型2	1	1	1	c-1.見直し否(アナログの手段に限定することが適当)	国の基準に基づいて定めているため	
272	熊本県宇土市	子育て支援課	対面講習	条例	宇土市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	第6条	放課後児童健全育成 第6条	(c)国の法令等に準拠しつつ、自治体の条例等に準拠して定めている規制	類型1	1	1	2	c-1.見直し否(アナログの手段に限定することが適当)	国の基準が対面に限定されているが、本文からは読み取れませんが、避難訓練や消火訓練などは対面での実施が必要である。	
273	熊本県宇土市	子育て支援課	定期講習・点検	条例	宇土市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	第6条の2	放課後児童健全育成 第6条の2第1項	(c)国の法令等に準拠しつつ、自治体の条例等に準拠して定めている規制	類型1	1	1	2	c-1.見直し否(アナログの手段に限定することが適当)	国の基準に基づいて定めているため	

No.	規程の出し出し					類型・PHASE		見直しの方針等の検討							
	自治体名	所管課	規制区分	再編再編種別	条例等名 / 様式名	条例 / 届出内容	権限法令等 / 通知・連絡等 / 条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在 PHASE	見直し PHASE	見直しの方向性の詳細	見直しの方向性の詳細	見直し予定 PHASE / (「継続検討」の場合) 再検討時期
287	熊本県宇土市	子育て支援課	対面講習	告示	宇土市母子家庭等高等職業訓練受講料等事業実施要綱	第2条			(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1	2	<-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))		アナログ規制に該当しない
288	熊本県宇土市	子育て支援課	定期検査・点検	告示	宇土市母子家庭等高等職業訓練受講料等事業実施要綱	第9条			(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1	2	<-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))		施設開業から発行された報告書がデータのみてあった場合は、メールでの報告も可
289	熊本県宇土市	こども家庭センター	実施・専任	告示	宇土市子ども家庭支援センター事業実施要綱	第2条			(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1	1	<-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)		食事の提供はアナログ的な手段で行われるため、その活動には施設の責任を配置することが必要不可欠である
290	熊本県宇土市	子育て支援課	目視	規則	宇土市児童センター条例施行規則	第10条			(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1	3	<-1.見直し(実効の改正が必要)		監視カメラで使用状況を確認すること
291	熊本県宇土市	こども家庭センター	対面講習	告示	宇土市ファミリーサポートセンター事業実施要綱				(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	1	2	<-3.見直し(今後運用の変更のみを行う)		令和8年度に当研修会を開催するときは、研修者の帰郷に応じてweb研修サービスの活用を検討する。
292	熊本県宇土市	福祉課	目視	告示	宇土市小児慢性特定疾病治療費支給用給付事業実施要綱	第3条			(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1	1	<-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)		実地の調査でなければ判断が難しいため。
293	熊本県宇土市	市民保険課	定期検査・点検	規則	宇土市後期高齢者医療に関する条例施行規則	第4条			(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1	1	<-1.見直し(実効の改正が必要)		アナログ規制に該当しない
294	熊本県宇土市	高齢者支援課	目視	告示	宇土市高齢者等住宅利用促進補助金交付事業実施要綱	第6条			(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1	1	d.継続検討		民生委員の証明を廃止に向けて、今後検討していく。
295	熊本県宇土市	高齢者支援課	目視	訓令	宇土市老人ホーム入所等申請要綱	第7条			(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1	1	<-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)		介護老人ホームへの措置の要件として、居住者の健康上の理由等、直接担当者が確認する必要がある。
296	熊本県宇土市	高齢者支援課	定期検査・点検	訓令	宇土市老人ホーム入所等申請要綱	第7条			(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1	2	d.継続検討		入所者の入所希望の確認の観点について、適切な頻度等について、今後検討する。
297	熊本県宇土市	高齢者支援課	実施・専任	訓令	宇土市在宅介護支援センター事業実施要綱	第6条			(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1	2	d.継続検討		アナログ規制に該当しない
298	熊本県宇土市	高齢者支援課	対面講習	訓令	宇土市在宅介護支援センター事業実施要綱	第7条			(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1	2	d.継続検討		アナログ規制に該当しない
299	熊本県宇土市	高齢者支援課	実施・専任	訓令	宇土市在宅介護支援センター事業実施要綱	第9条			(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1	2	d.継続検討		アナログ規制に該当しない

規程の新しい出し										類型・PHASE		見直しの方針等の検討							
No.	自治体名	所管課	規制区分	再編等種別	条例等名 / 様式	条項/ 掲載場所	条例/ 規定内容	権限法令等名/ 通知・通告等名/ 条例等名	当該条項等	規制規格 の分類	類型	現在 PHASE	見直し PHASE	見直しの方針等	見直しの方針等の詳細	見直し予定 / (継続検討 の場合) 再 検討時期	備考		
300	熊本県宇土市	高齢者支援課	定期検査・点検	併合	宇土市在宅介護支援センター事業実施要綱	第10条	(介護及び委託の廃止) 第12条 福祉事務所長は、本事業の適正かつ適切な運営を確保するため、組織内容、業務状況等について、 年1回以上定期的な事業実施報告書 を求めるとともに、 定期的に実施報告書の状況調査 を行うものとする。 ただし、福祉事務所長は、前条の調査の結果、当該サービスとして本事業の効果が十分であると認められず、委託を取り消すものとする。	在宅介護支援センター運営要綱等(別紙1)(11)号	(a)国の法令等に基づいて定められている規制	類型1	1.0	1.0	1.0	>2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには適用の変更は困難))	国規格で年1回以上の定めがあり、定期報告が必要。見直し方法については、データ上の提出について今後検討する				
301	熊本県宇土市	高齢者支援課	日報	告示	宇土市福祉総合事業推進活動特別事業補助金交付要綱	第10条	(補助金額の算定) 第10条 市長は前条により補助を受けたときは、施設開設等の実施記録を行い、その記録結果に基づき補助金額を算定し、次に当該補助金額を算定した事業実施報告書(様式第10号)を、以下「 確定通知 」という。により通知するものとする。	当該規程	(b)自治体の条例等に基づいて定められている規制	類型1	2	2	2	>2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには適用の変更は困難))	実施記録の方法はアナログ的なものに限定していない				
302	熊本県宇土市	高齢者支援課	定期検査・点検	告示	宇土市市の自立支援事業実施要綱	第5条	(食関連サービスの利用調整) 第5条 市長は、利用者の食の自らの観点から身体状況や生活環境を考慮し、配食サービス、生きがい活動支援事業、生活管理指導事業等との食関連サービスの利用調整を行い、宇土市市の自立支援センターを行う実施要綱及び介護予防プランの作成にあり、必要な食関連サービスを盛り込むものとする。 2 市長は、6月ごとに利用者の身体状況や生活環境を把握し、調整を実施し、食関連サービスの再調整等を行うものとする。		(a)国の法令等に基づいて定められている規制	類型2	1.0	1.0	1.0	<-1.見直し(アナログ的な手段に限定することが適当)	対象者の食生活状況や状態把握が必要であるため現場での把握による状況把握が必要		アナログ規制に該当しない		
303	熊本県宇土市	高齢者支援課	日報	告示	宇土市老人福祉法に基づく不本意ない事由による緊急要請	第4条	(調査) 第4条 福祉事務所長は、対象者と見られる者を見つけた場合若しくは関係機関から通報を受けた場合又は本人から届出を受けた場合は、当該対象者の、状況等について 調査 を行うものとする。 2 調査に際しては 調査の結果 、対象者と見られる者が要請等による虐待により生命又は身体に重大な危険が生じていると認めるときは、高齢者虐待防止法第11条の規定による 介入調査 を行うものとする。	高齢者虐待の防止、別紙1第1条	(a)国の法令等に基づいて定められている規制	類型2	1.0	1.0	1.0	<-1.見直し(アナログ的な手段に限定することが適当)	対象者の安否確認や状況把握が必要であるため現場での把握による状況把握が必要				
304	熊本県宇土市	高齢者支援課	対面講習	告示	宇土市電動アシスト自転車購入補助金交付要綱	第3条	(補助対象等) 第3条 補助対象となる者は、第6条に規定する補助金の交付申請する日の属する年度の末日において65歳以上であって、次に掲げる条件全てを満たすものとする。 (1) 宇土市に住所を有し、本人及び世帯員に市税等の滞りがない者 (2) この要綱による補助金の交付を受けたことがない(世帯に属する者) (3) 宇土市内の販売店で電動アシスト自転車を購入した者 (4) 電動アシスト自転車を購入した日の属する年度中に市が提供する自転車安全利用講習会を受講し、 終了証 の交付を受けた者	当該規程	(b)自治体の条例等に基づいて定められている規制	類型1	1.0	2	2	<-1.見直し(アナログ的な手段に限定することが適当)	交通安全協会の講話と電動アシスト自転車の講習もセットで実施しているため、電動アシスト自転車の実状と交通安全協会の講習会を一体的に実施するため、オンラインでの実施は考えている				
305	熊本県宇土市	福祉課	日報	規則	宇土市育成施設に係る自立支援医療費の支給に関する規則	第4条	(給付の内容) 第4条 育成施設の給付は、次に掲げるものとし、法第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関(以下「 指定医療機関 」)という。に委託して行うものとする。 (1) 診察 (2) 薬費又は治療材料の支給 (3) 治療器具の支給 (4) 理学療法、手技及びその他の療養並びにマッソーシ療法その他の施術 (5) 療養における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の 訪問看護 (6) 移転(医療保険による給付を受けることができない者の移転に限る。)		(a)国の法令等に基づいて定められている規制	類型1	1.0	1.0	1.0	<-1.見直し(アナログ的な手段に限定することが適当)	委託して実施する医療行為のため				
306	熊本県宇土市	福祉課	日報	規則	宇土市育成施設に係る自立支援医療費の支給に関する規則	第10条	(訪問看護の申請) 第10条 申請者が有効期限内に育成施設に係る 訪問看護 を必要とする場合は、受給者は、 訪問看護 を受ける前に、申請書に意見書を添付して福祉事務所長に申請するものとする。 2 訪問看護 の期間は、意見書に示す期間とする。		(b)自治体の条例等に基づいて定められている規制	類型2	1.0	1.0	1.0	>2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには適用の変更は困難))	指定された事業者が物理的に指示(看板等)する必要があるが、今はホームページ等の掲示も可能とする適用見直しを検討する		アナログ規制に該当しない(事業者のため)		
307	熊本県宇土市	福祉課	企画発表	規則	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則	第2条	(指定の申請等) 第2条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第15条の20及び児童福祉法第24条の28の規定による申請は、申請書(様式第2号)により行うものとする。 2 指定特定相談支援事業者及び指定児童福祉相談支援事業者の指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業又は施設の入口その他公衆の視やすい場所に 掲示 するものとする。	当該規程	(b)自治体の条例等に基づいて定められている規制	類型2	1.0	1.0	1.0	>2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには適用の変更は困難))	指定された事業者が物理的に指示(看板等)する必要があるが、今はホームページ等の掲示も可能とする適用見直しを検討する				
308	熊本県宇土市	福祉課	日報	告示	宇土市訪問入浴サービス事業実施要綱	第20条	(遵守事項) 第20条 利用者は、サービスの利用に際して次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) サービスの利用時に、常時介護を行っている1人以上の世帯員等が立ち会うこと。 (2) 利用者は、サービスの利用前に登録事業者に対し、入浴の可否の意思を表示すること。 (3) 疾病等の事由により入浴に不安がある場合は、利用者の責任において、あらかじめ医師の入浴について可否の診断を受けておくこと。 (4) サービスを提供するために必要な情報を登録事業者に提供し、登録事業者の指示に従うこと。 2 登録事業者は、業務の実施中に事故等が発生した場合には、 事故報告書 及び 記録簿 に記入し、 必要 な記録を適切に提出するものとする。	第123号	(a)国の法令等に基づいて定められている規制	類型1	1.0	1.0	1.0	<-1.見直し(アナログ的な手段に限定することが適当)	利用者の安全に係るため必ず立ち合いが必要のため				
309	熊本県宇土市	福祉課	住居関係・福祉	告示	宇土市訪問入浴サービス事業実施要綱	第20条	(遵守事項) 第20条 利用者は、サービスの利用に際して次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) サービスの利用時に、常時介護を行っている1人以上の世帯員等が立ち会うこと。 (2) 利用者は、サービスの利用前に登録事業者に対し、入浴の可否の意思を表示すること。 (3) 疾病等の事由により入浴に不安がある場合は、利用者の責任において、あらかじめ医師の入浴について可否の診断を受けておくこと。 (4) サービスを提供するために必要な情報を登録事業者に提供し、登録事業者の指示に従うこと。 2 登録事業者は、業務の実施中に事故等が発生した場合には、 事故報告書 及び 記録簿 に記入し、 必要 な記録を適切に提出するものとする。		(a)国の法令等に基づいて定められている規制	類型1	1.0	1.0	1.0	<-1.見直し(アナログ的な手段に限定することが適当)	公的機関への訪問が必要のため				
310	熊本県宇土市	福祉課	対面講習	告示	宇土市知的障害者支援センター事業実施要綱	第10条	(保護者の役割) 第10条 知的障害者は、職員の指示及び指導に従うとともに、自ら生活指導及び職業、 技能等の習得 に努力するとともに保護者もこれに協力しなければならない。 2 保護者は、当該知的障害者を職場に委託している理由を、定めて、職員の意見、給与その他の利益を確保してはならない。 3 保護者は、次の各号のいずれかに該当するときは速やかに福祉事務所長にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。 (1) 保護者が住所を変更したとき。 (2) 当該知的障害者が理由なく職場を下を離れ帰宅したとき。 (3) 当該知的障害者に身体的又は精神的変化が認められたとき。		(b)自治体の条例等に基づいて定められている規制	類型1	1.0	1.0	1.0	<-1.見直し(アナログ的な手段に限定することが適当)	動作確認などアナログ的な手段が適当と考えるが、動画等の方法を検討していく。				
311	熊本県宇土市	高齢者支援課・福祉課	日報	告示	宇土市高齢者及び障害者住宅改修補助事業実施要綱	第4条	(申請手続等) 第4条 住宅の改修をしようとする者(以下「 改修実施者 」)という。は、改修の実態前に市長に対し、相談をすることができる。 2 前項の規定により相談を受けたときは、 実地調査 を行い、当該要請者高齢者の身体、住居及び介護者の状況等を総合的に判断し、最も効果的な住宅改修の方法について、住宅改修の 実施要綱 (様式第1号)により指示を行わなければならない。この場合において、 実地調査 及び改修方法の助成高率等については、高齢者サービス調整チーム、地域ケア会議、在宅介護支援センター、住宅改修相談員(リフォームヘルパー)等(以下「 相談機関 」)という。)に依頼することができる。 3 前項後段の規定により依頼を受けた者は、 調査の結果並びに 当該高齢者及び介護者の要請を十分に踏まえ、 計画 を作成し、 計画 を提出するものとする。	当該規程	(b)自治体の条例等に基づいて定められている規制	類型2	1.0	1.0	1.0	<-1.見直し(アナログ的な手段に限定することが適当)	動作確認などアナログ的な手段が適当と考えるが、動画等の方法を検討していく。				
312	熊本県宇土市	高齢者支援課・福祉課	日報	告示	宇土市高齢者及び障害者住宅改修補助事業実施要綱	第9条	(改修の実態) 第9条 市長は、前条の規定による実地調査を依頼した場合は、工事内容の 実地調査 を行い、その結果に基づき改修補助を算定し、改修実施者に対し住宅改修補助金決定通知(様式第9号)を、以下「 決定通知 」という。により通知しなければならない。 2 市長は、 実地調査 終了後、速やかに実地調査記録簿(様式第10号)を作成しなければならない。ただし、 実地調査 の一部及びケース記録簿の作成については、相談機関に依頼することとする。	当該規程	(b)自治体の条例等に基づいて定められている規制	類型1	1.0	1.0	1.0	<-1.見直し(アナログ的な手段に限定することが適当)	動作確認などアナログ的な手段が適当と考えるが、動画等の方法を検討していく。				
313	熊本県宇土市	福祉課	委託・専任	告示	宇土市認知症対応支援事業実施要綱	第5条	(職員) 第5条 事業を実施するに当たり、職員が認知症対応相談員を 置き 、前条に掲げる事業を行うものとする。 2 職員が、認知症対応相談員は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。		(b)自治体の条例等に基づいて定められている規制	類型1	1.0	1.0	1.0	<-1.見直し(アナログ的な手段に限定することが適当)	人員に属する事項であり、アナログ規制見直しは該当しない。 認知症対応相談員はオンラインではできないため。				

No.	規程の編み出し					類型・PHASE		見直しの方針等の検討							
	自治体名	所管課	規制区分	再編等種別	条項名 / 様式名	条項/ 規定内容	権限法令等/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制規格 の種類	現在 PHASE	見直し PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定 【1:継続的 (1:継続的 再 検討の 場合) 再 検討時期	備考
337	群馬県宇都宮市	高齢者支援課	福祉・専任	条例	第3条	(担当職員の職務) 第3条 地域包括支援センターの設置費である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たると必要な保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員(以下「担当職員」という。)を配置しなければならない。当該指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たると必要な数の介護支援専門員を配置しなければならない。	指定介護予防支援第2条	(a)国の法令等に準じて定めていない規制	類型3	1	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的手段に限定されていない(既に適用まで変更済み))	テレワークを行うことが可能であるという点から過剰とのあり、本市でも両様の取り合いを行っている。		
338	群馬県宇都宮市	高齢者支援課	福祉・専任	条例	第4条	(管理)第4条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所(以下「指定介護予防支援事業所」という。)ごとに業務の管理者を配置しなければならない。 2 地域包括センターの設置費である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く管理者は、専らその職務に専事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に必要と認められる場合は、当該指定介護予防支援事業所の業務に専事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に専事することができるものとする。 3 指定介護予防支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生労働省令第10号)第66条第1項(3)に規定する主任介護支援専門員(以下「主任介護支援専門員」という)に相当する者でなければならない。	指定介護予防支援第3条第1項、第2項及び第4項	(a)国の法令等に準じて定めていない規制	類型3	1	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的手段に限定されていない(既に適用まで変更済み))	テレワークを行うことが可能であるという点から過剰とのあり、本市でも両様の取り合いを行っている。		
339	群馬県宇都宮市	高齢者支援課	住訪関係・複編	条例	第5条	(介護及び人材の確保及び活用)第5条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第18条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資する必要がある重要な事項を記載した文書を送付し、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者(当該第3条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)等を紹介するよう求めることができないこととする(以下「複数事業者」という。) 3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者(当該第3条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)等を紹介するよう求めることができないこととする(以下「複数事業者」という。)	指定介護予防支援第4条第4項第1号	(c)国の法令等に準じて定めていない規制	類型3	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的手段に限定されていない(既に適用まで変更済み))	既に該文書は電子化されており、ホームページ等で閲覧できる状況にある。		
340	群馬県宇都宮市	高齢者支援課	IT等の応用	条例	第5条	(介護及び人材の確保及び活用)第5条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第18条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資する必要がある重要な事項を記載した文書を送付し、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者(当該第3条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)等を紹介するよう求めることができないこととする(以下「複数事業者」という。)	指定介護予防支援第4条第4項第2号	(c)国の法令等に準じて定めていない規制	—	—	—	a-1.見直し(本文の改正が必要)	「磁気ディスク、シー・ディー・ロム」の媒体を削除し、「電磁的記録媒体」に見直す	令和8年6月	
341	群馬県宇都宮市	高齢者支援課	定期検査・点検	条例	第14条	第14条 指定介護予防支援事業者は、毎月、市(当該第5条第7項において読み替えて適用する法第41条第10項の規定により法第53条第6項の規定による審判)及び支払に関する事務を国民健康保険給付請求(国民健康保険法(昭和33年法律192号)第12条に規定する国民健康保険給付請求)と併せて行う。以下同じ。 2 委託している場合にあつては、当該国民健康保険給付請求(国民健康保険法(昭和33年法律192号)第12条に規定する国民健康保険給付請求)に併せて位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定(4)受取サービス(法第53条第4項の規定による指定介護予防サービス)の利用にわたる当該指定介護予防サービス事業者に支払われる当該指定介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス費(以下「指定介護予防サービス費」という。))として位置付けられたものに関する情報を記載した文書を送出しなければならない。	指定介護予防支援第13条第1項第1号	(c)国の法令等に準じて定めていない規制	類型1	1	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的手段に限定されていない(既に適用まで変更済み))	国の基準に合わせた頻度で行うことが当該と判断する。提出方法は従前と変更していない。		
342	群馬県宇都宮市	高齢者支援課	対面講習	条例	第19条	(勤務体制の確保)第19条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防支援を提供できるよう、指定介護予防支援事業所に必要と認められる定数の職員を配置することを定めなければならない。 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、当該指定介護予防支援事業所の担当職員によって指定介護予防支援の提供に当たると必要な数の職員を配置しなければならない。担当職員の職務の範囲については、この限りでない。 3 指定介護予防支援事業者は、担当職員の職務の向上のために、その職務の確保を確保しなければならない。 4 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われた性的な言動又は性的な接触(以下「性被害」という)を防止し、必要に応じて性被害の防止に関する研修を行うものとする。	指定介護予防支援第18条第3項	(c)国の法令等に準じて定めていない規制	類型1	1	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的手段に限定されていない(既に適用まで変更済み))	研修について対面に限定していない。		
343	群馬県宇都宮市	高齢者支援課	定期検査・点検	条例	第19条の2	第19条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を確保するために、及び非常時の対応に必要と認められる業務の範囲を定めるための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に必要と認められる事項を記載しなければならない。 2 指定介護予防支援事業者は、必要と認められる業務の範囲を定めること、その結果として、必要と認められる業務の範囲を定めること、当該業務継続計画の策定、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。	指定介護予防支援第18条の2第3項	(a)国の法令等に準じて定めていない規制	類型1	1	1	c-1.見直し(アナログ的手段に限定することが適当)	国の基準に合わせた定期的な見直しが必要と判断する。		
344	群馬県宇都宮市	高齢者支援課	対面講習	条例	第19条の2	(業務継続計画の策定)第19条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を確保するために、及び非常時の対応に必要と認められる業務の範囲を定めるための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に必要と認められる事項を記載しなければならない。 2 指定介護予防支援事業者は、必要と認められる業務の範囲を定めること、その結果として、必要と認められる業務の範囲を定めること、当該業務継続計画の策定、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。	指定介護予防支援第18条の2第2項	(a)国の法令等に準じて定めていない規制	類型1	1	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的手段に限定されていない(既に適用まで変更済み))	研修について対面に限定していない。		
345	群馬県宇都宮市	高齢者支援課	対面講習	条例	第21条の2	(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)第21条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、次の名称に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対応を講ずる職員(以下「当該事業所の職員」という)の配置に関する事項(以下「当該事業所の職員」という。)を明示し、当該事業所の職員(以下「当該事業所の職員」という。)を明示して行うことができるものとする。(なおおむね6に1以上を確保すること、その結果として、必要と認められる業務の範囲を定めること、) (2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための計画を策定すること。 (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、当該事業所及びまん延の防止のための措置(以下「当該事業所の措置」という)を講ずる事項を明示しなければならない。	指定介護予防支援第20条の2第3項	(a)国の法令等に準じて定めていない規制	類型1	1	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的手段に限定されていない(既に適用まで変更済み))	研修について、対面に限定していない。		
346	群馬県宇都宮市	高齢者支援課	書面提示	条例	第22条	(報告)第22条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資する必要がある重要な事項(以下「この条において「重要事項」という。))を明示しなければならない。 2 指定介護予防支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による表示に代えることができる。 3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。	指定介護予防支援第21条第1項及び第2項	(c)国の法令等に準じて定めていない規制	類型4	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的手段に限定されていない(既に適用まで変更済み))	現行の条例がアナログ規制の見直しに対応したものである。		
347	群馬県宇都宮市	高齢者支援課	住訪関係・複編	条例	第22条	(報告)第22条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資する必要がある重要な事項(以下「この条において「重要事項」という。))を明示しなければならない。 2 指定介護予防支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による表示に代えることができる。 3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。	指定介護予防支援第21条第1項及び第2項	(c)国の法令等に準じて定めていない規制	—	—	—	b-1.見直し不要(現状でアナログ的手段に限定されていない(既に適用まで変更済み))	ウェブサイトに掲載しなければならないとしている。		アナログ規制に該当しない

No.	規程の目出し					規程番号等/通知・連絡等/条件等	当該規程等	規制根拠の分類	類型・PHASE		見直しの方針等の検討				
	自治体名	所管種	規制区分	再編種別	条件等/形式名/正式名				条項/掲載場所	類型	現在 PHASE	見直し PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定 (「継続検討」/「継続検討」の場合) 再検討時期
348	熊本県	高齢者支援課	対面講座	条例	宇土市指定介護予防支援事業の人員及び運営に指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等定める条例	第27条の2	指定介護予防支援	第2条の2第3号	(a)国の法令等に準じて定めている規制	1	1	2	b-1.見直し不要 (現状でアナログ的手段に限定されていない(既に適用まで変更済み))	研修について、対面に限定していない。	
349	熊本県	高齢者支援課	日報	条例	宇土市指定介護予防支援等に係る人員及び運営に指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等定める条例	第31条	指定介護予防支援	第3条第7号及び第16号	(a)国の法令等を参照しつつ、自治体の条例等に準じて定めている規制	1	1	1	c-1.見直し否 (アナログ的手段に限定することが適当)	住環境の確認などアナログ的方法で実施すべきと判断する。	
350	熊本県	高齢者支援課	定期検査・点検	条例	宇土市指定介護予防支援等に係る人員及び運営に指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等定める条例	第31条	指定介護予防支援	第3条第13号	(c)国の法令等を参照しつつ、自治体の条例等に準じて定めている規制	3	1	1	c-1.見直し否 (アナログ的手段に限定することが適当)	国の基準に合わせた精度を確保することが適当と判断する。	
351	熊本県	高齢者支援課	書類提示	規則	宇土市指定介護予防支援事業の指定等に関する規則	第2条	当該規則	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	2	1	2	a-3.要見直し (今後運用の変更のみを行う)	事業所の提示はそのまま、行政のwebサイトに必要な事項を掲載する。	令和8年6月
352	熊本県	高齢者支援課	書類提示	規則	宇土市指定介護予防支援事業の指定等に関する規則	第2条	当該規則	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	2	1	2	a-3.要見直し (今後運用の変更のみを行う)	事業所の提示はそのまま、行政のwebサイトに必要な事項を掲載する。	令和8年6月
353	熊本県	高齢者支援課	対面講座	条例	宇土市指定地域型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等定める条例	第3条	指定地域型サービス	第3条第3号	(a)国の法令等を参照しつつ、自治体の条例等に準じて定めている規制	1	1	2	b-1.見直し不要 (現状でアナログ的手段に限定されていない(既に適用まで変更済み))	研修について、対面に限定していない。	
354	熊本県	高齢者支援課	日報	条例	宇土市指定地域型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等定める条例	第4条	指定地域型サービス	第3条の2	(a)国の法令等を参照しつつ、自治体の条例等に準じて定めている規制	1	1	1	c-1.見直し否 (アナログ的手段に限定することが適当)	定期的な巡回が必要と判断する。	
355	熊本県	高齢者支援課	実践・専任	条例	宇土市指定地域型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等定める条例	第6条	指定地域型サービス	第3条の3第11号	(a)国の法令等に準じて定めている規制	3	1	2	b-1.見直し不要 (現状でアナログ的手段に限定されていない(既に適用まで変更済み))	テレワークを行うことが可能であるという点から適切なとおり、本市でも同様に取り扱いを行っている。	
356	熊本県	高齢者支援課	実践・専任	条例	宇土市指定地域型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等定める条例	第7条	指定地域型サービス	第3条の5	(a)国の法令等に準じて定めている規制	3	1	2	b-1.見直し不要 (現状でアナログ的手段に限定されていない(既に適用まで変更済み))	テレワークを行うことが可能であるという点から適切なとおり、本市でも同様に取り扱いを行っている。	
357	熊本県	高齢者支援課	住訪問	条例	宇土市指定地域型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等定める条例	第9条	指定地域型サービス	第3条の1号	(c)国の法令等を参照しつつ、自治体の条例等に準じて定めている規制	3	1	2	b-1.見直し不要 (現状でアナログ的手段に限定されていない(既に適用まで変更済み))	既に該当文書は電子化されており、ホームページ等で閲覧できる状況にある。	
358	熊本県	高齢者支援課	FD等の記録媒体	条例	宇土市指定地域型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等定める条例	第9条	指定地域型サービス	第3条の2第2号	(c)国の法令等を参照しつつ、自治体の条例等に準じて定めている規制	—	—	—	a-1.要見直し (条文の改正が必要)	「磁気ディスク、シー・ディー・ロム」の媒体名を削除し、「磁気記録媒体」に見直す	令和8年6月
359	熊本県	高齢者支援課	対面講座	条例	宇土市指定地域型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等定める条例	第32条	指定地域型サービス	第3条の30第4号	(a)国の法令等を参照しつつ、自治体の条例等に準じて定めている規制	1	1	2	b-1.見直し不要 (現状でアナログ的手段に限定されていない(既に適用まで変更済み))	研修について、対面に限定していない。	

No.	規程の提出出し					類型・PHASE		見直しの方針等の検討							
	自治体名	所管課	規制区分	再編種別	条例等名 / 様式名	条項/ 掲載場所	省令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制趣旨 の分類	類型	PHASE	見直し PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定 / (継続検討 の場合) 再 検討時期
371	熊本県宇土市	高齢者支援課	対面講習	条例	宇土市指定地域密着型サービスに関する条例	第56条	指定地域密着型サービス	第15条第4項	(e)間の法令等を参照しつつ、自団体の実情等に基いて定める規程	類型1	1	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に適用まで変更済み))	研修について、対面に規定していない。	
372	熊本県宇土市	高齢者支援課	実践・専任	条例	宇土市指定地域密着型サービスに関する条例	第59条の3	指定地域密着型サービス	第20条第1項、第3項及び第7項	(e)間の法令等に基いて定める規程	類型3	1	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に適用まで変更済み))	テレワークを行うことが可能であるという国から通知のとおり、本市でも両様の取り合いを行っている。	
373	熊本県宇土市	高齢者支援課	実践・専任	条例	宇土市指定地域密着型サービスに関する条例	第59条の4	指定地域密着型サービス	第21条	(e)間の法令等に基いて定める規程	類型3	1	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に適用まで変更済み))	テレワークを行うことが可能であるという国から通知のとおり、本市でも両様の取り合いを行っている。	
374	熊本県宇土市	高齢者支援課	対面講習	条例	宇土市指定地域密着型サービスに関する条例	第59条の13	指定地域密着型サービス	第30条第3項	(e)間の法令等を参照しつつ、自団体の実情等に基いて定める規程	類型1	1	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に適用まで変更済み))	研修について、対面に規定していない。	
375	熊本県宇土市	高齢者支援課	対面講習	条例	宇土市指定地域密着型サービスに関する条例	第59条の15	指定地域密着型サービス	第32条	(e)間の法令等を参照しつつ、自団体の実情等に基いて定める規程	類型1	1	1	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	対面の訓練が必要と判断する。	
376	熊本県宇土市	高齢者支援課	対面講習	条例	宇土市指定地域密着型サービスに関する条例	第59条の16	指定地域密着型サービス	第33条第2項第1号	(e)間の法令等に基いて定める規程	類型1	1	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に適用まで変更済み))	研修について、対面に規定していない。	
377	熊本県宇土市	高齢者支援課	定期講習 点検	条例	宇土市指定地域密着型サービスに関する条例	第59条の17	指定地域密着型サービス	第34条第1項	(e)間の法令等に基いて定める規程	類型1	1	1	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	国基準に合わせた定期的な評価が必要と判断する。	
378	熊本県宇土市	高齢者支援課	実践・専任	条例	宇土市指定地域密着型サービスに関する条例	第59条の25	指定地域密着型サービス	第40条	(e)間の法令等に基いて定める規程	類型3	1	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に適用まで変更済み))	テレワークを行うことが可能であるという国から通知のとおり、本市でも両様の取り合いを行っている。	
379	熊本県宇土市	高齢者支援課	実践・専任	条例	宇土市指定地域密着型サービスに関する条例	第59条の26	指定地域密着型サービス	第40条の2第1項	(e)間の法令等に基いて定める規程	類型3	1	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に適用まで変更済み))	テレワークを行うことが可能であるという国から通知のとおり、本市でも両様の取り合いを行っている。	
380	熊本県宇土市	高齢者支援課	実践・専任	条例	宇土市指定地域密着型サービスに関する条例	第61条	指定地域密着型サービス	第42条第1項及び第2項	(e)間の法令等に基いて定める規程	類型3	1	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に適用まで変更済み))	テレワークを行うことが可能であるという国から通知のとおり、本市でも両様の取り合いを行っている。	
381	熊本県宇土市	高齢者支援課	実践・専任	条例	宇土市指定地域密着型サービスに関する条例	第62条	指定地域密着型サービス	第43条第1項	(e)間の法令等に基いて定める規程	類型3	1	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に適用まで変更済み))	テレワークを行うことが可能であるという国から通知のとおり、本市でも両様の取り合いを行っている。	

No.	規程の目次					類型・PHASE		見直しの方針等の検討								
	自治体名	所管課	規制区分	再編等種別	条件等 ※形式	条項/ 掲載場所	趣旨等 ※内容	趣旨等 ※内容	規制趣旨 の分類	類型	現在 PHASE	見直し PHASE	見直しの方向性 見直しの方向性の詳細	見直しの方向性の詳細	見直し予定 時 / (継続検討の場合) 再 検討時期	備考
382	東京都 市	高齢者支 援課	福祉・専任	条例	宇土市指定地域居 住サービス事業の 人員、設備及び運営 に関する基準を定め る条例	第66条	〔管理費〕 第65条 共同型指定認知症対応型介護事業等は、共同型指 定認知症対応型介護事業所ごとに専らその職能に 従事する 職員の管理を要しなければならない 。ただし、共同型指定認 知症対応型介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共同 型指定認知症対応型介護事業所の他の職能に 従事し 、又は他の事業所、施設等の職能に 従事 することができるものとする。 なお、共同型指定認知症対応型介護事業所の管理上支 障がない場合は、当該共同型指定認知症対応型介護事業所の 他の職能に 従事し 、かつ、他の本事業所等の職能に 従事 することとなるものとする。 2 共同型指定認知症対応型介護事業所の管理者は、適切 な共同型指定認知症対応型介護を提供するために必要な知 識及び経験等を有する者であつて、第2条第2項に規定する厚生 省令(省令別表)	指定地域居宅型サー 第47条第1項	(e)第3の法令等に 基づいて定めて いる規制	類型3	1	2	>1-見直し不要 (現状でアナログ的な手段に限定されていない (既に適用中で変更済み))	テレワークを行うことが可能であるという ことから通知のとおり、本市でも同様の取 り扱いを行うことを通知し、対応済み。		
383	東京都 市	高齢者支 援課	福祉・専任	条例	宇土市指定地域居 住サービス事業の 人員、設備及び運営 に関する基準を定め る条例	第82条	〔管理費〕 第81条 指定小規模多機能型居宅介護の事業者は、以下 「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。①当該事業 を行う事業所(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」とい う。)に これに基づく指定小規模多機能型居宅介護の提供に当 たる従業員(以下「小規模多機能型居宅介護従業員」という。) の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に 指定小規模多 機能型居宅介護の提供に当てる小規模多機能型居宅介護従業員 に 対しては、 超過勤務時間等、通シサービス(夜間サービス)小規模 多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多機能型居宅 介護事業所に登録を受けた者をいう。 以下この項において同じ。)を 指定小規模多機能型居宅介護事業所において行う小規模多 機能型居宅介護を行う。以下この項において同じ。②事業所毎 に 必要となる利用者の数(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が 指定小規模多機能型居宅介護の提供方針) 第92条 指定小規模多機能型居宅介護の員数は、次に掲げると ころによるものとする。 (1) 指定小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域 での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地 域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びそ の置かれている環境を踏まえて、通シサービス、訪問サービス 及び通シサービスと密接に関わりあつたことにより、安当適切 に行うものとする。 (2) 指定小規模多機能型居宅介護は、利用者一人一人の人格を 尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って主体的な環境の下で 日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。 (3) 指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、小規模 多機能型居宅介護の提供に当たって、 専らその職能に 従事する 者(以下「指定小規模多機能型居宅介護従業員」という。)	指定地域居宅型サー 第63条第1 項、第4項、 第10項及び 第12項	(e)第3の法令等に 基づいて定めて いる規制	類型3	1	2	>1-見直し不要 (現状でアナログ的な手段に限定されていない (既に適用中で変更済み))	テレワークを行うことが可能であるという ことから通知のとおり、本市でも同様の取 り扱いを行っている。		
384	東京都 市	高齢者支 援課	福祉・専任	条例	宇土市指定地域居 住サービス事業の 人員、設備及び運営 に関する基準を定め る条例	第93条	〔管理費〕 第92条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模 多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職能に 従事する職員の 管理を要しなければならない 。ただし、指定小規模多機能型 居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多 機能型居宅介護事業所の他の職能に 従事し 、又は他の事業所、高 級中等の職能に 従事 することができるものとする。 2 前項本文及び第92条第1項の規定にかかわらず、指定小 規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテ ライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本事業 所の職能をもちて従事することができる。 3 前2項の管理者は、特別支援老人ホーム、老人デイサービス センター(老人福祉法第28条の2に規定する老人デイサービ スセンター)又は老人福祉施設(老人福祉法第28条の2に規定する 指定小規模多機能型居宅介護の提供方針)	指定地域居宅型サー 第64条第1項	(e)第3の法令等に 基づいて定めて いる規制	類型3	1	2	>1-見直し不要 (現状でアナログ的な手段に限定されていない (既に適用中で変更済み))	テレワークを行うことが可能であるという ことから通知のとおり、本市でも同様の取 り扱いを行っている。		
385	東京都 市	高齢者支 援課	対面課員	条例	宇土市指定地域居 住サービス事業の 人員、設備及び運営 に関する基準を定め る条例	第92条	〔管理費〕 第91条 指定小規模多機能型居宅介護の員数は、次に掲げると ころによるものとする。 (1) 指定小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域 での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地 域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びそ の置かれている環境を踏まえて、通シサービス、訪問サービス 及び通シサービスと密接に関わりあつたことにより、安当適切 に行うものとする。 (2) 指定小規模多機能型居宅介護は、利用者一人一人の人格を 尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って主体的な環境の下で 日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。 (3) 指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、小規模 多機能型居宅介護の提供に当たって、 専らその職能に 従事する 者(以下「指定小規模多機能型居宅介護従業員」という。)	指定地域居宅型サー 第73条第7項	(e)第3の法令等に 基づいて定めて いる規制	類型1	1	2	>1-見直し不要 (現状でアナログ的な手段に限定されていない (既に適用中で変更済み))	研修について、対面に限定していない。		
386	東京都 市	高齢者支 援課	定期検査・ 点検	条例	宇土市指定地域居 住サービス事業の 人員、設備及び運営 に関する基準を定め る条例	第94条	〔管理費〕 第93条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、毎月、市町村 (法第42条の2第2項の規定により適用する法第41条第10項の規定に よる)法第42条の2第2項の規定による 報告及び取扱いに関する事 務 を当該指定地域居宅介護センター(以下「指定地域居宅介護中 心」という。)に提出し、当該指定地域居宅介護センター(以下「指 定地域居宅介護センター」という。)に提出した報告及び取扱いに 対して位置付けられている指定地域サービス等のうち法第42条第2 項サービスとして位置付けられたものに関する情報を記載した文書 を提出しなければならない。	指定地域居宅型サー 第75条	(e)第3の法令等を 参照しつつ、自 団体の条例等に 基づいて定めて いる規制	類型2	1	2	>1-見直し不要 (現状でアナログ的な手段に限定されていない (既に適用中で変更済み))	国の基準に合わせた定期的な報告が必要と 判断する。届出方法は書面に規定されてい ない。		
387	東京都 市	高齢者支 援課	対面課員	条例	宇土市指定地域居 住サービス事業の 人員、設備及び運営 に関する基準を定め る条例	第102条	〔非常災害対策〕 第101条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、非常災害に 対応する体制を整え、その発生に際しては関係機関との連携及び 連携体制を整え、それらを定期的に 検証 するものとする。と し、定期的に 訓練 、救急その他の 必要訓練 を行わなければならない。 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項に規定する 訓 練 の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう適宜に努 めなければならない。	指定地域居宅型サー 第82条の2	(e)第3の法令等 を参照しつつ、自 団体の条例等に 基づいて定めて いる規制	類型1	1	2	<1-見直し活 (アナログ的な手段に規定することと両立)	対面での訓練が必要と判断する。		
388	東京都 市	高齢者支 援課	福祉・専任	条例	宇土市指定地域居 住サービス事業の 人員、設備及び運営 に関する基準を定め る条例	第110条	〔管理費〕 第109条 指定認知症対応型共同生活介護の事業者は、共同生 活介護に 専らその職能に 従事する 職員の管理を要しなければ ならない 。ただし、共同生活介護の管理上支障がない場合は、 当該共同生活介護の他の職能に 従事し 、又は他の事業所、施設 等の職能に 従事 することができるものとする。 2 指定認知症対応型共同生活介護の管理上支障 がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事 業所における共同生活介護の管理者は、本事業所における共 同生活介護の管理者を充てて従事することができる。 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型 共同生活介護事業者(指定地域居宅型介護予防サービス事業 所前項第1条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活 介護事業者をいう。以下同じ。)の認定を受け、かつ、 指定認知 症対応型共同生活介護の提供に当てる指定認知症対応型共同 生活介護の提供に当てる者(以下「指定認知症対応型共同生活 介護従業員」という。)	指定地域居宅型サー 第90条第1 項、第2項及 び第7項	(e)第3の法令等に 基づいて定めて いる規制	類型3	1	2	>1-見直し不要 (現状でアナログ的な手段に限定されていない (既に適用中で変更済み))	テレワークを行うことが可能であるという ことから通知のとおり、本市でも同様の取 り扱いを行っている。		
389	東京都 市	高齢者支 援課	福祉・専任	条例	宇土市指定地域居 住サービス事業の 人員、設備及び運営 に関する基準を定め る条例	第111条	〔管理費〕 第110条 指定認知症対応型共同生活介護の事業者は、共同生 活介護に 専らその職能に 従事する 職員の管理を要しなければ ならない 。ただし、共同生活介護の管理上支障がない場合は、 当該共同生活介護の他の職能に 従事し 、又は他の事業所、施設 等の職能に 従事 することができるものとする。 2 指定認知症対応型共同生活介護の管理上支 障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事 業所における共同生活介護の管理者は、本事業所における共 同生活介護の管理者を充てて従事することができる。 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型 共同生活介護事業者(指定地域居宅型介護予防サービス事業 所前項第1条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活 介護事業者をいう。以下同じ。)の認定を受け、かつ、 指定認知 症対応型共同生活介護の提供に当てる指定認知症対応型共同 生活介護の提供に当てる者(以下「指定認知症対応型共同生活 介護従業員」という。)	指定地域居宅型サー 第91条第1項	(e)第3の法令等に 基づいて定めて いる規制	類型3	1	2	>1-見直し不要 (現状でアナログ的な手段に限定されていない (既に適用中で変更済み))	テレワークを行うことが可能であるという ことから通知のとおり、本市でも同様の取 り扱いを行っている。		
390	東京都 市	高齢者支 援課	定期検査・ 点検	条例	宇土市指定地域居 住サービス事業の 人員、設備及び運営 に関する基準を定め る条例	第117条	〔管理費〕 第116条 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知 症の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができる よう、利用者の心身の状況を踏まえ、安当適切に行われな なければならない。 2 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者一人一人の人格 を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って主体的な環境の下 で日常生活を送ることができるよう配慮して行われなければ ならない。 3 指定認知症対応型共同生活介護は、認知症対応型共同生活 介護計画に基づき、柔軟かつ一時的なものとならぬよう配慮 して行われなければならない。 4 共同生活介護における介護従業員は、指定認知症対応型 共同生活介護の提供に当てる者(以下「指定認知症対応型共 同生活介護従業員」という。)	指定地域居宅型サー 第97条第8項 第9項	(e)第3の法令等 を参照しつつ、自 団体の条例等に 基づいて定めて いる規制	類型1	1	2	<1-見直し活 (アナログ的な手段に規定することと両立)	国の基準に合わせた定期的な評価が必要と 判断する。		
391	東京都 市	高齢者支 援課	対面課員	条例	宇土市指定地域居 住サービス事業の 人員、設備及び運営 に関する基準を定め る条例	第117条	〔管理費〕 第116条 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知 症の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができる よう、利用者の心身の状況を踏まえ、安当適切に行われな なければならない。 2 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者一人一人の人格 を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って主体的な環境の下 で日常生活を送ることができるよう配慮して行われなければ ならない。 3 指定認知症対応型共同生活介護は、認知症対応型共同生活 介護計画に基づき、柔軟かつ一時的なものとならぬよう配慮 して行われなければならない。 4 共同生活介護における介護従業員は、指定認知症対応型 共同生活介護の提供に当てる者(以下「指定認知症対応型共 同生活介護従業員」という。)	指定地域居宅型サー 第97条第7項 第8項	(e)第3の法令等に 基づいて定めて いる規制	類型1	1	2	>1-見直し不要 (現状でアナログ的な手段に限定されていない (既に適用中で変更済み))	研修について、対面に限定していない。		
392	東京都 市	高齢者支 援課	対面課員	条例	宇土市指定地域居 住サービス事業の 人員、設備及び運営 に関する基準を定め る条例	第123条	〔管理費〕 第122条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者 に対し、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するよ う、介護従業員の職務の範囲を定めなければならない。 2 前項の介護従業員の職務の範囲を定めるに当たっては、利 用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重 視したサービスの提供に配慮しなければならない。 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業員の 職務の向上のために、その 研修 の機会を確保しなければならない。 その際、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全 ての介護従業員(介護士、看護師、介護福祉士、介護支援専門 員、法律相談員)に規定する研修で定める研修等の機会を有する 研修を受けさせるべく、これに対し、 指定認知症対応型共同 生活介護の提供に当てる者(以下「指定認知症対応型共同生活 介護従業員」という。)	指定地域居宅型サー 第103条第1 項	(e)第3の法令等 を参照しつつ、自 団体の条例等に 基づいて定めて いる規制	類型1	1	2	>1-見直し不要 (現状でアナログ的な手段に限定されていない (既に適用中で変更済み))	研修について、対面に限定していない。		

No.	規程の取組出し					類型・PHASE		見直しの方性等の特長									
	自治体名	所管課	規程区分	再編再編種別	条件等名 / 形式名	条項 / 掲載場所	審議決定等名 / 通知・連絡等名 / 条件等名	当該条項等	規程趣旨の分類	類型	現在 PHASE	見直し PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定	備考	
393	熊本県宇土市	高齢者支援課	定例検討・点検	再編	宇土市指定地域型居宅サービスセンターの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	第125条	指定地域型居宅サービスセンター	第105条第3項	(c)間の法令等に準拠しつつ、自治体の法令等に準じて定めている規程	類型1	1	1	0	2	b-1.見直し不要（現状でアプログ的な手段に限定されていない（既に適用まで変更済み））	国の基準に合わせた定期的な見直しが必要と判断する。届出方法は書面に規定されていない。	
394	熊本県宇土市	高齢者支援課	実施・専任	再編	宇土市指定地域型居宅サービスセンターの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	第130条	指定地域型居宅サービスセンター	第110条第1項、第3項、第4項第2項、第6項	(a)間の法令等に準じて定めている規程	類型3	1	2	2	b-1.見直し不要（現状でアプログ的な手段に限定されていない（既に適用まで変更済み））	テレワークを行うことが可能であるという国から通知のとおり、本市でも両様の取組を行っている。		
395	熊本県宇土市	高齢者支援課	実施・専任	再編	宇土市指定地域型居宅サービスセンターの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	第131条	指定地域型居宅サービスセンター	第111条	(a)間の法令等に準じて定めている規程	類型3	1	2	2	b-1.見直し不要（現状でアプログ的な手段に限定されていない（既に適用まで変更済み））	テレワークを行うことが可能であるという国から通知のとおり、本市でも両様の取組を行っている。		
396	熊本県宇土市	高齢者支援課	対面講習	再編	宇土市指定地域型居宅サービスセンターの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	第138条	指定地域型居宅サービスセンター	第118条第2項、第3項	(a)間の法令等に準じて定めている規程	類型1	1	0	2	b-1.見直し不要（現状でアプログ的な手段に限定されていない（既に適用まで変更済み））	研修について、対面に定めていない。		
397	熊本県宇土市	高齢者支援課	定例検討・点検	再編	宇土市指定地域型居宅サービスセンターの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	第146条	指定地域型居宅サービスセンター	第126条第3項	(c)間の法令等に準じて定めている規程	類型1	1	0	1	0	b-1.見直し不要（アプログ的な手段に限定することが適当）	定期的な見直しが必要と判断する。	
398	熊本県宇土市	高齢者支援課	対面講習	再編	宇土市指定地域型居宅サービスセンターの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	第146条	指定地域型居宅サービスセンター	第126条第3項	(c)間の法令等に準拠しつつ、自治体の条例等に準じて定めている規程	類型1	1	0	2	b-1.見直し不要（現状でアプログ的な手段に限定されていない（既に適用まで変更済み））	研修について、対面に定めていない。		
399	熊本県宇土市	高齢者支援課	定例検討・点検	再編	宇土市指定地域型居宅サービスセンターの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	第147条	指定地域型居宅サービスセンター	第127条第3項	(c)間の法令等に準じて定めている規程	類型1	1	0	2	b-1.見直し不要（現状でアプログ的な手段に限定されていない（既に適用まで変更済み））	国の指針のとおり定期的に報告を行い、届出方法は書面に規定されていない。		
400	熊本県宇土市	高齢者支援課	実施・専任	再編	宇土市指定地域型居宅サービスセンターの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	第151条	指定地域型居宅サービスセンター	第131条第1項、第3項、第4項第2項、第1項	(a)間の法令等に準じて定めている規程	類型3	1	2	2	b-1.見直し不要（現状でアプログ的な手段に限定されていない（既に適用まで変更済み））	テレワークを行うことが可能であるという国から通知のとおり、本市でも両様の取組を行っている。		
401	熊本県宇土市	高齢者支援課	対面講習	再編	宇土市指定地域型居宅サービスセンターの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	第157条	指定地域型居宅サービスセンター	第137条第3項	(a)間の法令等に準じて定めている規程	類型1	1	0	2	b-1.見直し不要（現状でアプログ的な手段に限定されていない（既に適用まで変更済み））	研修について、対面に定めていない。		
402	熊本県宇土市	高齢者支援課	定例検討・点検	再編	宇土市指定地域型居宅サービスセンターの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	第158条	指定地域型居宅サービスセンター	第138条第10項	(c)間の法令等に準拠しつつ、自治体の条例等に準じて定めている規程	類型2	1	0	1	0	b-1.見直し不要（アプログ的な手段に限定することが適当）	国の基準に合わせた定期的な見直しが必要と判断する。	
403	熊本県宇土市	高齢者支援課	実施・専任	再編	宇土市指定地域型居宅サービスセンターの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	第159条	指定地域型居宅サービスセンター	第139条第3項	(a)間の法令等に準じて定めている規程	類型3	1	2	2	b-1.見直し不要（現状でアプログ的な手段に限定されていない（既に適用まで変更済み））	テレワークを行うことが可能であるという国から通知のとおり、本市でも両様の取組を行っている。		

規程の出し出し										類型・PHASE		見直しの方針等の検討				
No.	自治体名	所管課	規制区分	再編等種別	条例等名 / 様式名	条項 / 掲載箇所	権限法令等名 / 通知・連絡等名 / 条例等名	当該条項等	規制趣旨の分類	類型	現在 PHASE	見直し PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し完了時期 / (継続検討の場合) 再検討時期	備考
404	熊本県宇土市	高齢者支援課	対面講習	条例	宇土市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	第163条	指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	第143条	(c) 国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に準じて定めている規制	類型1	1②	1②	<1-見直し(ア)の手段に限定することが適当	対面での訓練が必要と判断する。		
405	熊本県宇土市	高齢者支援課	定期検査・点検	条例	宇土市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	第165条02	指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	第145条の第2項	(c) 国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に準じて定めている規制	類型1	1②	2	>1-見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に適用まで変更済み))	国の基準に合わせた定期的な届出が必要と判断する。届出方法は事前に限定されていない。		
406	熊本県宇土市	高齢者支援課	委託・専任	条例	宇土市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	第166条	指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	第146条	(a) 国の法令等に準じて定めている規制	類型3	1	2	>1-見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に適用まで変更済み))	テレワークを行うことが可能であるという点から通知のとおり、本市でも同様の取組を行っている。		
407	熊本県宇土市	高齢者支援課	対面講習	条例	宇土市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	第169条	指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	第149条第3項	(c) 国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に準じて定めている規制	類型1	1②	2	>1-見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に適用まで変更済み))	研修について、対面に限定していない。		
408	熊本県宇土市	高齢者支援課	対面講習	条例	宇土市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	第171条	指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	第151条第2項第3号	(a) 国の法令等に準じて定めている規制	類型1	1②	2	>1-見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に適用まで変更済み))	研修について、対面に限定していない。		
409	熊本県宇土市	高齢者支援課	定期検査・点検	条例	宇土市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	第172条	指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	第152条第2項	(c) 国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に準じて定めている規制	類型1	1②	2	>1-見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に適用まで変更済み))	国の基準に合わせた届出が必要と判断する。届出方法は事前に限定されていない。		
410	熊本県宇土市	高齢者支援課	対面講習	条例	宇土市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	第175条	指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	第155条第1項	(a) 国の法令等に準じて定めている規制	類型1	1②	2	>1-見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に適用まで変更済み))	研修について、対面に限定していない。		
411	熊本県宇土市	高齢者支援課	対面講習	条例	宇土市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	第182条	指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	第162条第3項	(a) 国の法令等に準じて定めている規制	類型1	1②	2	>1-見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に適用まで変更済み))	研修について、対面に限定していない。		
412	熊本県宇土市	高齢者支援課	委託・専任	条例	宇土市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	第183条	指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	第163条第3項	(a) 国の法令等に準じて定めている規制	類型3	1	2	>1-見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に適用まで変更済み))	テレワークを行うことが可能であるという点から通知のとおり、本市でも同様の取組を行っている。		
413	熊本県宇土市	高齢者支援課	委託・専任	条例	宇土市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	第187条	指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	第167条第2項	(a) 国の法令等に準じて定めている規制	類型3	1	2	>1-見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に適用まで変更済み))	テレワークを行うことが可能であるという点から通知のとおり、本市でも同様の取組を行っている。		
414	熊本県宇土市	高齢者支援課	対面講習	条例	宇土市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	第187条	指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	第167条第5項	(c) 国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に準じて定めている規制	類型1	1②	2	>1-見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に適用まで変更済み))	研修について、対面に限定していない。		

No.	規程の取出し					種別・PHASE	見直しの方針等の検討							
	自治体名	所管種別	規制区分	再編再編種別	条例等名称/正式名称		種別	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定 (「継続検討」の場合) 再検討時期	備考	
415	東京都	高齢者支援課	高齢者	専任	条例	第191条	指定地域型サービス	(a)高齢の法令等に準じて定めていた規定	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない)(既に適用に変更済み)	テレワークを行うことが可能であるという旨から通知のとり、本市でも両様の取り合いを行っている。			
416	東京都	高齢者支援課	高齢者	専任	条例	第192条	指定地域型サービス	(a)高齢の法令等に準じて定めていた規定	1	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない)(既に適用に変更済み)	テレワークを行うことが可能であるという旨から通知のとり、本市でも両様の取り合いを行っている。		
417	東京都	高齢者支援課	高齢者	対面	条例	第197条	指定地域型サービス	(a)高齢の法令等に準じて定めていた規定	1	1	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない)(既に適用に変更済み)	評価について、対面に限定していない。		
418	東京都	高齢者支援課	高齢者	日課	条例	第199条	指定地域型サービス	(c)高齢の法令等を参照しつつ、自団体の業務に準じて定めていた規定	1	1	1	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていること)	実地で行うことが適当と判断する。	
419	東京都	高齢者支援課	高齢者	照会	規則	第2条	指定地域型サービス	(b)団体の業務等に準じて定めていた規定	2	1	2	a-3.要見直し(今後運用の変更のみを)	事業所の掲示はそのまま、行政のwebサイト上に必要な事項を掲載する。	令和8年6月
420	東京都	高齢者支援課	高齢者	対面	条例	第3条	指定地域型サービス	(c)高齢の法令等を参照しつつ、自団体の業務に準じて定めていた規定	1	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない)(既に適用に変更済み)	評価について、対面に限定されていない。		
421	東京都	高齢者支援課	高齢者	専任	条例	第5条	指定地域型サービス	(a)高齢の法令等に準じて定めていた規定	1	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない)(既に適用に変更済み)	テレワークを行うことが可能であるという旨から通知のとり、本市でも両様の取り合いを行っている。		
422	東京都	高齢者支援課	高齢者	専任	条例	第6条	指定地域型サービス	(a)高齢の法令等に準じて定めていた規定	1	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない)(既に適用に変更済み)	テレワークを行うことが可能であるという旨から通知のとり、本市でも両様の取り合いを行っている。		
423	東京都	高齢者支援課	高齢者	専任	条例	第10条	指定地域型サービス	(a)高齢の法令等に準じて定めていた規定	1	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない)(既に適用に変更済み)	テレワークを行うことが可能であるという旨から通知のとり、本市でも両様の取り合いを行っている。		
424	東京都	高齢者支援課	高齢者	対面	規則	第11条	指定地域型サービス	(c)高齢の法令等を参照しつつ、自団体の業務に準じて定めていた規定	3	1	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない)(既に適用に変更済み)	国の規定に基づき、情報は電子化され、オンライン上で閲覧が可能	
425	東京都	高齢者支援課	高齢者	FD等の記録媒体	条例	第11条	指定地域型サービス	(c)高齢の法令等を参照しつつ、自団体の業務に準じて定めていた規定	-	-	-	a-1.要見直し(条文の改正が必要)	「電磁的記録媒体」の記載を削除し、「電磁的記録媒体」に見直す	令和8年6月

No.	規程の目出し					類型・PHASE		見直しの方針等の検討			備考				
	自治体名	所管種	規制区分	再編等種別	条例等名 / 様式名	条項/ 掲載場所	条例等名等/ 通知・通告等名/ 条例等名	当該条項等	規制規格 の分類	類型		現在 PHASE	見直し PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細
448	群馬県宇都宮市	高齢者支援課	対面講習	指示	宇土市指定地域高齢者サービス事業等指導監督要綱	第8条	介護保険法等/通知・通告等名/条例等名	別添1第3条	(c)国の法令等を参照しつつ、自治体の条例等に基いて定めている規制	類型1	1	1	<-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	国の指針に基づき実施を行う。	
449	群馬県宇都宮市	高齢者支援課	実地監査	指示	宇土市指定地域高齢者サービス事業等指導監督要綱	第10条	介護保険法等/通知・通告等名/条例等名	別添1第6条	(c)国の法令等を参照しつつ、自治体の条例等に基いて定めている規制	類型1	1	1	<-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	国の指針に基づき実施を監督を行う。	
450	群馬県宇都宮市	高齢者支援課	実地監査	指示	宇土市指定地域高齢者サービス事業等指導監督要綱	第12条	介護保険法等/通知・通告等名/条例等名	別添1第6条	(c)国の法令等を参照しつつ、自治体の条例等に基いて定めている規制	類型1	1	1	<-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	国の指針に基づき実施を監督を行う。	
451	群馬県宇都宮市	高齢者支援課	実地監査	指示	宇土市指定地域高齢者サービス事業等指導監督要綱	第13条	介護保険法等/通知・通告等名/条例等名	別添2第3条	(c)国の法令等を参照しつつ、自治体の条例等に基いて定めている規制	類型1	1	1	<-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	国の指針に基づき実施を監督を行う。	
452	群馬県宇都宮市	高齢者支援課	日報	指示	宇土市指定地域高齢者サービス事業等指導監督要綱	第14条	介護保険法等/通知・通告等名/条例等名	別添2第4条	(c)国の法令等を参照しつつ、自治体の条例等に基いて定めている規制	類型1	1	1	<-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	日報による確認の検証が必要と判断する。	
453	群馬県宇都宮市	高齢者支援課	実地監査	指示	宇土市指定地域高齢者サービス事業等指導監督要綱	第14条	介護保険法等/通知・通告等名/条例等名	別添1第6条	(c)国の法令等を参照しつつ、自治体の条例等に基いて定めている規制	類型1	1	1	<-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	実地による確認が必要と判断する。	
454	群馬県宇都宮市	高齢者支援課	実地・専任	条則	宇土市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例	第3条									アナログ規制に該当しない
455	群馬県宇都宮市	高齢者支援課	実地・専任	条則	宇土市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例	第3条									アナログ規制に該当しない
456	群馬県宇都宮市	高齢者支援課	対面講習	指示	宇土市地域包括支援センター運営事業実施要綱	第6条									アナログ規制に該当しない
457	群馬県宇都宮市	高齢者支援課	定期検査・点検	指示	宇土市地域包括支援センター運営事業実施要綱	第8条									年1回以上の定期的な調査を求めるとどう検討が必要。
458	群馬県宇都宮市	高齢者支援課	定期検査・点検	指示	宇土市地域包括支援センター運営事業実施要綱	第10条									アナログ規制に該当しない
459	群馬県宇都宮市	高齢者支援課	日報	指示	宇土市地域包括支援センター運営事業実施要綱	別表									包括業務の実施状況等を確認にあたり、個人情報等が多く含まれるため、実地でシステム確認が現時点で最善であると考え
460	群馬県宇都宮市	高齢者支援課	定期検査・点検	指示	宇土市地域包括支援センター運営事業実施要綱	別表									・包括業務の実施状況等を確認にあたり、個人情報等が多く含まれるため、実地でシステム確認が現時点で最善であると考え
461	群馬県宇都宮市	高齢者支援課	定期検査・点検	指示	宇土市地域包括支援センター運営事業実施要綱	別表									・包括業務の実施状況等を確認にあたり、個人情報等が多く含まれるため、実地でシステム確認が現時点で最善であると考え
462	群馬県宇都宮市	高齢者支援課	定期検査・点検	指示	宇土市地域包括支援センター運営事業実施要綱	別表									・包括業務の実施状況等を確認にあたり、個人情報等が多く含まれるため、実地でシステム確認が現時点で最善であると考え

No.	規程の表出し					類型・PHASE		見直しの方針等の検討															
	自治体名	所管課	規制区分	再規程種別	条項名 / 様式名	条項 / 掲載場所	発令 / 届出内容	発令・届出等 / 通知・届出等 / 条件等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在 PHASE	見直し PHASE	見直しの方針	見直しの方針等の検討	見直しの方針等の検討	見直し予定 / (継続検討の場合) 再検討時期	備考					
463	熊本県宇土市	高齢者支援課	定例検査・点検	告示	条例第25条	第8条	【保健及び介護】 第8条 市長は、この条例の正かつ適切な運営を確保するため、委託事業所を 指定 し、事業実施状況及び 評価 の 評価 を求めるとともに、 定期的な事業実施状況の調査 を行うものとする。 2 委託事業所は、事業実施を1ごと に市長に報告 しなければならない。	当該規程	(b)自治体の条例等に基づいて定める規制	類型1	1	1	1	1	1	1	1	1	委託事業所からの実施報告の提出義務に関する規定であり、有償対応は不要				
464	熊本県宇土市	高齢者支援課	実地監査	告示	条例第25条	第8条	【保健及び介護】 第8条 市長は、総合介護の適切な有効な実施のため、総合介護を実施する者に対して、 指定及び評価 を行うものとする。	当該規程	(b)自治体の条例等に基づいて定める規制	類型1	1	1	1	1	1	1	1	1	評価及び監査の方法については、柔軟に対応できるため、基本的に事業所で実施時の確認を行っているが、メール等で進捗をフォローすることでも指導や監査等も可能。				
465	熊本県宇土市	高齢者支援課	書面提示	告示	条例第25条	第3条	【指定事業所の指定】 第3条 市長は、法第115条の4第5項の規定による指定事業者の指定の申請を受けたときは、その旨を指定書の上、指定事業者の指定の可否を決定し、その結果を当該申請をした者に通知するものとする。 2 前項の規定により指定を受けたときは、その旨を当該指定に係る事業者の担当者へ 電話 しなければならない。 3 省令第140条の6第3項の規定による指定事業者の指定の有効期間は、6年とする。	当該規程	(b)自治体の条例等に基づいて定める規制	類型2	1	1	2	2	2	2	2	2	2	指定申請の許可について、現在、紙媒体で通知、令和8年度から電子申請用システムが利用となり、事業所へ電子データでやりとりする予定。 告示の方法について、事業所内の掲示やウェブサイトやホームページへの公示について検討している。			
466	熊本県宇土市	高齢者支援課	書面提示	告示	条例第25条	第5条	【指定の更新】 第5条 市長は、法第115条の4第6項4項において使用する法第115条の4第5項の規定による指定事業者の指定の変更の申請を受けたときは、その旨を指定書の上、指定事業者の指定の可否を決定し、その結果を当該申請をした者に通知するものとする。 2 前項の規定により指定の更新をする旨の通知を受けた指定事業者は、その旨を当該指定事業者の指定の変更に係る事業者の担当者へ 電話 しなければならない。	当該規程	(b)自治体の条例等に基づいて定める規制	類型2	1	1	2	2	2	2	2	2	2	指定申請の許可について、現在、紙媒体で通知、令和8年度から電子申請用システムが利用となり、事業所へ電子データでやりとりする予定。 告示の方法について、事業所内の掲示やウェブサイトやホームページへの公示について検討している。			
467	熊本県宇土市	高齢者支援課	対面講習	告示	条例第25条	第3条	【事業者一般事項】 第3条 訪問型サービスを行う事業者(以下「事業者」という。)は、利用者の意欲及び人格を尊重し、次に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。 2 事業者は、事業を実施するに当たっては、地域との結びつきを重視し、市、他の事業者その他の関係者サービス及び福祉サービスを提供するとの連携に努めなければならない。 3 事業者は、利用者の人格の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従事者に対し、 研修 を実施する等の措置を講じなければならない。 4 事業者は、訪問型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他の必要な情報を用い、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。	当該規程	(b)自治体の条例等に基づいて定める規制	類型1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	研修については、研修所内での研修やウェブサイトやホームページへの公示について検討している。		
468	熊本県宇土市	高齢者支援課	実地・専任	告示	条例第25条	第5条	【従業者の員数】 第5条 事業者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき従業者(訪問型サービスの提供に当たる職員数(従事者等)を算定する又は市長が指定する研修受講者等という。)の員数は、当該事業を適切に行うために必要と認められる数とする。 2 事業者が指定された介護事業者又は指定介護予防訪問介護事業者の指定を受け、かつ、訪問型サービス又は指定訪問介護又は指定介護予防訪問介護の事業と同一の事業所において一体的に運営されている場合においては、それぞれの人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	当該規程	(b)自治体の条例等に基づいて定める規制	類型1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	研修所内での研修やウェブサイトやホームページへの公示について検討している。		
469	熊本県宇土市	高齢者支援課	実地・専任	告示	条例第25条	第6条	【研修】 第6条 事業者は、事業所ごとに専らその職に 従事 する管理責任者を 配置 しなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、 当該管理責任者を事業所の他の職員に委任 させ、又は他の事業者、施設等の職員に 委任 させることができるものとする。	当該規程	(b)自治体の条例等に基づいて定める規制	類型1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	研修所内での研修やウェブサイトやホームページへの公示について検討している。		
470	熊本県宇土市	高齢者支援課	住訪問観・視察	告示	条例第25条	第9条	【評価及び手続説明及び評価】 第9条 事業者は、訪問型サービスAの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第24条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると思われる重要事項を記した文書(以下「 重要事項 」)を交付し、これを決定し、当該提供開始の時期に利用申込者の同意を得なければならない。 2 事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理技術を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「 電磁的方法 」)により 提供 するものとする。 (以下この条において「 電磁的方法 」)という。)により 提供 するものとする。 (以下この条において「 電磁的方法 」)という。)により 提供 するものとする。	当該規程	(b)自治体の条例等に基づいて定める規制	類型1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	電磁的方法については、研修所内での研修やウェブサイトやホームページへの公示について検討している。
471	熊本県宇土市	高齢者支援課	対面講習	告示	条例第25条	第25条	第25条 事業者は、利用者に対し適切な訪問型サービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めなければならない。 2 事業者は、事業所ごとに当該事業所の従業者によって訪問型サービスを提供しなければならない。 3 事業者は、従業者の勤務の向上のために、その 研修 の機会を確保しなければならない。 4 事業者は、適切な訪問型サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優遇的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の策定(その必要は従業者が同意しなければならない)。	当該規程	(b)自治体の条例等に基づいて定める規制	類型1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	研修所内での研修やウェブサイトやホームページへの公示について検討している。	
472	熊本県宇土市	高齢者支援課	定期検査・点検	告示	条例第25条	第26条	【業務継続計画の策定等】 第26条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問型サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を促すための計画(以下「 業務継続計画 」)を策定し、これを決定し、当該業務継続計画に必要の措置を講じなければならない。 2 事業者は、従業者に対し、 業務継続計画 について周知するとともに、必要な 研修及び訓練 を定期的に実施しなければならない。 3 事業者は、定期的に 業務継続計画 の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。	当該規程	(b)自治体の条例等に基づいて定める規制	類型1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	業務継続計画については、研修所内での研修やウェブサイトやホームページへの公示について検討している。
473	熊本県宇土市	高齢者支援課	対面講習	告示	条例第25条	第26条	【業務継続計画の策定等】 第26条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問型サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を促すための計画(以下「 業務継続計画 」)を策定し、これを決定し、当該業務継続計画に必要の措置を講じなければならない。 2 事業者は、従業者に対し、 業務継続計画 について周知するとともに、必要な 研修及び訓練 を定期的に実施しなければならない。 3 事業者は、定期的に 業務継続計画 の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。	当該規程	(b)自治体の条例等に基づいて定める規制	類型1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	業務継続計画については、研修所内での研修やウェブサイトやホームページへの公示について検討している。	
474	熊本県宇土市	高齢者支援課	対面講習	告示	条例第25条	第27条	【衛生管理】 第27条 事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。 2 事業者は、事業所の設備及び物品等について、衛生的な管理に努めなければならない。 3 事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「 テレビ電話装置 」)という。)を活用して行うことができるものとする。なお、これを活用するに当たっては、その旨を当該事業所において関係者に周知すること。 (2) 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のため	当該規程	(b)自治体の条例等に基づいて定める規制	類型1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	衛生管理については、研修所内での研修やウェブサイトやホームページへの公示について検討している。
475	熊本県宇土市	高齢者支援課	書面提示	告示	条例第25条	第28条	【報告】 第28条 事業者は、事業所の見やすい場所に、第24条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると思われる重要事項(以下この条において「 重要事項 」)を掲示しなければならない。 2 事業者は、重要事項を記した文書を当該事業所に備え付け、かつ、これをもつて関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による 報告 に代えることができる。 3 事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。	当該規程	(b)自治体の条例等に基づいて定める規制	類型1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	重要事項については、研修所内での研修やウェブサイトやホームページへの公示について検討している。		
476	熊本県宇土市	高齢者支援課	住訪問観・視察	告示	条例第25条	第28条	【報告】 第28条 事業者は、事業所の見やすい場所に、第24条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると思われる重要事項(以下この条において「 重要事項 」)を掲示しなければならない。 2 事業者は、重要事項を記した文書を当該事業所に備え付け、かつ、これをもつて関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による 報告 に代えることができる。 3 事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。	当該規程	(b)自治体の条例等に基づいて定める規制	類型1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	重要事項については、研修所内での研修やウェブサイトやホームページへの公示について検討している。		

No.	規程の洗い出し					類型・PHASE		見直しの方針等の検討											
	自治体名	所管課	規制区分	再編等種別	条項名 / 様式名	条項 / 掲載場所	条項 / 改正内容	権限法令等名 / 通知・通告等名 / 条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在 PHASE	見直し PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定 / (「継続検討」の場合) 再検討時期	備考		
477	熊本県宇土市	高齢者支援課	対面議決	告示		第25条	(通称の禁止) 第25条 事業者は、虐待の発生又はその発生を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話設備等)を活用して行うことができるものとする。必要時に関係するともに、その結果に基づいて、従業員等に通知等を実施すること。 (2) 当該事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 (3) 当該事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための指針を定期的に実施すること。 (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。											アナログ規制に該当しない	
478	熊本県宇土市	高齢者支援課	対面議決	告示		第3条	(事業の一般原則) 第3条 通所型サービスを行う事業者(以下「事業者」という。)は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立つサービスを提供しなければならない。 2 事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、市、他の事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供するとの連携に努めなければならない。 3 事業者は、利用者の人権の保護、虐待の防止等のため、必要な体制を整備を行うとともに、その従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。 4 事業者は、通所型サービスを提供するに当たっては、当該18条の規定に基づき認定する高齢者虐待防止委員会からの情報提供を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。											アナログ規制に該当しない	
479	熊本県宇土市	高齢者支援課	突触・専任	告示		第5条	(通所型サービスの従業員の員数) 第5条 通所型サービスの事業を行う者(以下「通所型A事業者」という。)が当該事業を行う事業所ごとに置くべき従業員の員数は、事業所ごとに専ら当該サービスを提供し、当該事業所が以上、利用者の数が15人を超える場合においては、当該従業員に加えて当該利用者の数に応じて必要と認められる数とする。 2 前項の規定により利用者の数が15人を超える場合において、前2項の員数は、利用者の数に2割を加えた場合、他の通所型サービスAの単位の員数として算入することができるものとする。 3 前2項の通所型サービスAの単位は、通所型サービスAであってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものとする。											アナログ規制に該当しない	
480	熊本県宇土市	高齢者支援課	突触・専任	告示		第6条	(通所型サービスの従業員の員数) 第6条 通所型サービスの事業を行う者(以下「通所型B事業者」という。)が当該事業を行う事業所ごとに置くべき従業員の員数は、事業所ごとに専ら当該サービスを提供し、当該事業所が1以上、利用者の数が10人を超え19人に満たない場合においては、当該従業員に加えて当該利用者の数に応じて必要と認められる数とする。 2 通所型B事業者は、通所型サービスの単位ごとに、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のいずれかの専門職を、前項の従業員のうち前項以上当該通所型サービスに専らさせなければならない。 3 前2項の通所型サービスBの単位は、通所型サービスBであってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものとする。											アナログ規制に該当しない	
481	熊本県宇土市	高齢者支援課	突触・専任	告示		第7条	(管理) 第7条 事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する管理職を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該管理職を当該事業所の他の職員に兼任させ、又は他の事業所、関係等機関に兼任させることができるものとする。	当該既規		(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1	2	-1.見直し不要(現状アナログ的な手段に限定されていない(既に適用まで変更済))	介護保険新制度(Ver.1237)より、テレワークに関する取り組みが知られて出て、事業所内に取組まれてきているため。				
482	熊本県宇土市	高齢者支援課	注防関係	告示		第10条	(内装及び子供の説明及び関係) 第10条 事業者は、通所型サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者とその家族に対し、第23条に規定する運用指針の概要、従業員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に関する重要事項を記した文書を送付し、説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 2 事業者は、利用申込者又はその家族から申し出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理装置を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この項において「電磁的」という。)により提供することができることとする。この場合において、当該電磁的提供は、当該文書(勤務体制の確保等) 第24条 事業者は、利用申込者に対し適切な通所型サービスを提供できるように、事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 事業者は、事業所ごとに当該事業所の従業員によって通所型サービスを提供しなければならない。 3 事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、事業者は従業員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 4 事業者は、適切な通所型サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性別的な言動又は差別的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものには当該事業者が懲戒措置を講ずることができるものとする。											当該規定において、すでに改正済	
483	熊本県宇土市	高齢者支援課	対面議決	告示		第24条	(勤務体制の確保等) 第24条 事業者は、利用申込者に対し適切な通所型サービスを提供できるように、事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 事業者は、事業所ごとに当該事業所の従業員によって通所型サービスを提供しなければならない。 3 事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、事業者は従業員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 4 事業者は、適切な通所型サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性別的な言動又は差別的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものには当該事業者が懲戒措置を講ずることができるものとする。											アナログ規制に該当しない	
484	熊本県宇土市	高齢者支援課	定期検査	告示		第25条	(業務継続計画の策定等) 第25条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所型サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で常勤業務を確保するための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に定める必要な措置を講じなければならない。 2 事業者は、従業員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要は研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。												アナログ規制に該当しない
485	熊本県宇土市	高齢者支援課	対面議決	告示		第25条	(業務継続計画の策定等) 第25条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所型サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で常勤業務を確保するための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に定める必要な措置を講じなければならない。 2 事業者は、従業員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要は研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。											アナログ規制に該当しない	
486	熊本県宇土市	高齢者支援課	対面議決	告示		第26条	(非常災害対策) 第26条 事業者は、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害への対応の体制整備及び関係体制を整備し、それらを変更して従業員に周知するとともに、定期的に訓練、演習その他必要な訓練を行わなければならない。 2 事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携を図らなければならない。											アナログ規制に該当しない	
487	熊本県宇土市	高齢者支援課	対面議決	告示		第27条	(衛生管理等) 第27条 事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。 2 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び用品が十分に数に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上の必要措置を講じなければならない。 3 事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。 (1) 当該事業所における感染症予防対策及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話設備等)を活用して行うことができるものとする。必要時に関係するともに、その結果に基づいて、従業員等に通知等を実施すること。 (2) 当該事業所における感染症の防止のための指針を整備すること。 (3) 当該事業所において、従業員に対し、感染症の防止のための指針を定期的に実施すること。 (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。												当該規定において、既に改正済
488	熊本県宇土市	高齢者支援課	定期議決	告示		第28条	(業務継続計画の策定等) 第28条 事業者は、事業所の見やすい場所、第23条に規定する運用指針の概要、従業員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に関する重要事項を記した文書を送付し、説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 2 事業者は、利用申込者又はその家族から申し出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理装置を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この項において「電磁的」という。)により提供することができることとする。この場合において、当該電磁的提供は、当該文書(勤務体制の確保等) 第24条 事業者は、利用申込者に対し適切な通所型サービスを提供できるように、事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 事業者は、事業所ごとに当該事業所の従業員によって通所型サービスを提供しなければならない。 3 事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、事業者は従業員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 4 事業者は、適切な通所型サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性別的な言動又は差別的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものには当該事業者が懲戒措置を講ずることができるものとする。												アナログ規制に該当しない

No.	規程の問い合わせ					類型・PHASE		見直しの方針等の検討							
	自治体名	所管課	規制区分	再編等種別	条例等名 / 様式名	条例 / 様式内容	権限法令等名 / 通知・通告等名 / 条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在 PHASE	見直し PHASE	見直しの方針等の詳細	見直しの方針等の詳細	見直し予定 / (継続検討の場合) 再検討時期
489	熊本県宇土市	高齢者支援課	住居環境・福祉	告示	宇土市介護予防、日常生活支援総合事業第1種通所事業の多様なサービスの人件、設備及び運営に関する基準を定める要綱	第26条									当該規定において、既に改正済
490	熊本県宇土市	高齢者支援課	対面課	告示	宇土市介護予防、日常生活支援総合事業第1種通所事業の多様なサービスの人件、設備及び運営に関する基準を定める要綱	第35条									アナログ規制に該当しない
491	熊本県宇土市	環境文通課	目視	条例	宇土市環境基本条例	第26条	当該条例	-	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1 ①	d.継続検討	自治体などの先行事例の動向を注視し、効果を検証する必要があるため	未定	
492	熊本県宇土市	環境文通課	定期検査・点検	条例	宇土市環境保全協定に関する条例	第7条									アナログ規制に該当しない
493	熊本県宇土市	環境文通課	目視	条例	宇土市環境保全協定に関する条例	第8条	当該条例	-	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1 ①	1 ① <1.見直し済 (アナログ的な手段に限定することが適当)	現時点では、アナログ的な手段が適当であるため		
494	熊本県宇土市	環境文通課	目視	条例	宇土市自動車自動車の防止に関する条例	第11条	当該条例	-	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1 ①	d.継続検討	自治体などの先行事例の動向を注視し、効果を検証する必要があるため	未定	
495	熊本県宇土市	環境文通課	目視	条例	宇土市産業特等の規制、再資源化及び清浄処理等に関する条例	第25条	当該条例	1	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1 ①	d.継続検討	自治体などの先行事例の動向を注視し、効果を検証する必要があるため	未定	
496	熊本県宇土市	環境文通課	書類提示	規則	宇土市産業特等の規制、再資源化及び清浄処理等に関する条例施行規則	第14条									
497	熊本県宇土市	環境文通課	目視	告示	宇土市事業用給排水施設等整備事業補助金交付要綱	第8条	当該条例	-	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1 ①	d.継続検討	自治体などの先行事例の動向を注視し、効果を検証する必要があるため	未定	
498	熊本県宇土市	環境文通課	定期検査・点検	訓令	宇土市ごみ収集運搬業務委託実施基準	第4条	当該条例	-	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1 ①	1 ① <1.見直し済 (アナログ的な手段に限定することが適当)	収集運搬業務の定期検査や点検について、現時点ではアナログ的な手段が適当であるため		
499	熊本県宇土市	環境文通課	定期検査・点検	訓令	宇土市ごみ収集運搬業務委託実施基準	第5条	当該条例	-	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1 ①	d.継続検討	自治体などの先行事例の動向を注視し、効果を検証する必要があるため	未定	
500	熊本県宇土市	環境文通課	定期検査・点検	訓令	宇土市ごみ収集運搬業務委託実施基準	第6条	当該条例	-	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1 ①	d.継続検討	自治体などの先行事例の動向を注視し、効果を検証する必要があるため	未定	
501	熊本県宇土市	環境文通課	目視	告示	宇土市ごみ集積場設備整備事業補助金交付要綱	第9条	当該条例	-	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1 ①	d.継続検討	自治体などの先行事例の動向を注視し、効果を検証する必要があるため	未定	
502	熊本県宇土市	環境文通課	目視	告示	宇土市屋外貯蔵物要綱	第10条	当該条例	-	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1 ①	d.継続検討	自治体などの先行事例の動向を注視し、効果を検証する必要があるため	未定	
503	熊本県宇土市	環境文通課	目視	規則	宇土市墓地、埋葬等に関する法律施行規則	第6条	当該条例	-	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1 ①	1 ① <1.見直し済 (アナログ的な手段に限定することが適当)	現段階において、現時点ではアナログ的な手段が適当であるため		
504	熊本県宇土市	環境文通課	目視	規則	宇土市墓地、埋葬等に関する法律施行規則	第10条	当該条例	-	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1 ①	1 ① <1.見直し済 (アナログ的な手段に限定することが適当)	現時点ではアナログ的な手段が適当であるため		
505	熊本県宇土市	健康づくり課	定期検査・点検	告示	宇土市幼児園、児童・生徒インフルエンザ予防接種補助事業実施要綱	第8条									アナログ規制に該当しない
506	熊本県宇土市	子育てセンター	委託・専任	告示	宇土市子育て世代包括型センター事業実施要綱	第7条									アナログ規制に該当しない
507	熊本県宇土市	健康づくり課	定期検査・点検	告示	宇土市産後ケア事業実施要綱	第11条									アナログ規制に該当しない

No.	規程の目出し						類型・PHASE		見直しの方針等の検討							
	自治体名	所管種	規制区分	再編等種別	条例等名 / 様式名	条項/ 掲載場所	権限法令等/ 通知・通告等/ 条例等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定 / (継続検討 の場合) 再 検討時期	備考
508	札幌市	健康づくり課	住防関係	住防関係	告示	第7条	補助金の交付等/通知									アプログ規制に該当しない
509	札幌市	健康づくり課	住防関係	住防関係	告示	第10条	補助金の交付等/通知									アプログ規制に該当しない
510	札幌市	上下水道課	計画課	上下水道事業	条例	第2条	当該規程	(b)自団体の条例等に基いて定めている規制	類型1	1①	2	>1.見直し不要(現状でアプログ的な手段に限定されていない(既に適用で変更済み))	アプログ的な手段に限定されておらず、既にオンライン申請などもなされているため。			
511	札幌市	上下水道課	定期検査・点検	水道事業管理規程	告示	第32条	規程(町村)水道事業会計規程(平成24年10月19日発効)第98号	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基いて定めている規制	類型2	1①	3	>1.見直し(条令の改正が必要)	去小切手は紙媒体であるため旧制度での検査が困難。しかし、政府の方針により、2027年3月までに紙媒体の小切手の交換が廃止されるため、電子決済サービス等に切り替える必要があり、併せて運用の変更を行う。	令和9年3月	手形法、小切手法の改正や廃止の動向に注意	
512	札幌市	上下水道課	目視	水道事業管理規程	告示	第53条	規程(町村)水道事業会計規程(平成24年10月19日発効)第98号	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基いて定めている規制	類型1	1①	d.継続検討		現状として、実際の数量や状態等の確認は自然に行われるが、今後、管理システム等の導入により見直しが必要となることも考えられるが、現時点では対応できない。	令和9年3月	継続検討が必要	
513	札幌市	上下水道課	定期検査・点検	水道事業管理規程	告示	第91条	規程(町村)水道事業会計規程(平成24年10月19日発効)第98号	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基いて定めている規制	類型1	1①						アプログ規制に該当しない
514	札幌市	上下水道課	書類提示	上下水道事業	告示	第4条	規程(町村)水道事業会計規程(平成24年10月19日発効)第98号	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基いて定めている規制	類型1	1①						アプログ規制に該当しない
515	札幌市	上下水道課	目視	条例	告示	第22条	規程(町村)水道事業会計規程(平成24年10月19日発効)第98号	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基いて定めている規制	類型1	1①	1①	<-1.見直し(アプログ的な手段に限定することが適当)	消火栓使用により水道本管の漏りや水圧低下等につながることも考えられるため、消火栓を消火的用途に使用することは、消火栓の立会をする必要がある。			
516	札幌市	上下水道課	住防関係	上下水道事業	告示	第6条	規程(町村)水道事業会計規程(平成24年10月19日発効)第98号	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基いて定めている規制	類型1	1①						アプログ規制に該当しない
517	札幌市	上下水道課	定期検査・点検	上下水道事業	告示	第31条	規程(町村)水道事業会計規程(平成24年10月19日発効)第98号	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基いて定めている規制	類型1	1①	1①	<-1.見直し(アプログ的な手段に限定することが適当)	水の色、濁り、臭い、味に関する検査は、実際に現場で行ってする方法しかないため。			
518	札幌市	上下水道課	運転・専任	告示	告示	第5条	規程(町村)水道事業会計規程(平成24年10月19日発効)第98号	(b)自団体の条例等に基いて定めている規制	類型2	1①						アプログ規制に該当しない
519	札幌市	上下水道課	書類提示	告示	告示	第10条	規程(町村)水道事業会計規程(平成24年10月19日発効)第98号	(b)自団体の条例等に基いて定めている規制	類型2	1①	1①	<-1.見直し(アプログ的な手段に限定することが適当)	書面により発行した公的証明書を第三者等に示す必要があるため。			

No.	規程の新しい出し					類型・PHASE		見直しの方角性等の検討												
	自治体名	所管種	規制区分	再編等種別	条例等名 / 様式名	条項/ 掲載場所	権限法令等/ 通知・通告等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定 / (継続検討 の場合) 再 検討時期	備考				
520	群馬県宇都 市	上下水道 課	施設・専任	告示	宇都市指定給水装置 工事業者規程	第12条	(主任技術者の選任等) 第12条 指定工事業者は、第4条第1項の規定を受けた日から 14日以内、事業所ごとに、主任技術者を選任し、市員に届け 出なければならない。 2 指定工事業者は、その選任した主任技術者が欠けるに至っ たときは、当該事業所が選定した日から14日以内に新たに主任技 術者を選任し、市員に届け出なければならない。 3 指定工事業者は、主任技術者を選任又は解任したときは、 告示に定められた様式第3による届出書により、遅滞なくその 届出を市員に届け出なければならない。 4 指定工事業者は、主任技術者の選任を行うに当たっては、1 の事業所の主任技術者が同時に他の事業所の主任技術者となら ないようにしなければならない。ただし、1の主任技術者が当該 届出上の届出箇所(主任技術者となった)の子の届出を行うに当 事者の選任に充当する場合は、 第13条 指定工事業者は、次に掲げる給水装置工事の事業の選 定に関する基準に従い、適正な事業の選定に努めなければならない。 (1) 給水装置工事ごとに第12条第1項の規定により選任した主 任技術者のうちから、当該工事に関して第11条第1項各号に掲 げる職務を行う者を指名すること。 (2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事が給水装置の配 水管への配付口から水メーターまでの工事を施行する場合に おいて、当該配水管及び他の地下埋設物に支保、破損その他の 障害を生じることがないように適切に作業を行うことができる 技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事す る他の者を適切で従事させること。 (3) 前項に掲げる者を指名するときは、あらかじめ当該市の 主任技術者の立会いにより、 第16条 市員は、指定工事業者が施行した給水装置に關し、法 第17条の規定に違反する必要があると認めるときは、当該給 水装置に係る給水装置工事の施行した指定工事業者に対し、同 様工事に關し第13条第1項により指名された主任技術者又は同 様工事を施行した事業所に係るその他の主任技術者の立会いを 求めることができる。											アナログ規制に該当しない		
521	群馬県宇都 市	上下水道 課	施設・専任	告示	宇都市指定給水装置 工事業者規程	第13条	(事業の選定に関する基準) 第13条 指定工事業者は、次に掲げる給水装置工事の事業の選 定に関する基準に従い、適正な事業の選定に努めなければなら ない。 (1) 給水装置工事ごとに第12条第1項の規定により選任した主 任技術者のうちから、当該工事に関して第11条第1項各号に掲 げる職務を行う者を指名すること。 (2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事が給水装置の配 水管への配付口から水メーターまでの工事を施行する場合に おいて、当該配水管及び他の地下埋設物に支保、破損その他の 障害を生じることがないように適切に作業を行うことができる 技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事す る他の者を適切で従事させること。 (3) 前項に掲げる者を指名するときは、あらかじめ当該市の 主任技術者の立会いにより、 第16条 市員は、指定工事業者が施行した給水装置に關し、法 第17条の規定に違反する必要があると認めるときは、当該給 水装置に係る給水装置工事の施行した指定工事業者に対し、同 様工事に關し第13条第1項により指名された主任技術者又は同 様工事を施行した事業所に係るその他の主任技術者の立会いを 求めることができる。											アナログ規制に該当しない		
522	群馬県宇都 市	上下水道 課	対面協議	告示	宇都市指定給水装置 工事業者規程	第13条	(事業の選定に関する基準) 第13条 指定工事業者は、次に掲げる給水装置工事の事業の選 定に関する基準に従い、適正な事業の選定に努めなければなら ない。 (1) 給水装置工事ごとに第12条第1項の規定により選任した主 任技術者のうちから、当該工事に関して第11条第1項各号に掲 げる職務を行う者を指名すること。 (2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事が給水装置の配 水管への配付口から水メーターまでの工事を施行する場合に おいて、当該配水管及び他の地下埋設物に支保、破損その他の 障害を生じることがないように適切に作業を行うことができる 技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事す る他の者を適切で従事させること。 (3) 前項に掲げる者を指名するときは、あらかじめ当該市の 主任技術者の立会いにより、 第16条 市員は、指定工事業者が施行した給水装置に關し、法 第17条の規定に違反する必要があると認めるときは、当該給 水装置に係る給水装置工事の施行した指定工事業者に対し、同 様工事に關し第13条第1項により指名された主任技術者又は同 様工事を施行した事業所に係るその他の主任技術者の立会いを 求めることができる。												アナログ規制に該当しない	
523	群馬県宇都 市	上下水道 課	目視	告示	宇都市指定給水装置 工事業者規程	第16条	(調査会) 第16条 市員は、給水装置の工事の施行に関する知識及び技術 向上のため、指定工事業者、主任技術者及びその他の関係 給水装置工事に従事する者を対象とする調査会を実施し、又は 当該調査会を推薦することができる。	当該規程			1 ②	2	a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う)	オンラインでの協議会受取も可能とする運 用に変更する。		令和8年4月				
524	群馬県宇都 市	上下水道 課	対面協議	告示	宇都市指定給水装置 工事業者規程	第18条	(調査会) 第18条 市員は、給水装置の工事の施行に関する知識及び技術 向上のため、指定工事業者、主任技術者及びその他の関係 給水装置工事に従事する者を対象とする調査会を実施し、又は 当該調査会を推薦することができる。	当該規程			1 ②	2	a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う)	オンラインでの協議会受取も可能とする運 用に変更する。		令和8年4月				
525	群馬県宇都 市	上下水道 課	施設・専任	条例	宇都市下水道条例	第7条	(排水設備等の工事の実施) 第7条 排水設備の新設等の工事(規程で定める軽微な工事を 除く。以下は、規程で定める排水設備等の工事に関する技能を有する 者(以下「当該技術者」という。))が「技能」する業者として登録し たもの(以下「登録工事者」という。))でなければ、行ってはな らない。											アナログ規制に該当しない		
526	群馬県宇都 市	上下水道 課	審議	告示	宇都市下水道条例 施行規程	第5条	(排水設備等の工事完了届) 第5条 登録工事者1号の届出は、排水設備等工事完了届(様式 第2号)による。 2 条例第3条第3項の検査証は、様式第3号による。 3 検査証の交付を受けたときは、検査済表を門戸その他の外 部から見やすい場所に掲示しなければならない。	当該規程			1 ②	1 ②	<1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	書面により発行した公的証明書等を第三 者に示す必要があるため						
527	群馬県宇都 市	上下水道 課	施設・専任	告示	宇都市下水道条例 施行規程	第10条	第10条 登録工事者となることができる者は、次に掲げる条件 を備えていなければならない。 (1) 主任技術者が1人以上専任していること。 (2) 工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。 (3) 熊本県内に営業所があること。 (4) 次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。 ア その前(法人)または、代表者が破産手続開始の決定を 受けて復讐を解しない場合 イ 理事長がその前(法人)または、代表者に係る責任技術 者としての登録を取り消してから2年を経過していない場合 ウ 17条の規定により登録工事者としての指定を取り消され てから2年を経過していない場合 エ その他、不正又は不誠実な行為をすることを認めら れる前(法人)または、前(個人)であること。												アナログ規制に該当しない	
528	群馬県宇都 市	上下水道 課	審議	告示	宇都市下水道条例 施行規程	第14条	(登録工事者の選定) 第14条 登録工事者は、法令の規定を守り、公正な契約を締結し 、誠実かつ迅速に工事を施行するほか、次に掲げる事項を備 えなければならない。 (1) 公的な下水道管線敷設工事及び工事に關する連絡費 を店頭の掲示により関係者に提示すること。 (2) 工事の依頼を受けたときは、正当な理由がなければこれを 拒んではならない。 (3) 工事は、責任技術者の監督の下において行うこと。 (4) 名義を他の者に貸し、又は請け負った工事を他の者に請 け負わせないこと。	第6条の10第 2項 第1108号・建設 費441号	(c)間の条件等を 参照しつつ、自 団体の条件等に 基づいて定めて いる規制	類型2	1 ②	1 ②	<1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	書面により発行した公的証明書等を第三 者に示す必要があるため						
529	群馬県宇都 市	環境政策 課	目視	告示	宇都市観光圏関係 支援事業補助金交付 要綱	第9条	(補助金の額の決定) 第9条 市員は、前条の規定する実施報告書を受領したとき は、その内容を審査し、必要に応じて「現地調査」等を行い、適切 と認めるときは補助金の額を決定し、届出対象者に通知するもの とする。	当該規程			1 ①	2	a-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない (既に運用でも変更済み))	ここで現地調査等の意味合いは、調査・ データ等による把握も含められたため。						
530	群馬県宇都 市	環境政策 課	目視	告示	宇都市森林整備地域 活動支援交付金要綱	第4条	(交付金の交付) 第4条 市員は、交付金の交付の申請があったときは、当該申 請に係る書類等の審査及び内容を確認し、及び「現地調査」等により 交付金事業の目的及び内容を確認し、及び「現地調査」等により 交付金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付金 の交付を決定するものとする。 2 市員は、前項の規定に照し、必要な条件を付することができる。 3 市員は、第1項の規定に照し、適正な交付を行うための必要が あるときは、交付金の交付の申請に係る書類につき修正を要 して交付金の交付の決定をすることができる。	当該規程			1 ①	1 ①	<1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	現地確認が必要となった場合を想定してお く必要があるため。						
531	群馬県宇都 市	環境政策 課	目視	告示	宇都市森林整備地域 活動支援交付金要綱	第7条	(補助金の交付決定) 第7条 市員は、前条の規定により補助金の交付の申請があ ったときは、その内容を審査し、必要に応じて「現地調査」等を行 い、その結果を宇都市森林整備地域活動支援事業補助金交付(不交付決定 通知(様式第4号)により速やかに申請者に通知するものとする。 2 市員は、前項の規定により補助金の交付決定を受けた申請 者(以下「交付決定者」という。))に対し、交付の目的を達成さ せるために必要な指示をし、又は条件を付することができる。	当該規程			1 ①	1 ①	<1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	現地確認が必要となった場合を想定してお く必要があるため。						
532	群馬県宇都 市	環境政策 課	施設・専任	規則	宇都市火入れに関す る規則	第3条	(許可の基準) 第3条 火入れ許可申請に係る許可の基準は、次のとおりとする。 (1) 火入れの目的が、法第21条第2項各号に掲げる目的のい ずれに該当すること。 (2) 火入れ予定期間が、1年以内かつ日以内であること。 (3) 火入れの期間中は、1号クワールを必要としないこととする。 ただし、火入れ地がクワール以下に区画し、その一面に火入れ を行い、完全に消火したことを確認してから次の区画の火入 れを行う場合においては、この限りでない。 (4) 火入れに当たっては、当該火入れの範囲に照し、次の とおり火入れの作業に「従事者(以下「火入従事者」という。)) を配置すること。ただし、消防用車両等を配置する場合は、こ の限りでない。 (5) 火入れは、必要と認めるときは、火入れの際に当該従事 者を火入れに立合わせる必要があること。 2 前項の規定において、火入、火入、火入従事者及び火入従事 者は、当該規則の条項に違反してはならない。	〇(市(町)火入れ に関する条例(昭和 59年1月26日59 第19号)	(c)間の条件等を 参照しつつ、自 団体の条件等に 基づいて定めて いる規制	類型1	1	1	<1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	必要に応じて、火入従事者(火入れの作業 に従事する者)を配置しなければならない ため。						
533	群馬県宇都 市	環境政策 課	目視	規則	宇都市火入れに関す る規則	第10条	(許可の基準) 第10条 市員は、必要と認めるときは、火入れの際に当該従事 者を火入れに立合わせる必要があること。 2 前項の規定において、火入、火入、火入従事者及び火入従事 者は、当該規則の条項に違反してはならない。	〇(市(町)火入れ に関する条例(昭和 59年1月26日59 第19号)	(c)間の条件等を 参照しつつ、自 団体の条件等に 基づいて定めて いる規制	類型1	1 ①	1 ①	<1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	現場での立ち会いを想定しておく必要が あるため。						

No.	自治体名	所管種	規制区分	再掲種別	条例等名 / 様式名	条項/ 掲載場所	条名/ 趣旨内容	権限法令等名/ 通知・通告等名/ 条例等名	当該条項等	規制種別 の分類	類型・PHASE		見直しの方角性等の検討		見直し予定 / (継続検討 / (見直し) 再 検討時期	備考
											現在 PHASE	見直し PHASE	見直しの方角性	見直しの方角性の詳細		
534	群馬県宇都 市	消防政策 課	消防	消防	宇土市火入れに関する 規則	第11条	火災責任者の義務 第11条 火災責任者は、火入れの現場において、消防火入れの 実施の指揮監督に当たらなければならない。 2 火災責任者は、火入れに際し、火入許可証を携帯し、立命 の職員その他の関係人の請求があるときは、これを提示しな ければならない。 3 火災責任者は、次の事項を事象を記録した後でなければ火 入れをしてはならない。 (1) 許可を受けた内容に従って、火災被害者、消防署並びに防 火及び消火の設備又は器具の配置等が適正に設置されていること。 (2) 防火帯中の立木その他の可燃物が除去されていること。 (3) 強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令されてい ないこと。 (4) 消防の備中 第14条 火災責任者は、火入れが完全に消火したことを確認し た後でなければ、火災被害者を火入れの現場から退去させては ならない。	〇〇市(青村)火入れ に関する条例(昭和 59年1月26日55林 野保第1号)	第10条第3項 及び第13項	(c)国の法令等を 参照しつつ、自 当体の条項等に 基づいて定める 規制	類型1	1.0	1.0	<-1.見直し否 (アナログ的な手段に限定することが適当)	現地の立ち会いを想定しておく必要があるため。	
535	群馬県宇都 市	消防政策 課	消防	消防	宇土市火入れに関する 規則	第14条	火災責任者の義務 第14条 火災責任者は、火入れが完全に消火したことを確認し た後でなければ、火災被害者を火入れの現場から退去させては ならない。	〇〇市(青村)火入れ に関する条例(昭和 59年1月26日55林 野保第1号)	第12条第3項	(c)国の法令等を 参照しつつ、自 当体の条項等に 基づいて定める 規制	類型1	1.0	1.0	<-1.見直し否 (アナログ的な手段に限定することが適当)	現地確認を必要があるため	
536	群馬県宇都 市	農林政策 課	農林	農林	宇土市新規就農者支 援事業実施要綱	第4条	(申請書) 第4条 給付金の交付を受けようとする者(以下「申請者」とい う。)、は、申請計画書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、 市長に承認申請しなければならぬ。 (1) 申請計画書 (2) 履歴書 (3) 履歴書の原本(提示可能な場合に限る。) (4) 前項に掲げる身分を証明する書類 (5) 前条に掲げるものほか、市長が必要と認める書類 2 前条の規定による承認申請があつた場合において、市長 は、審査の上該当と認めるときは、申請計画承認書(様式第 2号)により申請者に通知するものとする。この場合において、 市長は、次に掲げる条件を付するものとする。 1. 申請計画書に提出された内容が申請書(様式第1号)と一致する こと。	当該規則	-	(b)自団体の条項 等に基づいて定 める規制	類型1	1.0	1.0	>-1.見直し不要 (現状でアナログ的な手段に限定されていない (既に適用まで変更済み))	窓口での聞き取りや、現地確認により収納 状況の確認を行う必要があるため。	
537	群馬県宇都 市	農林政策 課	農林	農林	宇土市農業用機械等 共同利用支援事業補 助金交付要綱	第8条	(補助金の額の確定) 第8条 市長は、前条に規定する実績報告書を受領した場合 は、その内容を審査し、必要に応じて現場調査等を行い、調査 と認めるときは補助金の額を確定し、申請者に通知する。	当該規則	-	(b)自団体の条項 等に基づいて定 める規制	類型1	1.0	1.0	<-1.見直し否 (アナログ的な手段に限定することが適当)	補助金で導入した機械等を廃棄する等の であり補助金の不正受給(機械等を購入し ず補助金のみを受給等)を防止するために 必要	
538	群馬県宇都 市	農林政策 課	農林	農林	宇土市農業用機械等 共同利用支援事業補 助金交付要綱	第9条	(補助金の交付) 第9条 補助金の交付を受けようとする者は、事業実施年度の年度首 尾から3年間は、毎年4月30日までに宇土市農業用機械等共同利用支 援事業補助金利用報告書(様式第2号)に次に掲げる書類を添え て市長に提出しなければならない。 (1) 利用報告書(様式第2号) (2) 申請書の写し (3) 前2号に掲げるものほか、市長が必要と認める資料	当該規則	-	(b)自団体の条項 等に基づいて定 める規制	類型1	1.0	1.0	<-1.見直し否 (アナログ的な手段に限定することが適当)	対面での聞き取りを行い、補助事業で導入 した機械等の適正な利用が確認されてい るかの確認が必要となる	
539	群馬県宇都 市	水産管理課 定	水産	水産	宇土市漁港管理條例	第18条	(入出漁船) 第18条 船舶等は、漁港に入港したとき、又は当該漁港を出港 しようとするときは、速やかに市長に届け出なければならない。 ただし、当該漁港を根拠とする総トン数5トン未満の船舶 漁獲及び船載、乗客船等の他に前項に規定する船舶等については、 は、この限りでない。 2 前項の規定にかかわらず、当該漁港を根拠とする総トン数5 トン以上の船舶等は、前項の届出に代えて毎日の入出漁の状況 を前月10日までに市長に報告するものとする。	当該規則	第12条	(a)国の法令等に 基づいて定めて いる規制	類型3	1.0	2	>-2.見直し不要 (現状でアナログ的な手段に限定されていない (直ちには適用の変更は困難))	現状、この条文に該当するような事例は殆 ど無いが、届出事項はメールによる届出も 可能であるため。	
540	群馬県宇都 市	水産管理課 定	水産	水産	宇土市漁港管理規則	第10条	(情報の開示) 第10条 漁獲12条第1項の規定による許可を受けた者は、住 所及び氏名(法人その他の団体については、所在地、名称及び表 現名)並びに許可の内容及び有効期限を記載した標札を掲示しな なければならない。	当該規則	-	(b)自団体の条項 等に基づいて定 める規制	類型4	1.0	1.0	<-2.見直し否 (活用可能な技術等が現時点で存在 しない)	本内容は、漁港利用者等に広く周知する 必要があるため、現地に掲示することになる。	
541	群馬県宇都 市	上下水道課 定	上下水道	上下水道	宇土市農業用排水 施設整備施行規則	第5条	(排水設備の工事完了届等) 第5条 条例第7条の規定による排水設備の新設等の工事が完了 したときは、排水設備工事完了届(様式第3号)により市長に届け 出なければならない。 2 前項の工事が完了したときに行方不明の職員の検査後に交付 する検査済証は、下水道整備済済届(様式第4号)によるものとする。 3 検査済証の交付を受けた場合は、検査済証を門戸その他の外 部から取りやすい場所に掲示しなければならない。	当該規則	-	(b)自団体の条項 等に基づいて定 める規制	類型2	1.0	1.0	<-1.見直し否 (アナログ的な手段に限定することが適当)	書面により履行した公的な証明書を第三者 に示す必要があるため。	
542	群馬県宇都 市	上下水道課 定	上下水道	上下水道	宇土市農業用排水 事業分相金徴収条例	第4条	(分相金の徴収) 第4条 市長は、農業用排水区域内の受益者から分相金を徴収す る。 2 分相金は、5年に分けて徴収するものとする。ただし、受益 者が同一住所の申し出をしたときは、この限りでない。 3 市長は、分相金を徴収するときは、前条2項の分相金課目 及びその納付期日等を受益者に通知しなければならない。	当該規則	-	(b)自団体の条項 等に基づいて定 める規制	類型2	1.0	2	>-3.見直し (今後適用の変更のみを行う)	アナログ規制に該当しない	
543	群馬県宇都 市	商工観光課 定	商工観光	商工観光	宇土市中小企業の店 舗改装等補助金交付 要綱	第4条	(申請書の提出) 第4条 申請書の提出を受ける場合は、宇土市中小企業店 舗改装等近代化整備基金交付申請書(様式第1号)、以 下「申請書」という。のほかに、1月1日から前年度12月末日ま での当該事業の経理資料(経理簿及び試算表)並びに申請書 に係る予算の支払記録簿(様式第2号)及び店舗改装計画書 を添えて、申請書(様式第3号)その他の関係書類を添えて、毎 年3月10日までに市長に提出しなければならない。	当該規則	-	(b)自団体の条項 等に基づいて定 める規制	類型2	1.0	2	>-3.見直し (今後適用の変更のみを行う)	様式第2号の金額欄による支払記録簿明 細書の提出は、申請書の提出によるオンラインによる届出 を可能とする。	令和8年12月 本制度自体の廃止を含め検討 予定
544	群馬県宇都 市	企画課	企画	企画	宇土市リノベーション 補助金交付要綱	別表	(実施計画) 第16条 市長は、必要があるときは、補助事業における 管理體制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について 随時実地に調査することができる。	当該規則	-	(b)自団体の条項 等に基づいて定 める規制	類型2	1.0	1.0	>-1.見直し不要 (現状でアナログ的な手段に限定されていない (既に適用まで変更済み))	アナログ規制に該当しない	
545	群馬県宇都 市	企画課	企画	企画	宇土市リノベーション 補助金交付要綱	別表	第16条 市長は、必要があるときは、補助事業における 管理體制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について 随時実地に調査することができる。	当該規則	-	(b)自団体の条項 等に基づいて定 める規制	類型2	1.0	1.0	>-1.見直し不要 (現状でアナログ的な手段に限定されていない (既に適用まで変更済み))	アナログ規制に該当しない	
546	群馬県宇都 市	企画課	企画	企画	宇土市リノベーション 補助金交付要綱	別表	第16条 市長は、必要があるときは、補助事業における 管理體制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について 随時実地に調査することができる。	当該規則	-	(b)自団体の条項 等に基づいて定 める規制	類型2	1.0	1.0	>-1.見直し不要 (現状でアナログ的な手段に限定されていない (既に適用まで変更済み))	アナログ規制に該当しない	
547	群馬県宇都 市	商工観光課 定	商工観光	商工観光	宇土市消費生活セン ターの協議及び運営 等に関する条例	第4条	(協議) 第4条 消費生活センターは、法第10条の3第1項に規定する 消費生活相談員資格に合格した者(不出産品及び不表示 禁止品等)の委託を受けることができる。当該委託については 法第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。1.消費 生活相談員として置くものとする。	当該規則	-	(b)自団体の条項 等に基づいて定 める規制	類型4	1	1	<-1.見直し否 (アナログ的な手段に限定することが適当)	消費者安全法第8条第2項の規定により、 消費者安全の確保に關し、事業者に対する 消費者からの苦情に係る相談に応じる事 務を行う必要があるため。	
548	群馬県宇都 市	商工観光課 定	商工観光	商工観光	宇土市消費生活セン ターの協議及び運営 等に関する条例	第6条	(消費生活相談員の事務に専従する職員に対する研修) 第6条 消費生活センターは、当該消費生活センターにおいて 法第8条第2項に規定する事務に専従する職員に対し、その業 務の向上のための研修を開催するものとする。	消費者安全法	第11条	(a)国の法令等に 基づいて定めて いる規制	類型1	1.0	2	>-1.見直し不要 (現状でアナログ的な手段に限定されていない (既に適用まで変更済み))	現在オンラインを活用した研修受講に 対応済み。	
549	群馬県宇都 市	商工観光課 定	商工観光	商工観光	宇土市住宅リフォーム 助成事業実施要綱	第10条	(実施計画及び届出書) 第10条 市長は、必要があるときは住宅のリフォーム が適正に実施されているか、助成決定者又は事業者が状況報告 を求め、担当職員に実地調査を行わせることができる。 2 市長は、前項に規定する実地調査の結果により、当該工事が 適正に行われていないと認めるときは、当該事業について助 成決定者に指導を行うものとする。この場合において、助成決 定者が指導に従わないときは、住宅リフォーム助成事業の助成の 決定又は変更承認を取り消すことができる。	当該規則	-	(b)自団体の条項 等に基づいて定 める規制	類型2	1.0	1.0	>-1.見直し不要 (現状でアナログ的な手段に限定されていない (既に適用まで変更済み))	必要に応じて実地調査を行う規定であり、 現状は提出された写真により確認を行っ ている。また、本要綱は令和8年12月31日 をもって失効する。	
550	群馬県宇都 市	商工観光課 定	商工観光	商工観光	宇土市住宅リフォーム 助成事業実施要綱	第19条	(商品券取扱事業所の登録等) 第19条 商品券取扱事業所として登録できる者は、市内に本社 店として又は当該事業所として営業を営む者とする。 2 前項に掲げる者のうち、次の各号のいずれかに該当する業 務を行う者は、商品券取扱事業所の対象から除外する。 (1) 商品券等の取扱い及び取扱いの適法性等に関する法律(昭和 33年法律第27号)第2条第1項に規定する登録業者、第5条の 5第10項及び第11条第3項に規定する登録業者 (2) 業務の内容が公共負担に反する業務を行う者 (3) 前2号に掲げるものほか、市長が必要と認める者 3 商品券取扱事業所への登録を受けようとする者は、商品券 取扱事業所登録申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し 、市長に提出しなければならない。 1. 申請書(様式第1号)又は様式第2号又は様式第3号 2. 申請書の写し 3. 申請書の写し 4. 申請書の写し 5. 申請書の写し 6. 申請書の写し 7. 申請書の写し 8. 申請書の写し 9. 申請書の写し 10. 申請書の写し 11. 申請書の写し 12. 申請書の写し 13. 申請書の写し 14. 申請書の写し 15. 申請書の写し 16. 申請書の写し 17. 申請書の写し 18. 申請書の写し 19. 申請書の写し 20. 申請書の写し 21. 申請書の写し 22. 申請書の写し 23. 申請書の写し 24. 申請書の写し 25. 申請書の写し 26. 申請書の写し 27. 申請書の写し 28. 申請書の写し 29. 申請書の写し 30. 申請書の写し 31. 申請書の写し 32. 申請書の写し 33. 申請書の写し 34. 申請書の写し 35. 申請書の写し 36. 申請書の写し 37. 申請書の写し 38. 申請書の写し 39. 申請書の写し 40. 申請書の写し 41. 申請書の写し 42. 申請書の写し 43. 申請書の写し 44. 申請書の写し 45. 申請書の写し 46. 申請書の写し 47. 申請書の写し 48. 申請書の写し 49. 申請書の写し 50. 申請書の写し 51. 申請書の写し 52. 申請書の写し 53. 申請書の写し 54. 申請書の写し 55. 申請書の写し 56. 申請書の写し 57. 申請書の写し 58. 申請書の写し 59. 申請書の写し 60. 申請書の写し 61. 申請書の写し 62. 申請書の写し 63. 申請書の写し 64. 申請書の写し 65. 申請書の写し 66. 申請書の写し 67. 申請書の写し 68. 申請書の写し 69. 申請書の写し 70. 申請書の写し 71. 申請書の写し 72. 申請書の写し 73. 申請書の写し 74. 申請書の写し 75. 申請書の写し 76. 申請書の写し 77. 申請書の写し 78. 申請書の写し 79. 申請書の写し 80. 申請書の写し 81. 申請書の写し 82. 申請書の写し 83. 申請書の写し 84. 申請書の写し 85. 申請書の写し 86. 申請書の写し 87. 申請書の写し 88. 申請書の写し 89. 申請書の写し 90. 申請書の写し 91. 申請書の写し 92. 申請書の写し 93. 申請書の写し 94. 申請書の写し 95. 申請書の写し 96. 申請書の写し 97. 申請書の写し 98. 申請書の写し 99. 申請書の写し 100. 申請書の写し	当該規則	-	(b)自団体の条項 等に基づいて定 める規制	類型4	1.0	2	>-3.見直し (今後適用の変更のみを行う)	デジタル化による提示も可能とする。	令和8年3月
551	群馬県宇都 市	商工観光課 定	商工観光	商工観光	宇土市消費生活セン ターの協議及び運営 等に関する条例	第11条	(協議) 第11条 市長は、必要があるときは、消費生活センターに 関する事項について、必要に応じて現場調査等を行い、補助 対象事業者の取組が補助金の交付決定の目的に適合するとの 認めるときは、当該事業者の取組が補助金の交付決定の目的 に適合するとの認めるときは、当該事業者の取組が補助金の 交付決定の目的に適合するとの認めるときは、当該事業者 の取組が補助金の交付決定の目的に適合するとの認めるとき は、当該事業者の取組が補助金の交付決定の目的に適合する との認めるときは、当該事業者の取組が補助金の交付決定の 目的に適合するとの認めるときは、当該事業者の取組が補助 金の交付決定の目的に適合するとの認めるときは、当該事業 者の取組が補助金の交付決定の目的に適合するとの認めると きは、当該事業者の取組が補助金の交付決定の目的に適合す るものとする。	当該規則	-	(b)自団体の条項 等に基づいて定 める規制	類型1	1.0	1.0	>-1.見直し不要 (現状でアナログ的な手段に限定されていない (既に適用まで変更済み))	必要に応じて実地調査を行う規定であり、 現状は提出された写真により確認を行っ ている。また、本要綱は令和8年12月31日 をもって失効する。	本制度終了後の新制度を検討 予定

No.	自治体名	所管種	規制区分	再掲種別	条例等名 / 様式名	条項 / 掲載場所	条例名 / 届出内容	権限法令等 / 通知・連絡等名 / 条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型・PHASE		見直し方向性の検討		見直し予定 / (継続検討 / 再検討)の時期	備考	
											現行 PHASE	見直し PHASE	見直し方向性の詳細	見直し内容			
552	熊本県宇土市	土工観光課	目視	告示	宇土市商業支援事業補助金交付要綱	第12条	(補助費) 第15条 市長は、補助対象事業として申請する事業について報告を求め、又は指示し、必要に応じて、事業所等に立ち入り、帳簿等の関係書類を提出することができる。	当該条例	-	(b)自治体の条例等に基づいて定められている規制	類型1	1	0	1	<-1.見直し否 (アナログ的な手段に限定することが適当)	必要があるときに立ち入り検査を行う規定であり、アナログ的な手段が適当なため、また、必要時は令和8年12月31日をもって失効する。	本制度終了後の新制度を検討予定
553	熊本県宇土市	土木課	直視	告示	宇土市移動等円滑化の促進に関する条例	第30条	(案内標識) 第30条 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高鈴着、障害者等が視やすい位置に、高鈴着、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められるものに必要な移動の促進に関する標識を定める条例	当該条例	第4条第1項及び第2項	(c)国の法令等を参照しつつ、自治体の条例等に基づいて定められている規制	類型4	1	0	1	<-1.見直し否 (アナログ的な手段に限定することが適当)	移動等円滑化のため高鈴着、障害者等に視やすい位置に指示する必要があるため	
554	熊本県宇土市	土木課	目視	告示	宇土市危険燃焼性建築補助金交付要綱	第15条	(収入控除等の実施) 第15条 市長は、補助対象事業の認定を行うため必要がある場合は、収入控除を実施するものとし、補助対象者はこの収入控除に協力しなければならない。	当該条例	-	(b)自治体の条例等に基づいて定められている規制	類型1	1	0	1	<-1.見直し否 (アナログ的な手段に限定することが適当)	危険燃焼とは、「前掲第25条5号のセンタービル」以上の階が5メートル以上のもの、備わったものであるため、目視での確認が必要である。	
555	熊本県宇土市	都市整備課	目視	告示	宇土市人権による災害の防止等に関する条例	第6条	(被害の通知及び立入調査) 第6条 市長は、この条例の施行に必要な程度において関係者の行為をしようとする者又は関係者の行為を制止している者に申し立てを求め、又は職員をしてその行為の状態を確認させることとする。 1 前項の規定により立入調査する場合は、その身分を示す証明書を携帯し、必要ときは関係者に指示しなければならない。 2 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	当該条例	-	(b)自治体の条例等に基づいて定められている規制	類型2	1	0	1	<-2.見直し否 (活用可能な技術等が現時点で不存)	遠隔地から、現場をドローン等を活用し確認する必要のあるとされているため、活用可能な技術が現時点で不存であるため。	
556	熊本県宇土市	都市整備課	目視	告示	宇土市アスベスト改修事業補助金交付要綱	様式第10項の2	立会書	当該条例	-	(b)自治体の条例等に基づいて定められている規制	類型1	1	0	2	b-2.見直し不要 (現状でアナログ的な手段に限定されていない (直ちには運用の変更は不要))	アスベスト検査完了について、結果に実行されているか全体を確認する必要があるため、アナログ的な手段に限定されていないが、遠隔地等では確認が難しい場合	
557	熊本県宇土市	都市整備課	目視	告示	宇土市及び近隣等危険住宅移転事業補助金交付要綱	第16条	(補助金の交付) 第16条 市長は、前条の規定による完了実績報告を受けた場合は、その内容を審査し、必要に応じて現場調査等を行い、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めるときは補助金の額を確定し、補助金領決定通知書(様式第11号)により補助事業者に通知するものとする。	当該条例	-	(b)自治体の条例等に基づいて定められている規制	類型1	1	0	2	a-3.見直し (今後運用の変更のみを行う)	危険住宅の移転を確認する必要があるが、写真や遠隔地にて確認が可能である。	令和7年12月
558	熊本県宇土市	都市整備課	直視	規則	宇土市自転車等通行規則	第3条	(通行規則の制定) 第3条 前項の許可を受けた許可(同一世帯に属する者)が駐車場を共有するものとして許可に記載のある者を含む、以下「使用者」という。 1 駐車は自動車を駐車するときは、当該駐車場の視やすい位置に許可証を掲示しなければならない。	当該規則	-	(b)自治体の条例等に基づいて定められている規制	類型1	1	0	1	<-1.見直し (アナログ的な手段に限定することが適当)		アナログ規制に該当しない
559	熊本県宇土市	都市整備課	目視	告示	宇土市建築物等に係る狭小道路拡張整備要綱	第4条	(道路境界及び道路中心線の確定) 第4条 建築主等は、建築行為をしようとする場合において、道路境界が不明なときは、建築申請に先立って関係権利関係の調査を行い、道路境界を確定するよう努めなければならない。 2 道路境界を確定する際に、市長は道路中心線を確定しなければならない。	建築基準法	法第42条第2項	(a)国の法令等に基づいて定められている規制	類型1	1	0	1	<-1.見直し (アナログ的な手段に限定することが適当)	関係権利の立ち合いを求め、全員が納得して道路境界を確定する必要があるため、立会が必要である。	
560	熊本県宇土市	都市整備課	目視	告示	宇土市建築物等に係る狭小道路拡張整備要綱	第8条	(道路境界及び道路中心線の確定) 第8条 建築主等は、第6条及び前条の規定により、道路境界及び道路中心線が確定した場合は、道路境界及び道路中心線の確認書(様式第3号)に次の書類を添付して、市長に提出しなければならない。 (1) 高内照 (2) 立会完了照 (3) 公図の写し (4) 関係者(様式第4号) (5) 立会状況写真 2 建築主等は、前項に規定する道路境界及び道路中心線の確認書の写しを立会いをした関係権利者に提出するよう努めなければならない。	建築基準法	法第42条第2項	(a)国の法令等に基づいて定められている規制	類型1	1	0	1	a-3.見直し (今後運用の変更のみを行う)	書類については今後、デジタルでも提出が可能と想定する。ただし関係者へ提出する書類については書面での提出が望ましい。	令和9年3月
561	熊本県宇土市	都市整備課	目視	告示	宇土市建築物等に係る狭小道路拡張整備要綱	第9条	(無関係者承諾及び管理承諾) 第9条 建築主等は、第6条第1項第3号の規定により事前協議を行い、前条の規定による確認が成立したときは、後述用途の無関係者承諾及び管理承諾書(様式第5号、以下「承諾書」といふ。に次の書類を添付して、市長に提出しなければならない。 (1) 高内照 (2) 立会完了照 (3) 公図の写し (4) 土地の全体事項証明書 (5) 関係者(様式第4号) (6) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 2 建築主等は、後述用途の所有権を譲渡しようとするときは、譲渡人にならうとする者に対し、前条の承諾に係る事項を確認しなければならない。	建築基準法	法第42条第2項	(a)国の法令等に基づいて定められている規制	類型1	1	0	3	a-3.見直し (今後運用の変更のみを行う)	書類については今後、デジタルでも提出が可能。	令和9年3月
562	熊本県宇土市	都市整備課	目視	告示	宇土市ユニバーサルデザイン建築物等促進事業補助金交付要綱	第5条	(交付の決定等) 第5条 市長は、前条の規定による交付申請を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現場調査等を行う上、補助金の交付の可否を決定しなければならない。この場合において、市長は、必要な条件を付すことができる。	当該条例	-	(b)自治体の条例等に基づいて定められている規制	類型1	1	0	2	a-3.見直し (今後運用の変更のみを行う)	補助金交付申請書に添付された事業計画書等の内容を審査する必要があるが、写真や遠隔地にて、確認が可能である。	令和7年12月
563	熊本県宇土市	都市整備課	目視	告示	宇土市ユニバーサルデザイン建築物等促進事業補助金交付要綱	第9条	(補助金の額の確定) 第9条 市長は、前条の規定による実績報告書を受け受理した場合は、その内容を審査し、現場調査等を行うものとし、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合している旨の報告を提出しなければならない。 2 市長は、前項の報告を審査し、適合していると認めるときは、又は補助決定額を確定したときは、交付すべき補助金の額を確定し、宇土市ユニバーサルデザイン建築物等促進事業補助金交付決定通知書(様式第16号)により、関係事業者等に通知しなければならない。	当該条例	-	(b)自治体の条例等に基づいて定められている規制	類型1	1	0	2	a-3.見直し (今後運用の変更のみを行う)	実績報告書に添付された事業計画書等の内容を審査する必要があるが、写真や遠隔地にて、確認が可能である。	令和7年12月
564	熊本県宇土市	都市整備課	目視	告示	宇土市ユニバーサルデザイン建築物等促進事業補助金交付要綱	様式第7号	(補助事業の適性を判断するための必要がある場合は、現場調査等を実施する場合がある)	当該条例	-	(b)自治体の条例等に基づいて定められている規制	類型1	1	0	1	b-2.見直し不要 (現状でアナログ的な手段に限定されていない (直ちには運用の変更は不要))	補助事業の適性を判断するための交付決定の内容として、現地調査を行う内容を記載しているものであり、見直し不要である。	
565	熊本県宇土市	都市整備課	目視	告示	宇土市アスベスト調査分析事業補助金交付要綱	第5条	(交付の決定等) 第5条 市長は、前条の申請を受理したときは、当該申請書の内容及び必要に応じて現場調査等を行い、補助金交付の可否を決定するものとする。この場合において、市長は必要な条件を付すことができるものとする。 2 前項の規定に基づき補助金の交付又は不交付の決定通知書(様式第4号)により行うものとする。	当該条例	-	(b)自治体の条例等に基づいて定められている規制	類型1	1	0	1	<-1.見直し否 (アナログ的な手段に限定することが適当)	試料採取は、現地で行う必要があるため、アナログ的な手段が適当。	
566	熊本県宇土市	都市整備課	直視	告示	宇土市営住宅条例	第4条	(入居者の公募の方法) 第4条 市長は、入居者の公募を次に掲げる方法のうち2以上の方法により行うなければならない。 (1) 新聞 (2) テレビジョン (3) 市庁舎その他の区域内の適当な場所における掲示 2 前条の公募に当たっては、市長は、市営住宅の供給場所、戸数、規格、家賃、入居資格、申込方法、選考方法の概観、入居時期その他必要な事項を公示する。	建築基準法	第3条	(c)国の法令等を参照しつつ、自治体の条例等に基づいて定められている規制	類型4	2	2	2	b-1.見直し不要 (現状でアナログ的な手段に限定されていない (既に運用で変更済み))	現状、市営住宅の公募については、規定にない掲示、広報紙に加え、ホームページでも行っている。市営住宅の申込者は市庁舎の公開の展示、市庁舎の公開の展示等を中心として、市民の公募の機会を増やすことも多い。掲示の規制は現状で適当である。	
567	熊本県宇土市	都市整備課	定期検査・点検	告示	宇土市営住宅条例	第30条	(収入超過等に関する認定) 第30条 市長は、毎年度、第16条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が前年度に比べて増加する金額を算出し、かつ、当該入居者が、市営住宅に引き続き5年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。 2 市長は、第16条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が前2年連続して今年9月に規定する金額を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き5年以上入居している場合において、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。 3 入居者は、前2項の認定に対し、市長の定めるところにより意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見を聴き、必要に応じて認定を修正する。	当該条例	-	(b)自治体の条例等に基づいて定められている規制	類型1	1	0	1	<-1.見直し (アナログ的な手段に限定することが適当)		アナログ規制に該当しない (ただし、オンライン通知を今後検討)
568	熊本県宇土市	都市整備課	住居開帳・情報	告示	宇土市営住宅条例	第37条	(収入超過者の公表等) 第37条 市長は、第15条第1項、第32条第1項若しくは第34条第1項の規定による家賃の決定、第17条(第32条第3項又は第34条第3項において用いる場合を含む。)の規定による家賃若しくは家賃の減額若しくは増額の算出、第25条第2項による家賃の減額若しくは増額の算出、第33条第1項の規定による増減の請求、第35条の規定によるあつせん又は第39条の規定による市営住宅への入居の制限に関し必要がある認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその直系の親、その数寄先その他の関係者に通知を求め、又は当該通知に必要な書類を提出させ、若しくはその内容を記録することを求めることができる。 2 市長は、前項に規定する権限を、当該職員を指定して行うものとする。	当該条例	-	(b)自治体の条例等に基づいて定められている規制	類型1	1	0	1	<-1.見直し (アナログ的な手段に限定することが適当)		アナログ規制に該当しない (公的機関等への通知が必要とされていないため。(住居開帳・情報)にあたる))

No.	規程の目出し						類型・PHASE		見直しの方針等の検討								
	自治体名	所管種	規制区分	再編種別	条例等名 / 様式名	条項/ 掲載場所	権限法令等名/ 通知・通告等名/ 条例等名	当該条項等	規制規格 の分類	類型	現在 PHASE	見直し PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定 / (継続検討 / (見直し) 再 検討時期	備考	
569	熊本県宇土市	都市型調整	日視	高例	宇土市市営住宅条例	第58条	「公営住宅法等に 基づく目視・実地 監視規制のオンライン 化」(令和6年11月31日 付閣内閣府審議 490号)	第66条第1項	(e)国の法令等を 参照しつつ、自 自治体の条例等に 基づいて定めて いる規制	類型1	1 0	1 0	<-1.見直し否 (アナログ的な手段に限定することが適当)	国の通知により、目視・実地監視規制についてオンライン化推進が示されているが、現状、市営住宅において入居審査を行うことは、正確・公正な管理のために必須であり、運用の変更は困難である。			
570	熊本県宇土市	都市型調整	日視	規則	宇土市市営住宅条例施行規則	第4条	(抜粋) 第4条 条例第9条第2項の規定による抽選は、入居申込者のうちから代表者を1名を選定し立ち合わせることができる。 2 市営住宅の入居申込者となる者は、前項の立入人のほか、申込入居者以外の者の中から立入人を定め、抽選に立ち合わせるものとする。 3 前2項の抽選結果については、市営住宅抽選記録簿(様式第2号)を調製しなければならない。	当該条項	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1 0	1 0	<-1.見直し否 (アナログ的な手段に限定することが適当)	公正な抽選を行うため、デジタル的な手段(オンライン化を含むアプリ等)ではなく、立会による直接的な監視が必要である。見直しは不要である。		
571	熊本県宇土市	都市型調整	日視	規則	宇土市市営住宅条例施行規則	様式第2号	(抜粋) 2 立会人(住人、氏名、住所、電話番号)	当該条項	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1 0	1 0	<-1.見直し否 (アナログ的な手段に限定することが適当)	公正な抽選を行うため、デジタル的な手段(オンライン化を含むアプリ等)ではなく、立会による直接的な監視が必要である。見直しは不要である。		
572	熊本県宇土市	都市型調整	日視	規則	宇土市市営住宅条例施行規則	様式第19号	(抜粋) 第4条 市営住宅を明け渡そうとするときは、5日前までに市に届け出て、市長の指定する者の検査を受けなければならない。 2 入居者は、第2条の規定により市営住宅を継続借入し、又は借入し、前条第1項の規定による検査を受け、入居者の費用で当該検査に立ち合わせるものとする。 (立入検査) 第58条 市長は、市営住宅の管理上必要があると認めるときは、市長の指定した市営住宅の検査を受け、又は入居者に対して適当な指示をすることができる。 2 前項の検査において、現に使用している市営住宅に立ち入らなければならない。 3 第1項の規定により検査を受ける者は、その身分を示す書類を提示し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。	当該条項	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1 0	1 0	<-1.見直し否 (アナログ的な手段に限定することが適当)	現状、市営住宅において入居審査を行うことは、正確・公正な管理のために必須であり、運用の変更は困難である。		
573	熊本県宇土市	都市型調整	日視	告示	宇土市市営住宅等連立行為監視要綱	第3条	(抜粋) 第3条 市長は、連立行為の発生を受けたときは、申立、近隣住民又は近隣入居者、自治会役員等(以下「申立者等」といふ。)に申立書の提出及び連立行為の調査を依頼するものとする。 2 前項の調査においては、連立行為の有無を明らかにするために、申立者等の写真、録音、録音テープ、ビデオテープ等による記録その他の証拠の収集に努めるものとする。 3 前項の調査の結果に基づいて、申立者等及び関係機関に当該行為の停止を求め、停止を要しない場合は、当該証拠としてこれらを使用する前に第1項の調査の結果に了承を得ておくものとする。	当該条項	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1 0	1 0	<-1.見直し否 (アナログ的な手段に限定することが適当)	連立行為の状況を目視や実地により確認する必要があるため。		
574	熊本県宇土市	都市型調整	日視	告示	宇土市市営住宅等における身身入居者死亡の後遺物取扱要綱	第4条	(市営住宅等の立入調査) 第4条 市長は、前条の確保状況の期限までに相続人が市営住宅等の所有権を行使しないときは、条例第58条、特公営条例第33条又は特公営条例第46条の規定により、次に掲げる事項に留意し、当該市営住宅等の立入調査を実施するものとする。 (1) 条例第57条第1項の市営住宅管理入、特公営条例第32条第1項の公営住宅管理入又は特公営条例第45条第1項の市営住宅管理入を要し、自治会役員等の第三者以上以上の立会を要するものとする。 (2) 調査は2人以上で行い、立会者以外の者を当該市営住宅等へ立ち入らせないこと。 (3) 残置物は必ず以上に手を触れず、その状態を住宅内状況調査(様式第4号)に記載するとともに、写真撮影により記録すること。	公営住宅管理標準 要綱(第15号)について (平成28年10月14日 建設省住居形成第15号)	第66条第3項	(e)国の法令等を 参照しつつ、自 自治体の条例等 に基づいて定めて いる規制	類型1	1 0	1 0	<-1.見直し否 (アナログ的な手段に限定することが適当)	人が目視や実地により確認することが求められている情報を、技術を用いて収集することができないため。		
575	熊本県宇土市	都市型調整	日視	告示	宇土市市営住宅等における身身入居者死亡の後遺物取扱要綱	第2条	(残置物の取扱い) 第2条 市長は、前条の特別代理人が選任される前に残置物を移動させる必要がある場合は、条例第58条、特公営条例第33条又は特公営条例第46条の規定により、次に掲げる事項に留意し、当該市営住宅等の立入調査を実施するものとする。 (1) 住居役員、自治会役員等の第三者以上以上の立会を要するものとする。 (2) 調査は2人以上で行い、立会者以外の者を当該市営住宅等へ立ち入らせないこと。 (3) 残置物は必ず以上に手を触れず、その状態を住宅内状況調査(様式第4号)に記載するとともに、写真撮影により記録すること。 (4) 残置物を一身専属的なもの、その他の保管すべきもの、生息のみその他の廃棄すべきものに分別し、残置物目録(様式第6号)を作成するものとする。	公営住宅管理標準 要綱(第15号)について (平成28年10月14日 建設省住居形成第15号)	第66条第3項	(e)国の法令等を 参照しつつ、自 自治体の条例等 に基づいて定めて いる規制	類型1	1 0	1 0	<-1.見直し否 (アナログ的な手段に限定することが適当)	人が目視や実地により確認することが求められている情報を、技術を用いて収集することができないため。		
576	熊本県宇土市	都市型調整	日視	告示	宇土市市営住宅等の無断退去に関する処理要綱	第2条	(無断退去した疑いのある者の調査) 第2条 市長は、市営住宅等の外観、近隣入居者の通報等から無断退去した疑いのある者を発見したときは、次の事項について調査するものとする。 (1) 防犯カメラによる入居状況の調査 (2) 電気、ガス、水道及び公共下水道の使用状況の確認 (3) 自治会役員、近隣入居者及び郵便局との問合せ (4) 関係者への問合せ (5) 関係者に小学生、中学生等がいる場合は、当該学校への問合せ (6) 住居課の確認 (7) 連帯保証人及び親族等への問合せ (8) 前条に掲げるもののほか、市長が必要と認める調査 2 市長は、前項の調査結果に基づいて市営住宅等無断退去者調査(様式第5号)を作成するものとする。	公営住宅管理標準 要綱(第15号)について (平成28年10月14日 建設省住居形成第15号)	第66条第3項	(e)国の法令等を 参照しつつ、自 自治体の条例等 に基づいて定めて いる規制	類型1	1 0	1 0	<-1.見直し否 (アナログ的な手段に限定することが適当)	人が目視や実地により確認することが求められている情報を、技術を用いて収集することができないため。		
577	熊本県宇土市	都市型調整	日視	告示	宇土市市営住宅等の無断退去に関する処理要綱	第3条	(無断退去の調査) 第3条 市長は、前条の調査により、無断退去者と想定される入居者の市営住宅等の玄関ドアに、告知書(様式第2号)を掲示するものとし、後日の確認として写真撮影するものとする。 2 前項の場合において告知書の掲示期間は、掲示の日から15日間とする。	当該条項	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1 0	1 0	<-1.見直し否 (アナログ的な手段に限定することが適当)	実地により確認することが求められている情報を、技術を用いて収集することができないため。		
578	熊本県宇土市	都市型調整	日視	告示	宇土市市営住宅等の無断退去に関する処理要綱	第3条	(告知書の掲示) 第3条 市長は、前条の調査により、無断退去者と想定される入居者の市営住宅等の玄関ドアに、告知書(様式第2号)を掲示するものとし、後日の確認として写真撮影するものとする。 2 前項の場合において告知書の掲示期間は、掲示の日から15日間とする。	当該条項	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1 0	1 0	<-1.見直し否 (アナログ的な手段に限定することが適当)	特定の者の調査を目的とする掲示であり、デジタルによる掲示が不可能なため。		
579	熊本県宇土市	都市型調整	日視	告示	宇土市市営住宅等の無断退去に関する処理要綱	第5条	(鍵の取換え及び立入検査) 第5条 市長は、第3条第2項による告知書の掲示期間経過後も無断退去者と想定される者から連絡がない場合は、当該者による市営住宅等の使用を中止させるため、2人以上の職員により当該住宅内へ立ち入り、残置物について、残置物目録(様式第4号)を作成するとともに、室内を撮影し、後日の確認として保存しておくものとする。 2 市長は、前項の検査時には、住居課長、自治会役員及び連帯保証人又は明している親族等に対し、立会を依頼するものとする。 3 市営住宅等の鍵の取換えを実施したときは、関係告知書(様式第5号)を当該市営住宅等の玄関ドアに掲示する。	当該条項	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1 0	1 0	<-1.見直し否 (アナログ的な手段に限定することが適当)	実地により確認することが求められている情報を、技術を用いて収集することができないため。		
580	熊本県宇土市	都市型調整	日視	告示	宇土市市営住宅等の無断退去に関する処理要綱	第5条	(鍵の取換え及び立入検査) 第5条 市長は、第3条第2項による告知書の掲示期間経過後も無断退去者と想定される者から連絡がない場合は、当該者による市営住宅等の使用を中止させるため、2人以上の職員により当該住宅内へ立ち入り、残置物について、残置物目録(様式第4号)を作成するとともに、室内を撮影し、後日の確認として保存しておくものとする。 2 市長は、前項の検査時には、住居課長、自治会役員及び連帯保証人又は明している親族等に対し、立会を依頼するものとする。 3 市営住宅等の鍵の取換えを実施したときは、関係告知書(様式第5号)を当該市営住宅等の玄関ドアに掲示する。	当該条項	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1 0	1 0	<-1.見直し否 (アナログ的な手段に限定することが適当)	特定の者の調査を目的とする掲示であり、デジタルによる掲示が不可能なため。		
581	熊本県宇土市	都市型調整	日視	告示	宇土市特定公共用住宅管理条例	第4条	(入居者の公募の方法) 第4条 市長は、入居者の公募を次に掲げる方法によって行うなければならない。 (1) 市の職権 (2) 市庁舎その他の市の区域内の適当な場所における掲示 2 前項の公募に当たっては、特設入居者の供給場所、戸数、年齢、職業、入居資格、入居費、申込方法、選考方法の範囲、入居時期その他の必要な事項を公示する。	当該条項	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1 0	2	>-1.見直し不要 (現状でアナログ的な手段に限定していない(既に適用済み))	現状、市営住宅の公募については、掲示・広報紙に加え、ホームページも行っている。実行されて以降に希望される人もおらず、方法をデジタル化して実施する必要があるため、掲示の規定は維持することが適当である。		

No.	規程の提出				規程名/制定内容	規程発令等/通知・通告等/条例等	当該規程等	規制規格の分類	類型・PHASE		見直しの方針等の検討				備考
	自治体名	所管種	規制区分	再編種別					条項名/制定内容	条項/掲載場所	類型	現在 PHASE	見直し PHASE	見直しの方向性	
596	群馬県宇都宮市	都市整備課	日視	告示	宇土市若狭危険空き家等除去費事業補助金交付要綱	第15条	当該規程	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1	0	2	a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う)	現状写真等は確認するための必要だが、必ずしも必要ではない。今後、写真のみでも提出は可能とする。	令和9年3月
597	群馬県宇都宮市	都市整備課	日視	告示	宇土市若狭危険空き家等除去費事業補助金交付要綱	第16条	当該規程	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1	0	1	<1.見直し否(アナログ的な手段に限定されることが適当)	補助内容通り、施工が実施されているかを現地で確認する必要があるため、アナログ的な手段が望ましい。	
598	群馬県宇都宮市	都市整備課	日視	告示	宇土市戸建て木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱	第21条	当該規程	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1	0	2	a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う)	写真や遠隔照会にて、確認が可能である。	令和7年12月
599	群馬県宇都宮市	都市整備課	日視	告示	宇土市戸建て木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱	第16条	当該規程	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1	0	2	a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う)	写真や遠隔照会にて、確認が可能である。	令和7年12月
600	群馬県宇都宮市	土木課	日視	告示	宇土市土砂災害危険住宅宅耐震改修事業補助金交付要綱	第11条	当該規程	(c)国の法令等を参照しつつ、自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1	0	1	<1.見直し否(アナログ的な手段に限定されることが適当)	基本的に報告書や写真等で審査するが、目視できない箇所などがある場合のみ現地調査を行うため。	
601	群馬県宇都宮市	福祉課	日視	告示	平成28年度地域福祉推進事業補助金交付要綱	第8条	当該規程	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1	0	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	写真等の現地確認も可能とする。	
602	群馬県宇都宮市	福祉課	日視	告示	平成28年度地域福祉推進事業補助金交付要綱	第13条	当該規程	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1	0	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	写真等の現地確認も可能とする。	
603	群馬県宇都宮市	都市整備課	日視	告示	宇土市危険ブロック塀安全確保促進事業補助金交付要綱	第13条	当該規程	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1	0	2	a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う)	写真や遠隔照会にて、確認が可能である。	令和7年12月
604	群馬県宇都宮市	都市整備課	日視	告示	宇土市危険ブロック塀安全確保促進事業補助金交付要綱	第7条	当該規程	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1	0	1	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	補助事業の施工の適正を期するための交付決定の条件として、現地調査を行う可能性を認識しているため、見直し不要である。	
605	群馬県宇都宮市	危機管理課	防災・専任	訓令	宇土市防災行政無線機運用要綱	第8条	当該規程	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1	1	<1.見直し否(アナログ的な手段に限定されることが適当)	防災行政無線機を運用するうえで、無線事業者の配置が必要のため		
606	群馬県宇都宮市	危機管理課	防災・専任	訓令	宇土市防災行政無線機運用要綱	第9条	当該規程	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1	1	<1.見直し否(アナログ的な手段に限定されることが適当)	防災行政無線機を運用するうえで、無線事業者の配置が必要のため		
607	群馬県宇都宮市	危機管理課	防災関係・防災	訓令	宇土市防災行政無線機運用要綱	第11条	当該規程	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1	1			アナログ規制に該当しない	
608	群馬県宇都宮市	危機管理課	日視	訓令	宇土市防災行政無線機運用要綱	第13条	当該規程	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1	0	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	日常点検のうち、通話試験については毎日1回実施することとされている。その他通話試験や点検の有無の確認については遠隔により確認されているため。	
609	群馬県宇都宮市	危機管理課	定期検査・点検	訓令	宇土市防災行政無線機運用要綱	第13条	当該規程	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1	0	1	<1.見直し否(アナログ的な手段に限定されることが適当)	なお、通話試験については、毎日1回実施することとされており、その他通話試験や点検の有無の確認については遠隔により確認できている。	
610	群馬県宇都宮市	危機管理課	対面講習	訓令	宇土市防災行政無線機運用要綱	第14条	当該規程	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1	0	1	<1.見直し否(アナログ的な手段に限定されることが適当)	訓練には実際の機器を操作し訓練を行う必要があるため	
611	群馬県宇都宮市	危機管理課	対面講習	訓令	宇土市防災行政無線機運用要綱	第15条	当該規程	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1	0	1	<1.見直し否(アナログ的な手段に限定されることが適当)	訓練には実際の機器を操作し訓練を行う必要があるため	
612	群馬県宇都宮市	危機管理課	日視	告示	宇土市防災行政無線機運用要綱	第6条	当該規程	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1	0	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	現状では、写真等で完了検査を行っており、立入り検査は現在見直ししていない。	
613	群馬県宇都宮市	危機管理課	日視	告示	平成28年度地域福祉推進事業補助金交付要綱	第9条	当該規程	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1	0	1	<1.見直し否(アナログ的な手段に限定されることが適当)	事業実施報告書や写真等で確認可能だが、立入り検査は現地入りが必要	
614	群馬県宇都宮市	税務課	日視	告示	宇土市市営貸付金交付要綱	第5条	当該規程	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1	0	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	令和6年5月31日に「災害に際する住家の損害認定事業運用指針」を改定し、被災地区全体をドローンで撮影・3次元化して浸水状況を把握し、被害状況を把握することにより、被害の程度を地域一括で判定すること等が可能である旨を明示されているため。また、同日	

規程の目出し										類型・PHASE		見直しの方針等の検討						
No.	自治体の名称	所管課	規制区分	再編種別	条項名 / 式名	条項 / 掲載場所	条項 / 改正内容	権限法令等 / 通知・連絡等 / 条項名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在 PHASE	見直し PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定 / (継続検討の場合) 再検討時期	備考	
615	熊本県宇土市	危機管理課	対面講習	規則	宇土市消防防犯規則	第13条	(教育及び訓練) 第13条 消防は、消防団員に対する消防の知識及び技能の習得及び向上のために毎年2回以上消防防犯に必要な各種の訓練を行わなければならない。 2 前項の訓練計画はあらかじめ市長の承認を受け、実施結果を市長に報告しなければならない。 3 消防団員による発火の緊急に対応して消防学校又は消防学校において行われる教育訓練を受けさせるものとする。	当該規則	—	(b)自治体の条項等に基づいて定めている規制	類型1	1	1	1	<-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	実際に小型ポンプやホース、簡易な機械器具を使った訓練が必要のため		
616	熊本県宇土市	危機管理課	英訳・専任	訓令	宇土市非常発生防犯対策要領	第4条	(法の規制) 第4条 総務課は、次に掲げる事項を遵守して行わなければならない。 (1) 指図等を使用する消防団員(以下「消防士」という。)(以下「消防士」を指す消防団員(以下「消防士」という。))は、消防士に対して、発射目標の指示及び届出等による発射台頭を与えること。 (2) 指図等は、発火防止の確保、事故防止の措置を講ずること。 (3) 消防士は、指図等の指示に従い、確実な操作及び安全確保の活用により、発火の防止を図るとともに、発射位置、発射角度及び方位、風速等に留意し、弾頭の正確な打ち込みを図るものとする。 2 消防団員は、直ちに当該条項の安全確保をかけること。	当該規則	—	(b)自治体の条項等に基づいて定めている規制	類型3	1	1	1	<-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	非常発生対策を取り扱うため、消防員の配置が必要		
617	熊本県宇土市	財政課	書面提示	告示	宇土市防犯カメラの設置、管理及び運用に関する要領	第4条	(防犯カメラの設置等) 第4条 市は、防犯カメラの設置に当たっては、設置目的を達成するために必要となる範囲内に設置するものとする。 2 市は、防犯カメラの設置について、設置場所又は撮影対象区域の規やすい場所に設置し、必要に応じて表示するものとする。	当該規則	—	(b)自治体の条項等に基づいて定めている規制	—	—	—	—	—		アナログ規制に該当しない	
618	熊本県宇土市	財政課	日報	告示	宇土市防犯カメラの設置、管理及び運用に関する要領	第12条	(指定管理施設等の設置) 第12条 管理責任者は、指定管理施設における防犯カメラの運用管理に関する事務の全部又は一部を、当該指定管理施設に係る指定管理者に行わせることができる。この場合において、管理責任者は、指定管理者に個人情報の保護に関する十分な措置を講じなければならない。 2 前項の規定により防犯カメラの運用に関する事務の全部又は一部を指定管理者に行わせる場合には、管理責任者は、必要があると認めるときはいつでも当該指定管理施設を实地に調査し、又は防犯カメラの運用の状況に際し指定管理者に報告を求め、若しくはこれに必要な指示を行うことができる。	当該規則	—	(b)自治体の条項等に基づいて定めている規制	類型2	1	2	2	>-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	アナログ的な手段に限定されていないため		
619	熊本県宇土市	環境交通課	対面講習	訓令	宇土市交通指導員要領	第10条	(訓練) 第10条 市は、次に掲げる事項について指導員養成及び交通安全協会等の協力を得て指導員の教育訓練を随時行なうものとする。 (1) 指導員としての心構え (2) 交通安全及び交通ルールに関する事項 (3) 前2に掲げるもののほか、市長が必要と認める知識及び技能	当該規則	—	(b)自治体の条項等に基づいて定めている規制	類型1	1	1	1	<-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	現時点では対面による講習が適当であるため		
620	熊本県宇土市	財政課	FD等の記録提供	告示	宇土市公用車ドライブレコーダーの設置及び運用に関する要領	第8条	(データの提供申請) 第8条 前条第3項各号のいずれかの目的でデータの提供を受けようとする者(以下「申請者」という。)(以下、宇土市公用車ドライブレコーダーデータ提供申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、宇土市公用車ドライブレコーダーデータの提供申請(様式第2号)を申請者に送附し、データの提供を行うものとする。 3 管理責任者は、前項の規定による提供を行った場合は、その理由、期日、相手方の名称、記録データの内容及等を記載した宇土市公用車ドライブレコーダーデータ管理(様式第3号)を作成し、提出しなければならない。 4 第3項の規定によりデータを提供する場合、必要に応じてデータの提供を受ける者の同意を得なければならない。	当該規則	—	(b)自治体の条項等に基づいて定めている規制	—	—	—	—	—	>-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	アナログ的な手段に限定されていないため	
621	熊本県宇土市	学校教育課	書面提示	教育委員会規則	宇土市教育委員会公告式規則	第2条	(規程等の公布) 第2条 規程を公布しようとするときは、公布の前日、毎月及び教育委員会(以下「教育委員会」という。)(以下、公布の日)を記入し、教育長印を押さなければならない。 2 規程等の公布は、委員会の議決及び公表の規やすい場所に掲示してこれを行う。	地方教育行政の組織法第15条第2項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型4	1	1	2	2	>-1.見直し(実効の改正が必要)	ホームページへの掲載を可能にするため、宇土市公告式規則と同様に教育委員会の公告式規則の改正を行う。	令和8年6月	
622	熊本県宇土市	中央公民館	定期検査点検	教育委員会規程	宇土市中央公民館長に対する管理責任規程	第2条	第2条 館長は次の各号の一に該当する事項については毎月5日までに教育長に報告しなければならない。 (1) 施設の維持管理に関する事項 (2) その他必要と認める事項	当該規則	—	(b)自治体の条項等に基づいて定めている規制	類型1	1	1	1	>-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	現在は、特にこの規定に基づいた報告は行っていない。このため、6月を目標に、廃止や運用見直しを検討していくこととする。	令和8年6月をもって廃止や運用見直しを図る。	
623	熊本県宇土市	学校教育課	英訳・専任	教育委員会規程	宇土市立学校職員の安全管理規程	第7条	(衛生管理者) 第7条 法第12条第1項の規定の適用を受ける学校に専任して衛生管理者を置く。 2 衛生管理者は、校長が、資格を有する職員のうちから1人を選任する。 3 校長は、衛生管理者を選任したときは、衛生管理者(衛生管理者)報告書(別記様式)を教育長に提出しなければならない。 4 衛生管理者は、校長の指揮監督を受け、衛生管理者の職務に相当する職務を行うものとする。	労働安全衛生規則 第7条第1項第4号	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型2	1	1	2	2	>-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	令和6年6月28日付け厚生労働省労働基準局からの通知により、一定の要件を満たせば兼務も可能であるため。		
624	熊本県宇土市	学校教育課	日報	教育委員会規程	宇土市立学校職員の安全管理規程	第8条	(衛生管理者の職務) 第8条 衛生管理者は、校長の指揮監督を受け、法第10条第1項各号のうち、次に掲げる事項を担当する。 (1) 職員の健康診断を防止するための措置に関すること。 (2) 職員の衛生のための教育の実施に関すること。 (3) 健康診断の実施その他健康管理に関すること。 2 衛生管理者は、健康診断、設備、作業方法又は衛生状態に関する必要と認めるときは、直ちに、職員の健康診断を防止するため必要な措置を講じなければならない。	当該規則	—	(b)自治体の条項等に基づいて定めている規制	—	—	—	—	—		アナログ規制に該当しない	
625	熊本県宇土市	学校教育課	英訳・専任	教育委員会規程	宇土市立学校職員の安全管理規程	第9条	(衛生管理者) 第9条 法第12条の2の規定の適用を受ける学校に専任して衛生管理者を置く。 2 衛生管理者は、校長が職員のうちから1人を選任する。 3 校長は、衛生管理者を選任したときは、衛生管理者(衛生管理者)報告書(別記様式)を教育長に提出しなければならない。 4 衛生管理者は、校長の指揮監督を受け、衛生管理者の職務に相当する職務を行うものとする。	当該規則	—	(b)自治体の条項等に基づいて定めている規制	—	—	—	—	—		アナログ規制に該当しない	
626	熊本県宇土市	学校教育課	英訳・専任	教育委員会規程	宇土市立学校職員の安全管理規程	第10条	(健康) 第10条 法第13条第1項の規定の適用を受ける学校に専任して健康管理者を置く。 2 健康管理者は、校長が、当該学校の学校医(学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第23条第1項に規定する学校医をいう。)(以下「学校医」という。)(以下「学校医」という。))のうちから1人を選任することができる。 3 健康管理者は、宇土市立学校職員の安全管理規程(昭和33年法律第56号)第7条で選任された健康管理者をもって充てることができる。 4 健康管理者は、次に掲げる職務を担当する。 (1) 健康診断の実施並びにその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。 (2) 健康診断、健康相談、その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。 (3) 衛生教育に関すること。	当該規則	—	(b)自治体の条項等に基づいて定めている規制	—	—	—	—	—		アナログ規制に該当しない	
627	熊本県宇土市	学校教育課	定期検査点検	教育委員会規則	宇土市学校運営協議会規則	第6条	(基本方針の策定) 第6条 前条第1号の承認は、指定学校の長が作成した基本的な方針に基づき、その策定日等を踏まえ、次に掲げる事項について行う。 (1) 教育課程の編成に関すること。 (2) 学校経営計画に関すること。 (3) 組織編成に関すること。 (4) 学校予算の編成及び執行に関すること。 (5) 施設管理及び施設設備の維持管理に関すること。 2 指定学校の長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。 3 前条第1号の承認が得られない場合、教育委員会は、協議会委員の意見を聴取して策定の日を決定することができる。この場合において、当該協議会委員は、協議会委員としての職務を履行するものとする。	当該規則	—	(b)自治体の条項等に基づいて定めている規制	—	—	—	—	—	—		アナログ規制に該当しない
628	熊本県宇土市	学校教育課	対面講習	教育委員会規則	宇土市学校運営協議会規則	第15条	(研修) 第15条 教育委員会は、委員に対して、協議会及び委員の役割及び責任について、正しい理解を得るために必要な研修等を行うものとする。	当該規則	—	(b)自治体の条項等に基づいて定めている規制	類型1	1	1	1	>-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	現時点で、アナログ的な手段に限定おらず、オンラインを活用する。		
629	熊本県宇土市	学校教育課	定期検査点検	教育委員会規則	宇土市立小・中学校管理運営規則	第12条	(定期報告) 第12条 校長は、次の各号に掲げる事項について、毎月、委員会に報告するものとする。 (1) 児童又は生徒の異動及び出席状況 (2) その他委員会が必要と認める事項	当該規則	—	(b)自治体の条項等に基づいて定めている規制	類型3	1	1	1	<-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	転入・転出等、学籍簿と照合するため、毎月報告を求める。		

No.	規程の洗い出し						類型・PHASE		見直しの方針等の検討							
	自治体名	所管種	規制区分	再編等種別	条例等名 / 様式名	条項 / 用字場所	条例等名 / 通知・連絡等名 / 条例等名	当該条項等	規制趣旨の分類	類型	現在 PHASE	見直し PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定 / (継続検討の場合) 再検討時期	備考
630	熊本県宇土市	学校教育課	定期検査・点検	教育委員会規則	宇土市立小・中学校管理運営規則	第39条									アナログ規制に該当しない	
631	熊本県宇土市	学校教育課	定期検査・点検	教育委員会規則	宇土市立小・中学校管理運営規則	第41条						1.0	1.0	<1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)		
632	熊本県宇土市	学校教育課	定期検査・点検	教育委員会規則	宇土市立小・中学校管理運営規則	第4条										令和8年4月規程廃止予定のため非該当
633	熊本県宇土市	学校教育課	定期検査・点検	教育委員会規則	宇土市教育センター設置規則	第8条										アナログ規制に該当しない
634	熊本県宇土市	給食センター	実地検査	教育委員会告示	宇土市学校給食センター運営規則	第28条						1.0	2	a-1.見直し否(実次の改正が必要)		令和6年度に給食会から公営に移行し監事の選任及び監査を行っていないため、令和8年5月実次を削除する
635	熊本県宇土市	給食センター	実地検査	教育委員会告示	宇土市学校給食センター運営規則	第4条						1.0	1.0	<1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)		食品等を扱うため実際に手取り、目視で確認する必要があるため
636	熊本県宇土市	学校教育課	定期検査・点検	教育委員会規則	宇土市立幼稚園管理運営規則	第11条										アナログ規制に該当しない
637	熊本県宇土市	学校教育課	定期検査・点検	教育委員会規則	宇土市立幼稚園管理運営規則	第29条										アナログ規制に該当しない
638	熊本県宇土市	学校教育課	定期検査・点検	教育委員会規則	宇土市立幼稚園管理運営規則	第32条										アナログ規制に該当しない
639	熊本県宇土市	学校教育課	目視	教育委員会規則	宇土市短期外国青年任用規則	第3条										アナログ規制に該当しない
640	熊本県宇土市	学校教育課	目視	教育委員会規則	宇土市短期外国青年任用規則	第3条										アナログ規制に該当しない(関係する関係に参照するため)
641	熊本県宇土市	学校教育課	目視	教育委員会告示	宇土市立学校等に勤務する用務員の職務に関する告示	第5条						1.0	1.0	<1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)		詳細な危険箇所等を把握する必要があるため、目視で確認する必要がある。ただし、今後は監視カメラ等の活用を検討する。
642	熊本県宇土市	生涯活動推進課	定期検査・点検	教育委員会告示	宇土市地域学校協働活動推進事業(放課後子供教室推進事業)実施要綱	第14条										アナログ規制に該当しない
643	熊本県宇土市	生涯活動推進課	定期検査・点検	教育委員会告示	宇土市地域学校協働活動推進事業(地域学校協働推進事業)実施要綱	第9条										アナログ規制に該当しない
644	熊本県宇土市	まちづくり推進課	目視	告示	宇土市自治公民館等整備事業補助金交付要綱	第18条						1.0	1.0	<1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)		増設での確認や立ち入り検査が必要となった場合を想定しておく必要がある。
645	熊本県宇土市	生涯活動推進課	対面講習	教育委員会規則	宇土市青少年センター設置規則	第9条										アナログ規制に該当しない
646	熊本県宇土市	文化課	目視	告示	宇土市地域コミュニティ施設等再建支援事業補助金交付要綱	第7条						1.0	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))		運用上、紙だけでなくメールでの届出でもきた見直し不要
647	熊本県宇土市	文化課	目視	告示	宇土市地域コミュニティ施設等再建支援事業補助金交付要綱	第9条						1.0	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))		・審議会からの「意見聴取」は書面、電話、メール等の代替手段があり、対面は限定されている訳ではない。

No.	規則の新しい出し					類型・PHASE		見直しの方針等の特約								
	自治体名	所管種	規制区分	再規程種別	条例等名 / 様式名	条項/ 掲載場所	権限法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定 / (「継続検討」 の場合) 再 検討時期	備考
648	熊本県下志	文化課	目視	条例	宇土市民会館条例	第18条			(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①	1①	<-1.見直し否 (アナログ的な手段に限定することが適当)	管理のため現地に立ち入ることは、当該事務の遂行上必要であるため。		
649	熊本県下志	図書館	書架表示	教育委員会	宇土市立図書館条例 施行規則	第3条			(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	2	>-1.見直し不要 (現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に適用まで変更済み))	HPでの閲覧を行うが、HPを閲覧しなくても館内の資料も閲覧できる。HPを閲覧しなくても館内の資料も閲覧できる。HPを閲覧しなくても館内の資料も閲覧できる。		
650	熊本県下志	図書館	往訪閲覧 閲覧	教育委員会	宇土市立図書館雑誌 スポンサー制度取 扱要綱	第2条									アナログ規制に該当しない	
651	熊本県下志	理工観光課	書架表示	規則	宇土マリン条例 施行規則	第11条			(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1②	1②	<-1.見直し否 (アナログ的な手段に限定することが適当)	常時、専用利用者の観覧することがわかるようにしておく必要があるため。		
652	熊本県下志	生活活動推進課	施設・専任	教育委員会	宇土市立体育館条例 施行規則	第9条			(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1	1	<-1.見直し否 (アナログ的な手段に限定することが適当)	施設利用責任者として、整理人が必要であるため。		
653	熊本県下志	文化課	対面講習	条例	宇土市文化財保護条例	第14条			(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1②	2	>-1.見直し不要 (現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に適用まで変更済み))	当該施設や保存技術などを将来にわたって保存・継承するために必要な事項を定めるもの。対象とする文化・文化財の性格や現状により対象での対応が必要になる場合は大いに限定されるが、条例の中で対面に限定するものではない。		
654	熊本県下志	文化課	往訪閲覧 閲覧	教育委員会	宇土市湖田島の歴史 資料館条例施行規則	第6条			(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	<-1.見直し否 (アナログ的な手段に限定することが適当)	資料を閲覧する場合の対応について定めたものであり、利用者に対するアナログ規制にはあたらない。 (学術目的などで) オンラインで公開して		
655	熊本県下志	理工観光課	書架表示	告示	小浜川橋公園でスコ ットキャラクターの 名刺及びイラストに 関する要綱	第9条			(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	2	>-1.見直し不要 (現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に適用まで変更済み))	許可不要の要件で使用する場合に提示する規定であり、現にデジタルで使用する要件もあるため。		
656	熊本県下志	文化課	目視	告示	宇土市文化財保存事 業費補助金交付要綱	第5条			(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1①	1①	<-1.見直し否 (アナログ的な手段に限定することが適当)	判断のため現地を確認することが必要であるため。 現地調査を行わなければならないのではなく、場合により必要から現地調査を行うもの。対象文化財の状態を確認する手段として現地調査が最も適当であり、安易にオンライン化は不可。		